



県章

山形県公報

平成16年4月30日(金)

号外(38)

目次

公 告

包括外部監査結果に関する報告の公表.....(監査委員)... 1

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人伊藤吉明から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年4月30日

山形県監査委員	鈴	木	正	法
山形県監査委員	広	谷	五郎左工門	
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

平成16年4月30日印刷
平成16年4月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056

平成16年 4月30日(金)

山形県公報 号外(38)

包括外部監査の結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

山形県包括外部監査人

伊 藤 吉 明

目 次

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定事件（テーマ）	1
3.	事件（テーマ）を選定した理由	1
4.	外部監査人の資格及び氏名	1
5.	監査の方法	2
6.	監査の対象	3
7.	表示単位	3
8.	利害関係	3
9.	監査の結果及び意見	3
第2	外部監査対象の概要	4
1.	農林水産部の補助金の概要	4
2.	農林水産部の関連指標について	6
3.	農林水産部の補助金に係る手続	7
4.	農林水産部の補助金の推移	9
5.	農林水産部所管の財政援助団体の状況	11
6.	農林水産部の補助金における問題点	12
7.	高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金について	16
第3	農政企画課の補助金について	18
1.	事業の概要	18
2.	補助金についての分析	19
3.	全体についての監査の結果及び意見	23
4.	個別検討	27
第4	生産流通課の補助金について	47
1.	事業の概要	47
2.	補助金についての分析	48
3.	全体についての監査の結果及び意見	52
4.	個別検討	56
第5	農業技術課の補助金について	84
1.	事業の概要	84
2.	補助金についての分析	85
3.	全体についての監査の結果及び意見	87
4.	個別検討	88

第6	農村計画課の補助金について.....	93
1.	事業の概要.....	93
2.	補助金についての分析.....	94
3.	全体についての監査の結果及び意見.....	97
4.	個別検討.....	100
第7	森林課の補助金について.....	107
1.	事業の概要.....	107
2.	補助金についての分析.....	108
3.	全体についての監査の結果及び意見.....	111
4.	個別検討.....	114
第8	財団法人 山形県農業公社.....	125
1.	事業内容.....	125
2.	組織.....	125
3.	財務状況の推移.....	125
4.	山形県との関係.....	126
5.	監査の結果及び意見.....	129
第9	山形県漁業信用基金協会.....	135
1.	事業内容.....	135
2.	組織.....	135
3.	財務状況の推移.....	135
4.	山形県との関係.....	136
5.	監査の結果及び意見.....	137
第10	山形県農業会議.....	140
1.	事業内容.....	140
2.	組織.....	140
3.	財務状況の推移.....	140
4.	山形県との関係.....	141
5.	監査の結果及び意見.....	143
第11	社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会.....	145
1.	事業内容.....	145
2.	組織.....	146
3.	財務状況の推移.....	146
4.	山形県との関係.....	147
5.	監査の結果及び意見.....	148

第12	山形県土地改良事業団体連合会.....	150
1.	事業内容	150
2.	組織.....	150
3.	財務状況の推移.....	151
4.	山形県との関係.....	152
5.	監査の結果及び意見	154
第13	財団法人山形県林業公社	158
1.	事業内容	158
2.	組織.....	159
3.	財務状況の推移.....	160
4.	山形県との関係.....	162
5.	監査の結果及び意見	164

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定事件（テーマ）

(1) 選定した特定事件（テーマ）

農林水産部における補助金の財務事務及び主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理について

(2) 外部監査対象期間

原則として平成14年度。ただし、必要に応じて過年度にも遡及している。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

山形県の財政状況が厳しさを増す中で補助金は減少傾向にあるが、それでも、平成14年度当初予算ベースで、およそ600件、450億円と多額の補助金が交付されている。

山形県は全国有数の農業県であり、農林水産部において多くの補助事業を行っている。その割合は、件数で4割、金額で3割弱を占めており、農林水産部における補助金の財務事務について検討する必要があると考えた。

また、補助金の交付先、業務の委託先として重要な位置にある財政援助団体についても合わせて監査の対象とした。

4. 外部監査人の資格及び氏名

外部監査人

公認会計士 伊藤吉明

外部監査人補助者

公認会計士 押野正徳

公認会計士 伊藤明彦

公認会計士 小野慎一

公認会計士 寺澤直子

公認会計士 佐藤正一

公認会計士 伊藤正佳

公認会計士 坂邊淳也

5. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 農林水産部における補助金の財務事務
 - ・ 補助金の目的は明確か
 - ・ 公益上の必要性は認められるか
 - ・ 交付条件が適切に定められているか、また遵守されているか
 - ・ 補助金額の算出は合理的な基準に基づいているか
 - ・ 補助事業の実績は適切に把握されているか、また効果の測定・分析は行われているか
 - ・ 出納関係帳票の整備、保存状況は適切か
- ② 農林水産部の主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理
 - ・ 補助金等の県からの財政援助額は目的に沿って使用されているか
 - ・ 団体の出納事務が適切になされているか
 - ・ 団体の会計処理が適切になされているか
 - ・ 団体が計画的かつ効率的な事業運営を行っているか

(2) 監査の方法

- ① 農林水産部における補助金の財務事務
 - ・ 各課の補助事業の内容を資料閲覧、ヒアリング等により把握した。
 - ・ 当初目的が達成されれば補助制度を廃止するなどの終期設定がなされているか、分析を行った。
 - ・ 予算と実績の差異が大きいものや少額の補助金について分析を行い、内容の妥当性を検討した。
 - ・ 交付手続が適切に実施されているかについて、サンプルを抽出して関係書類やヒアリングにより確認した。
 - ・ 補助金額の算定について、サンプルを抽出して確認した。
 - ・ 補助事業の実績把握の妥当性について、サンプルを抽出して関係書類やヒアリングにより確認した。
 - ・ 補助事業の効果測定状況について分析を行い、効果の内容を検討した。
 - ・ 出納関係帳票の整備、保存状況を確認した。
- ② 農林水産部の主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理
 - ・ 県からの補助額、委託料等が適切に算定されているかについて、関係書類やヒアリングにより確認した。
 - ・ 主要な財務諸表項目について、会計処理が適切に行われているか、帳簿や関係書類により確認した。
 - ・ 債権管理が適切に行われているか、事業計画が適切に策定されているかなどについて、関係書類やヒアリングにより確認した。

6. 監査の対象

農林水産部及び下記の財政援助団体

財団法人山形県農業公社（以下、「農業公社」とする。）

山形県農業会議（以下、「農業会議」とする。）

山形県漁業信用基金協会（以下、「漁信基」とする。）

社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会（以下、「青果物基金協会」とする。）

山形県土地改良事業団体連合会（以下、「土地連」とする。）

財団法人山形県林業公社（以下、「林業公社」とする。）

7. 表示単位

この報告書では、記載金額を単位未満切捨てしているため、合計額が一致しない場合がある。

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 監査の結果及び意見

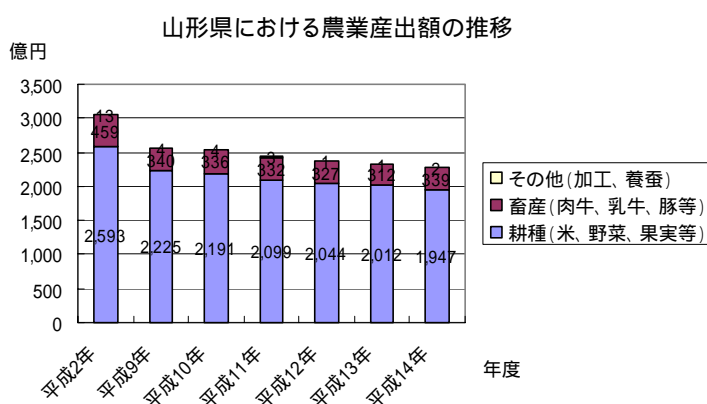
監査の結果、農林水産部における補助金の財務事務及び主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理については、概ね適正になされているものと認められたが、次ページ以降の指摘事項が見受けられた。

なお、「改善策」は対応を要する事項であり、「意見」は附帯意見として記述した事項である。

第2 外部監査対象の概要

1. 農林水産部の補助金の概要

山形県では、豊かな自然条件を活かし、米や果樹をはじめ、野菜、花き、畜産物等、全国でも有数の多彩かつ良質な農畜産物の生産が行われている。特に、米や果実の産出額は全国でも上位に入っており、山形県にとって農林水産業は重要な産業であるといえる。しかし、国内外の産地間競争の激化、農産物価格の低迷と採算性の悪化、担い手の減少、米政策の大転換等、県の農林漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、県の農業産出額も減少を続けている。



このため、県では平成 13 年に「山形県農業基本条例」を制定し、以下の施策を重点的かつ計画的に推進していくものとしている。

- ・ 農業・農村の役割に対する県民理解の促進並びに地産地消の推進
- ・ 環境と調和した持続性の高い農業の展開並びに安全・安心な農産物の生産・供給の推進
- ・ 畑作物の生産進行等による農業経営の効率化・安定化の推進
- ・ その他、県農産物の評価向上、試験研究及び情報通信技術の活用、生産基盤の整備、地域営農の推進、中山間地域の振興等

山形県農林水産部の補助金は、これらの事業を推進していくうえで、有力な手段として位置付けられている。補助金の大きな目的としては、概ね次の類型に区分できる（具体的な内容は、「第3 農政企画課の補助金について」以降に記載）。

- ・ 事業者や市町村に対して作業機械購入費用等の事業費の補助を行うもの
- ・ 事業者に対して、経営安定化等を目的とした借入資金の利子補給を行うもの
- ・ 市町村や土地改良区等に対して大規模生産基盤（用排水路、林道等）整備の補助を行うもの
- ・ 財政援助団体に対して事業運営費の補助を行うもの

なお、農林水産部の補助金は、本庁の各課が所管しており、各課の主な業務は次のとおりとなっている。

所 管 課	業 務 内 容
農 政 企 画 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農政諸般の総合企画、調整及び推進 ・ 農業会議及び農業委員会に関すること ・ 農業経営基盤の強化促進 ・ 農業金融及び水産業金融 ・ 農業災害補償及び漁業災害補償 等
生 産 流 通 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田農業対策 ・ 稲作及び園芸作物等の生産振興 ・ 県産農産物の消費流通対策 ・ 畜産振興及び家畜衛生 ・ 水産業振興 等
農 業 技 術 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業技術の改良普及 ・ 農業の試験研究に関すること ・ 安全農産物生産支援に関すること 等
農 村 計 画 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業の総合計画、調整及び推進 ・ 農業集落排水事業 ・ 土地改良区、土地改良事業団体連合会に関すること ・ 農道整備事業 等
森 林 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林計画に関すること ・ 県営林に関すること ・ 林道事業 等

2. 農林水産部の関連指標について

農林水産部では、主な関連指標として次のような指標を掲げており、その動向と今後の見通しは次のとおりとなっている。

項 目	単 位	平 成 1 1 年 度 (基準年)	1 4 年 度	1 7 年 度 (中間年)	2 2 年 度 (目標年)	
農 業 従 事 者 数	人	170,555	157,890	152,300	131,100	
認 定 農 業 者 数(注1)	人	5,588	6,216	7,900	9,600	
新 規 就 農 者 数	人	119	152	185	250	
担い手への利用集積面積(注2)	ha	47,896	54,975	63,000	78,000	
生 産 農 業 所 得	億円	976	899	1,044	1,108	
1 0 a 当 たり 生 産 農 業 所 得	千円	76	72	84	91	
一 戸 当 たり 生 産 農 業 所 得	千円	1,375	1,382	1,723	2,131	
農 業 産 出 額	億円	2,434	2,288	2,610	2,770	
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	人	66,599	77,549	96,700	120,000	
林 業 従 事 者 数	人	3,558	2,566	3,000	3,000	
森 林 面 積	ha	669,413	669,130	669,500	669,500	
林 道 密 度	m/ha	5.6	5.8	6.0	6.4	
海 面 漁 業	経 営 体 数	経営体	542	473	480	465
	就 業 者 数	人	870	790	790	770
内 水 面 漁 業	養 殖 経 営 体 数	経営体	104	81	100	90
	漁 協 組 合 員 数	人	18,131	16,720	17,800	17,500

(注1) 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の中核的な担い手として市町村が認定する農業者

(注2) 担い手への利用集積：生産性の高い経営を確立し、農業の構造を強化していくため、農地を担い手に集積し、効率的な利用を促進している。

農業従事者や林業従事者、漁業経営体といった事業の実施主体数は平成11年度から平成14年度にかけて減少を続けている。その一方で、認定農業者や担い手への集積面積は増加しており、大規模化や効率化の方向に向かっているといえる。

今後は、農業産出額や生産農業所得等を目標に近づけていくことが課題といえるが、そのためには、県は効果的、効率的に補助金を活用していくことが必要である。

3. 農林水産部の補助金に係る手続

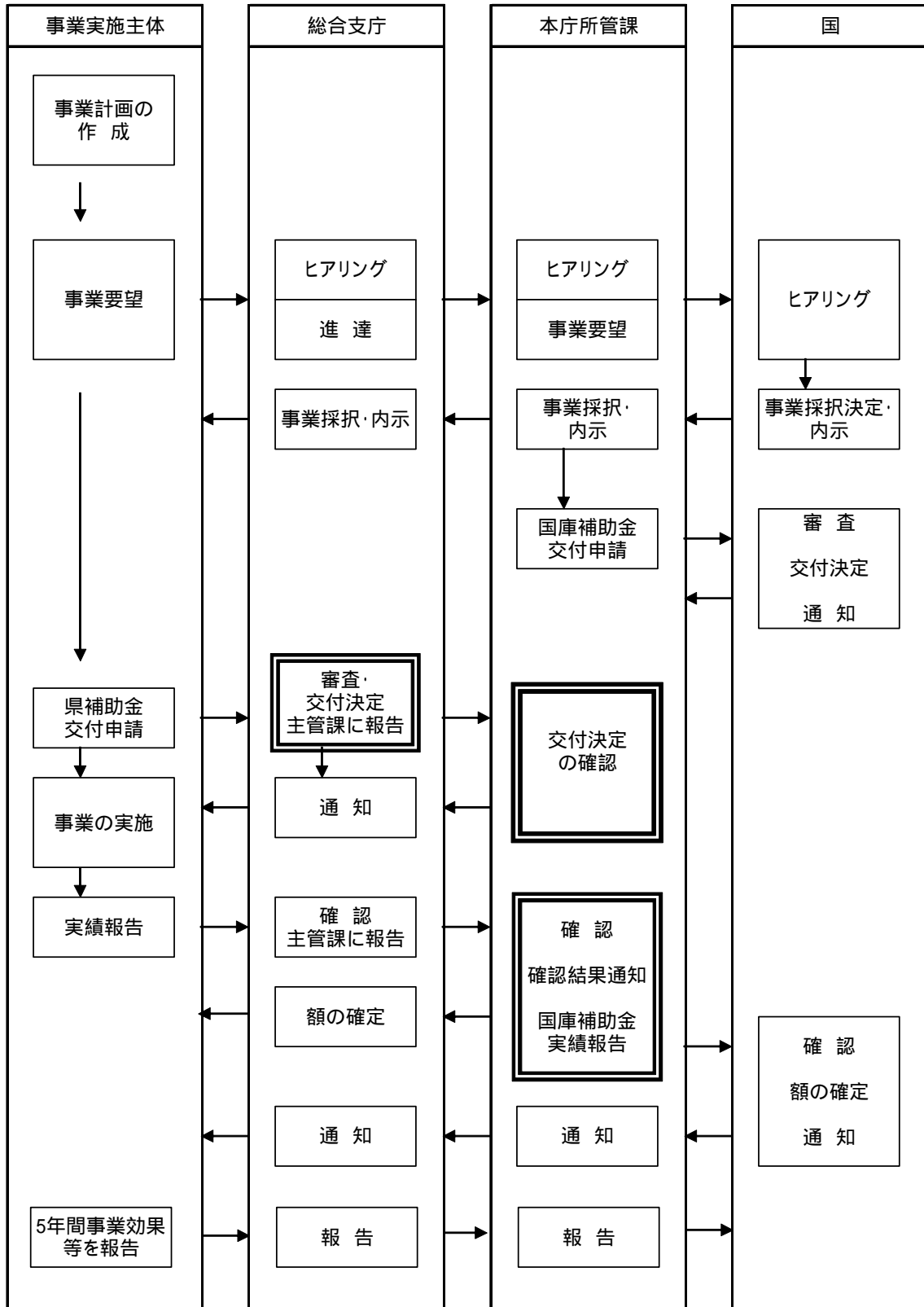
農林水産部の補助金に係る手続は、下記規定に基づいて行われる。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ・ 山形県補助金等の適正化に関する規則
- ・ 山形県補助金等の適正化に関する規則の解釈及び運用について
- ・ 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱及び同検査要領
- ・ 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱の運用について
- ・ 補助金ごとの根拠法令、条例、要綱、要領

上記のうち、補助金の申請手続、審査、実績報告等については、「山形県補助金等の適正化に関する規則」に基づいて行われる。さらに、補助事業ごとに要綱、要領が規定されている。

山形県農林水産部の一般的な補助事業の手続の流れは次のとおりである（国庫補助事業の場合であり、県単独事業の場合は国と県との間の手続が省略される）。

補助金事務の流れ(国庫補助事業の場合)



4. 農林水産部の補助金の推移

農林水産部の歳出（農林水産業費）と農林水産部の補助金の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
農林水産部歳出総額	95,166,534	86,106,087	74,329,325	70,457,180	61,824,454	53,432,785
補助金総額	23,166,977	21,328,414	15,882,419	17,888,068	13,495,397	13,218,731
歳出総額に占める比率	24.3%	24.8%	21.4%	25.4%	21.8%	24.7%
県負担額	7,931,500	5,886,895	5,005,573	5,424,368	5,398,973	3,617,932
歳出総額に占める比率	8.3%	6.8%	6.7%	7.7%	8.7%	6.8%

（注）平成10年度～平成14年度は決算数値、平成15年度は当初予算を記載している。

歳出総額と補助金総額については、いずれも厳しい財政状況と補助事業の進行に伴い、大きく減少している。

補助金総額の歳出総額に占める比率は20%～25%で推移しており、両者の動向はほぼ同様といえる。補助金のうち国庫補助金を除いた県負担額についても、概ね歳出総額に合わせて減少している状況である。

次に、最近5年間における農林水産部の補助金総額及び補助事業ごと（国庫補助事業、県単独事業）の補助金額の推移は次のとおりとなっている。

（単位：千円）

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
国庫補助事業件数	147	150	134	126	128	117
補助金額	18,012,306	17,503,185	12,689,620	14,248,769	10,225,928	10,913,400
うち県負担額 ①	2,776,829	2,061,666	1,812,774	1,785,069	2,129,504	1,312,601
県単独事業件数	121	125	117	112	113	110
補助金額 ②	5,154,671	3,825,229	3,192,799	3,639,299	3,269,469	2,305,331
件数合計	268	275	251	238	241	227
補助金総額 ③	23,166,977	21,328,414	15,882,419	17,888,068	13,495,397	13,218,731
うち県負担額 (①+②) ④	7,931,500	5,886,895	5,005,573	5,424,368	5,398,973	3,617,932
補助金総額に占める 県負担額の割合 (④/③)	34.2%	27.6%	31.5%	30.3%	40.0%	27.4%

（注）平成10年度～平成14年度は決算数値、平成15年度は当初予算を記載している。

補助金額では、国庫補助事業、県単独事業とも大きく減少している。件数も減少しているが、減少幅はそれほど大きくなく、1事業当たりの補助金額は大きく減少している。また、県単独事業の件数は国庫補助事業より若干少ない程度で推移している。

なお、県単独事業と国庫補助事業について、1事業当たりの補助金額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
国庫補助事業 1事業当たり補助金額	122,532	116,687	94,698	113,085	79,890	93,276
県単独事業 1事業当たり補助金額	42,600	30,601	27,288	32,493	28,933	20,957

(注) 平成10年度～平成14年度は決算数値、平成15年度は当初予算で計算している。

県単独事業は、国庫補助事業の対象外部分を補うためや県独自の施策を実現するためにあるが、県財政が厳しいことから、国庫補助事業と比べて少額となっている。

続いて、農林水産部各課の補助金額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
(課別の補助金額)						
農政企画課	2,719,942	3,672,783	2,049,951	4,375,972	2,893,658	3,155,834
生産流通課(注2)	7,457,008	7,047,841	5,840,374	5,504,842	3,081,211	3,830,667
農業技術課	230,605	364,169	296,416	160,423	116,033	114,351
農村計画課(注3)	10,029,346	7,897,710	5,710,898	5,573,398	4,959,815	4,315,436
森林課(注4)	2,730,076	2,345,911	1,984,780	2,273,433	2,444,680	1,802,443
総額	23,166,977	21,328,414	15,882,419	17,888,068	13,495,397	13,218,731

(注1) 平成10年度～平成14年度は決算数値、平成15年度は当初予算を記載している。

(注2) 生産流通課の補助金額は、平成10年度は農業経済課、農産園芸課、畜産課、水産課の合計値、平成11年度～平成13年度は農水産経済課と農畜産振興課の合計値となっている。

(注3) 農村計画課の補助金額は、平成10年度は農地計画課と農地建設課の合計値、平成11年度～平成13年度は農村計画課と農村整備課の合計値となっている。

(注4) 森林課の補助金額は、平成10年度は林政課と森林整備課の合計値、平成14年度は森林課と全国植樹祭推進事務局の合計値となっている。

(注2)～(注4)のとおり、途中で組織変更があったため、各課の業務内容は必ずしも経年で一致しているわけではないが、特に生産流通課と農村計画課の補助金が大きく減少している。生産流通課は各事業の見直し等によるものであり、農村計画課は主に土地改良事業の縮小によるものである。

5. 農林水産部所管の財政援助団体の状況

農林水産部が所管している財政援助団体は下記のとおり、平成14年度末現在において15団体となっている。担当課別では、農政企画課が4団体、生産流通課が6団体、農業技術課と農村計画課が各1団体、森林課が3団体である。このうち、山形県家畜畜産物衛生指導協会及び山形県畜産物価格安定基金協会は、平成15年3月に山形県畜産会と統合し山形県畜産協会となった。また、山形県種苗センターは目的達成により平成15年3月に解散しており、山形県林業従事者育成基金は平成15年3月に山形県みどり推進機構に吸収合併されている。

なお、金額及び出資割合は平成14年度末現在のものである。

(財政援助団体の一覧)

(単位：千円)

団体名	担当課	出資額	県出資割合	県補助金	県委託料	県繰出金	県貸付残高	県損失補償に係る債務残高	監査対象
山形県農業公社	農政企画	670,400	83.4%	571,969	157,594	—	1,947	2,350,921	○
山形県漁業信用基金協会	農政企画	682,750	58.3%	—	—	—	—	—	○
山形県農業振興機構	農政企画	1,884,050	37.7%	7,019	4,105	—	—	—	—
山形県農業会議	農政企画	—	—	57,487	64,134	—	—	—	○
山形県青果物生産出荷安定基金協会	生産流通	317,510	31.5%	115,394	—	—	—	—	○
山形県畜産振興公社	生産流通	290,000	40.7%	20,242	26,850	201,604	216,000	—	—
山形県家畜畜産物衛生指導協会	生産流通	83,460	49.7%	88,075	9,418	—	—	—	—
山形県畜産物価格安定基金協会	生産流通	266,000	43.2%	14,061	—	—	—	—	—
山形県系統豚普及センター	生産流通	50,660	29.6%	7,280	—	—	—	—	—
山形県水産振興協会	生産流通	199,000	54.0%	—	160,290	—	—	—	—
山形県種苗センター	農業技術	145,450	40.0%	—	—	—	—	—	—
山形県土地改良事業団体連合会	農村計画	3,693,427	0.6% (注)	645,522	546,600	—	—	—	○
山形県林業公社	森林	10,000	100.0%	297,725	171,050	—	20,525,311	13,502,385	○
山形県林業従事者育成基金	森林	2,380,000	71.4%	5,851	—	—	—	—	—
山形県みどり推進機構	森林	725,657	49.6%	16,982	162,424	—	—	—	—
合計	—	—	—	1,861,818	1,304,919	201,604	20,743,258	15,853,306	—

(注) 県出捐金を基本金(土地、建物、基本財産積立金、土地改良基金)で除して算出している。

6. 農林水産部の補助金における問題点

農林水産部の各補助金における指摘事項は、「第3 農政企画課の補助金について」以降で述べていくこととするが、ここでは農林水産部の補助金全体に係る問題点について記載する。

(1) 予算消化率について

予算消化率は、各補助金の当初予算額に対する実績額の割合を示したものであり、通常はほぼ一致することが想定される。しかし、見込みよりも実績が少ない場合や、逆に予期できない要因により補助の必要が生じた場合等には、予算消化率は100%から大きく乖離する。

下表は、平成14年度における予算消化率が50%未満もしくは150%超の補助金の件数と割合を示したものであり、全体の9.9%について実績と当初予算が大きく乖離していることが分かる。個別の乖離原因は後述するが、事業費が当初の見積もりと違っていたために実績が当初予算を下回るケースが多い。

予算消化率が低い場合、予算が有効に使われていない可能性がある。限られた財源を有効に使うためには、当初見積もりの精度を向上させるとともに、例えば、A事業で余った補助金予算を不足しているB事業補助金にも使用できるように、小規模な補助金の整理統合を進めて、限られた予算でより大きい効果を達成できるように工夫すべきである。

(予算消化率が50%未満、もしくは150%超の補助金)

	農政企画課	生産流通課	農業技術課	農村計画課	森林課	合計
該当件数	9	4	1	3	6	23
補助金総数	61	81	7	46	38	233
割合	14.8%	4.9%	14.3%	6.5%	15.8%	9.9%

(注) 補助金総数には平成13年度補助金の繰越分8件が含まれていないため、「4. 農林水産部の補助金の推移」の件数合計とは数値が異なっている。

(2) 終期設定の状況について

終期設定は、補助事業の必要性について定期的に見直しをかける区切りを設けるために設定されるべきものである。

下表は、平成14年度において終期設定がなされていない補助金の件数と割合を示したものであり、全体の42.5%の補助金に終期設定がなされていないことが分かる。このうち国庫補助事業については、県が単独で終期を設定することは難しいが、県単独事業についても終期設定のなされていないものが多い。

今後、終期設定が可能な補助金については、極力終期を設定するとともに、終期設定の難しい補助金についても定期的に必要な見直しをしていくことが望ましい。

(終期設定をしていない補助金)

	農 政 企 画 課	生 産 流 通 課	農 業 技 術 課	農 村 計 画 課	森 林 課	合 計
設定していない 件 数	21	46	—	22	10	99
補 助 金 総 数	61	81	7	46	38	233
割 合	34.4%	56.8%	—	47.8%	26.3%	42.5%

(注) 補助金総数には平成13年度補助金の繰越分8件が含まれていないため、「4. 農林水産部の補助金の推移」の件数合計とは数値が異なっている。

(3) 効果算定について

効果算定は、各補助事業について、交付額に対してどのような成果、メリットがあったのかを具体的に示すためのものであり、補助金の必要性の重要な判断基準になると同時に、県民に対する情報開示の観点からも必要なものである。

下表は、平成14年度において効果算定がなされていない補助金の件数と割合を示したものであり、全体の58.4%と、過半数の補助金について効果算定がなされていないことが分かる。特に農政企画課の割合が高いが、同課は利子補給補助金や出資団体に対する補助金が多く、これらのほとんどは効果算定がなされていない。また、効果算定が行われている場合でも、今後の補助金のあり方の検討や予算策定に活用されていないと思われるケースが見受けられた。

今後は、必要性の判断基準となる具体的な効果指標を設定して毎年度算定していくとともに、効果の分析や交付後のフォローを充実させていくことが望ましい。なお、効果を算定していない補助金の中には数値化が困難なものもあるが、このような補助金についても効果の有無や程度について関係者間で議論し、検討していくことが望ましい。

(効果算定をしていない補助金)

	農 政 企 画 課	生 産 流 通 課	農 業 技 術 課	農 村 計 画 課	森 林 課	合 計
算定していない 件 数	44	44	2	23	23	136
補 助 金 総 数	61	81	7	46	38	233
割 合	72.1%	54.3%	28.6%	50.0%	60.5%	58.4%

(注) 補助金総数には平成13年度補助金の繰越分8件が含まれていないため、「4. 農林水産部の補助金の推移」の件数合計とは数値が異なっている。

(4) 少額補助金について

少額補助金として、ここでは年間補助額が 1,000 千円未満のものをとりあげる。少額補助金は、一定の必要性は認められるものの、金額が僅少なため、効果よりもむしろ事務コスト負担の方が大きい可能性がある。

下表は、平成 14 年度における 1,000 千円未満の補助金の件数と割合を示したものであり、全体の 20.2%の補助金が 1,000 千円未満であることが分かる。このうち国庫補助事業については、県が単独で制度を変更することは難しいが、県単独事業についても少額補助金が多い。特に農政企画課と生産流通課の件数が多いが、これらの補助金のほとんどは効果算定がなされていない。

少額補助金が多いと、それだけ補助金の種類が増えて事務コストが増大するとともに、県民にとっても補助制度が理解しづらくなる恐れがある。効果や必要性を早急に再検討するとともに、可能なものは整理統合を進めていくことが望ましい。

(1,000 千円未満の補助金)

	農 政 企 画 課	生 産 流 通 課	農 業 技 術 課	農 村 計 画 課	森 林 課	合 計
該 当 件 数	15	20	2	3	7	47
補 助 金 総 数	61	81	7	46	38	233
割 合	24.6%	24.7%	28.6%	6.5%	18.4%	20.2%

(注) 補助金総数には平成 13 年度補助金の繰越分 8 件が含まれていないため、「4. 農林水産部の補助金の推移」の件数合計とは数値が異なっている。

(5) その他の事項について

上記の他、今回の監査の中で気がついた農林水産部の補助金全体に係る問題点を記載する。なお、高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金については、所管課が複数にまたがるため、制度についての意見を「7. 高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金について」で述べることとする。

- ・ 所管が各課に分かれており、総括的に補助事業を把握している部署がない。そのため、監査開始時点においては、農林水産部全体の補助金の一覧表も作成されていなかった。農林水産部全体の補助金のあり方を検討していく部署が必要ではないか。
- ・ 国庫補助事業では対象とならない部分を補うためや県独自の施策を実現するために県単独補助金があるが、そのために補助金の件数が多くなっている。これらの補助金ごとに要綱を設定したり、本庁→総合支庁→市町村→事業者という二重、三重の交付手続を経なければならず、県の事務コストの削減の観点からも見直していくべきではないか。

- 補助額算定にあたっての工事や物品調達に際し、複数業者の見積を原則としていない補助金があるが、「最小の経費で最大の効果をあげる」ためには、このような措置を義務付けるべきではないか。
- 補助対象経費のうち直接把握できない工事雑費、附帯事務費等について、ある月については支出額の100%を補助対象とし、ある月については全く対象外としている補助金があった。ある月の伝票金額を無理やり補助対象経費とするのではなく、本体工事に対する割合、事業規模に対する割合等の一定の基準により補助対象経費とする方が合理的であり、かつ、補助金の支出内容の検討においても効率的ではないか。
- 交付手続は総合支庁が行い、本庁は予算を配分するに過ぎない場合も多いが、そのような場合でも本庁は、総合支庁の手続をサンプルベースでチェックするか、総合支庁の手続を把握しておくことが必要ではないか。
- 交付申請書や実績報告書の検査にあたり、決裁手続は多くの担当者を経るものの、実際の検査内容は記録に残っていないものが多い。手続の効率化や透明性を向上させるためには、検査項目を具体的に設定し、これに沿って検査内容を記録しておくことが望ましい。
- 決裁において、部長の専決事項となっているにもかかわらず次長、課長が部長の代理決裁をしているケースが多い。「山形県事務代決及び専決事務に関する規程」によれば、課長が部長の代決をできるのは部長に事故（出張、私事旅行、転地療養その他の事由により職務を行うことができない状態を指す）があった場合に限定されている。実際には部長は職務多忙であるため課長が代決しているのだが、それならば、職務権限の見直しを行う必要があるのではないか。

7. 高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金について

(1) 制度の概要

① 目的

県では、高速道路（東北横断自動車道酒田線、東北中央自動車道及び日本海沿岸東北自動車道）の建設を円滑に促進するため、県内の被買収地域等の農林水産業経営に及ぼす影響を考慮し、これらの地域の農林水産生産基盤の整備、経営近代化施設の導入、生活環境の改善等に対して必要な措置を講じるために、具体的に次の事業について補助金制度を設定している。

- ア 関連環境整備事業
- イ 関連営農施設等整備事業
- ウ 関連水産業施設等整備事業
- エ 関連土地改良事業
- オ 関連代替地取得資金利子補給事業

これらの補助金は、いずれも国庫補助はなく県単独事業に係るものであり、他県では類似の補助金制度は特に設定されていないとのことである。

また、上記ア、イ、エについては、個別に監査対象となっているので、該当箇所を参照されたい。

② 実績の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
関連環境整備	69,604	52,173	57,613	9,391	2,479	—
関連営農施設等整備	863,912	827,154	448,116	398,121	253,550	42,342
関連水産業施設等整備	11,913	—	—	—	—	—
関連土地改良	333,274	220,936	345,938	279,241	159,859	40,250
関連代替地取得利子補給	—	—	—	—	—	—
合計	1,278,703	1,100,263	851,667	686,753	415,888	82,592
効果算定	関連土地改良事業については投資効率(妥当投資額/総事業費)≥1.0であることを投資効果としているが、他の事業は効果について数値化しての算定は行っていない。					

③ 今後の交付見込について

(単位：百万円)

	平成9~14 年度累計	15年度	16年度	17年度	～	25年度	平成9~25 年度累計
補助金額	8,074	82	184	589	～	471	16,057
事業費総額	16,411	152	359	1,494	～	1,277	37,016

(2) 監査の結果及び意見

① 制度の存在意義について

制度化されている補助金のうち、関連水産業施設等整備事業と関連代替地取得資金利子補給事業については、上記「実績の推移」のとおり、近年の補助実績はほとんどない。

また、これらの補助金は、平成9年度～平成25年度にかけて160億円もの負担が見込まれているが、効果がコストに見合っているかについて、特に分析がなされていない。

(意見)

今後も県が当該補助事業を継続していく必要があるのかについて、補助金額が効果に見合っているかを踏まえて検討していくべきと考える。また、近年の補助実績のない2つの補助金については、廃止も含めた検討を行い、事務コストの削減や制度の簡素化を図ることが望ましい。

② 実施計画の審査・認定について

交付先から申請される実施計画の審査は、総合支庁において行われるが、要領、規程以外の審査基準は定められていない。また、審査内容のチェックリスト等は作成されていないため、審査内容については担当者以外の者には分らず、外部からは不明瞭となっている。本庁での認定は、所管部署である土木部が行うが、こちらも認定に至る経緯については痕跡が残されておらず、外部からは不明瞭となっている。

(改善策)

実施計画の審査・認定は、補助金の妥当性を見るうえで重要な業務といえるので、審査や認定に関する基準を明確にしたうえで、チェックリスト等を作成し、保管すべきである。

第3 農政企画課の補助金について

1. 事業の概要

農政企画課では、山形県農業基本条例に基づき、同条例に掲げる重点施策を中心として施策の推進にあたっており、米政策の改革など国の農政改革の動向を踏まえ、担い手対策、構造対策、水田畑地化などの施策の強化と一体的に推進することにより、経営の効率化・安定化に向けた基礎確立を進めている。また、農業及び農村の果たす役割に対する県民理解の促進に向けた情報提供や啓発事業を実施している。主要な施策は以下のとおりである。

1. 山形県農業基本条例及び山形県農林水産業振興計画に掲げる施策の総合的な推進
2. 農業及び農村の果たす役割に対する県民理解の促進
3. 農業構造の体質強化
4. 農地の適正管理と有効利用
5. 中山間地域の活性化
6. 農業経営確立に向けた金融支援
7. 農業災害補償制度の適正な運営
8. 担い手の育成・確保
9. 農業協同組合及び漁業協同組合等への指導・検査

2. 補助金についての分析

(1) 補助金の種類ごとの金額の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度 (注)	15年度 (予定)
＜国庫補助事業＞						
件数	24	22	21	28	32	28
金額	2,456,209	3,504,793	1,907,482	3,858,610	2,714,055	2,906,317
うち県負担額	303,889	278,020	206,807	349,818	277,360	229,973
＜県単独事業＞						
件数	11	11	7	28	31	33
金額	263,733	167,990	142,469	517,362	179,603	249,517
＜合計＞						
件数	35	33	28	56	63	61
金額	2,719,942	3,672,783	2,049,951	4,375,972	2,893,658	3,155,834

(注) 平成13年度繰越分、国庫補助事業2件、金額116,446千円を含む。

(2) 平成14年度補助金一覧表

(単位：千円)

番号	名称	種類	補助金額	当初 予算額	予算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
1	山形県農業会議補助金	国庫補助	47,416	48,102	98.6%	1	—	×	◎
2	農業委員会費補助金	国庫補助	5,469	30,752	17.8%	44	—	×	
3	優良農地等確保促進事業費補助金	国庫補助	4,535	2,315	195.9%	6	H14	○	
4	農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金	国庫補助	20,095	15,865	126.7%	10	—	○	
5	経営対策体制整備推進事業費補助金	国庫補助	3,757	3,871	97.1%	44	H16	○	
6	地域農業構造改革緊急対策推進事業費補助金	国庫補助	361	698	51.7%	44	H14	×	
7	新規就農者等総合支援対策事業費補助金	県単独	2,630	3,418	76.9%	1	H16	×	
8	農業経営基盤強化促進対策事業費補助金	国庫補助	29,991	41,847	71.7%	59	H14	×	
9	地域営農推進事業費補助金	県単独	22,656	22,695	99.8%	3	H21	×	◎
10	経営構造対策推進事業費補助金	国庫補助	23,443	26,878	87.2%	5	—	×	
11	経営構造対策事業費補助金	国庫補助	96,634	373,302	25.9%	5	H23	○	
12	グリーンツーリズム推進地域育成事業費補助金	国庫補助	1,395	1,895	73.6%	2	H14	○	
13	やすらぎの交流空間整備事業費補助金	国庫補助	10,240	10,240	100.0%	1	H14	○	
14	新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	国庫補助	209,999	355,551	59.1%	8	H23	○	○

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
15	個性ある山村振興の再構築実験事業費補助金	国庫補助	9,030	9,030	100.0%	1	H17	×	
16	特定農山村総合支援事業費補助金	国庫補助	29,970	32,400	92.5%	3	H15	×	
17	中山間地域等直接支払推進事業費補助金	国庫補助	20,383	22,163	92.0%	38	H16	×	
18	高速道路関連環境整備事業費補助金	県 単 独	2,479	5,085	48.8%	1	—	×	◎
19	アグリベンチャー支援事業費補助金	県 単 独	8,000	8,000	100.0%	4	H16	×	
20	農業近代化資金利子補給補助金	国庫補助	157,826	173,544	90.9%	29	—	×	◎
21	農業総合振興資金利子補給補助金	県 単 独	6,068	8,269	73.4%	24	—	×	
22	水田転作推進資金利子補給補助金	県 単 独	924	924	100.0%	4	H17	×	
23	基幹施設設置資金利子補給補助金	県 単 独	473	503	94.0%	4	H17	×	
24	園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金	県 単 独	2,291	3,576	64.1%	20	—	×	
25	認定農業者育成推進資金利子補給補助金	県 単 独	227	268	84.7%	11	H26	×	
26	認定農業者育成確保資金利子補給補助金	県 単 独	11	2,179	0.5%	2	H31	×	
27	農業経営基盤強化資金利子補給補助金	県 単 独	30,088	36,234	83.0%	36	—	×	
28	農家負担軽減支援特別資金利子補給補助金	国庫補助	27,378	29,580	92.6%	15	H27	○	
29	自作農維持資金利子助成補助金	県 単 独	923	936	98.6%	1	H30	×	
30	稲作農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助金	県 単 独	3,607	4,284	84.2%	26	H17	×	
31	農業経営負担軽減支援利子補給補助金	国庫補助	378	12,013	3.1%	3	H30	○	
32	大家畜経営維持資金利子助成補助金	県 単 独	8,517	9,060	94.0%	24	H17	×	
33	BSE 対応畜産経営安定資金利子補給補助金	県 単 独	35	—	—	3	H16	×	
34	中山間地域活性化資金利子補給補助金	国庫補助	34	34	100.0%	1	—	×	
35	災害被害農家営農資金利子補給補助金	国庫補助	533	2,199	24.2%	4	—	×	
36	農林漁業天災対策資金利子補給補助金	県 単 独	7,634	9,935	76.8%	10	—	×	
37	農業生産資材廃棄物回収システム整備推進事業費補助金	県 単 独	2,400	2,400	100.0%	1	H14	○	
38	山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金	県 単 独	1,500	1,500	100.0%	1	—	×	◎
39	農協系統事業・組織改革推進事業費補助金	国庫補助	5,647	7,350	76.8%	1	—	○	
40	農協合併推進基金支援事業費補助金	県 単 独	13,710	13,710	100.0%	1	H17	○	
41	山形県農業共済団体事務費補助金	国庫補助	1,567,587	1,534,819	102.1%	4	—	×	◎
42	農林水産省農業者大学校学生修学費補助金	国庫補助	2,078	2,078	100.0%	7	H16	×	
43	青年農業者就農支援事業費補助金	国庫補助	18,434	12,769	144.4%	6	H16	○	

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
44	大家畜経営体質強化資金利子補給補助金	県 単 独	1,211	1,241	97.6%	5	H24	×	
45	養豚経営安定資金利子補給補助金	県 単 独	40	51	78.4%	2	H14	×	
46	大家畜経営活性化資金利子補給補助金	県 単 独	240	290	82.8%	4	H32	×	
47	養豚経営活性化資金利子補給補助金	県 単 独	33	50	66.0%	2	H21	×	
48	農用地有効活用推進事業費補助金	国庫補助	51,080	87,945	58.1%	44	H17	○	◎
49	農地保有合理化事業費補助金	国庫補助	230,579	293,350	78.6%	1	—	○	◎
50	農地流動化強化対策モデル事業費補助金	県 単 独	320	1,200	26.7%	1	H16	○	
51	認定農業者連携事業体育成事業費補助金	国庫補助	4,060	4,060	100.0%	1	H14	×	
52	認定農業者農作業受委託集積事業費補助金	国庫補助	10,167	10,257	99.1%	2	H15	×	
53	農地流動化支援事業費補助金	県 単 独	30,823	43,078	71.6%	27	H18	○	○
54	山形県農業公社運営費補助金	県 単 独	18,334	19,078	96.1%	1	—	×	○
55	山形県農業公社機械整備費補助金	県 単 独	2,760	2,760	100.0%	1	—	×	
56	漁業近代化資金利子補給補助金	国庫補助	7,951	9,461	84.0%	1	—	×	
57	漁業後継者育成資金利子補給補助金	県 単 独	3,843	4,496	85.5%	1	—	×	
58	計画営漁推進資金利子補給補助金	県 単 独	316	625	50.6%	1	—	×	
59	日本海沿岸漁業等経営安定資金利子補給補助金	県 単 独 (注1)	1,795	3,335	53.8%	1	H16	×	
60	漁業共済事業振興補助金	県 単 独	5,715	5,816	98.3%	1	H17	×	◎
61	信用事業運営効率化推進事業費補助金	国庫補助	1,159	1,144	101.3%	1	H15	×	

(注1) 補助金の財源は財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団である。

(注2) 予算消化率＝補助金額/当初予算額

(注3) 平成13年度繰越分2件、補助金額116,446千円を除く。

(注4) 監査対象欄の「◎」は、監査対象とし、本報告書で結果・意見を記載したものであり、「○」は、監査対象としたが、指摘すべき事項がなかったため本報告書に記載しなかったものである。

(3) 予算消化率について

予算消化率が 150% 超もしくは 50% 未満のものは、以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	乖離理由
2	農業委員会費補助金	5,469	30,752	17.8%	農地情報管理システムの導入を予定し補助金申請していた市町村が、準備の遅れと財政難を理由にホストコンピュータの更新を見送ったため
3	優良農地等確保促進事業費補助金	4,535	2,315	195.9%	当初予算では例年の補助実績から補助金額を積算し計上していたが、結果的に平成 14 年度は要求額が全額認められたため
11	経営構造対策事業費補助金	96,634	373,302	25.9%	ハード事業導入前の合意形成の進捗管理、積極的支援等が不十分であったため
18	高速道路関連環境整備事業費補助金	2,479	5,085	48.8%	事業の一部見送りをしたため
26	認定農業者育成確保資金利子補給補助金	11	2,179	0.5%	金利水準が低位で推移したことにより当該制度が発動しなかったこと、新規の貸付が当初予定の融資枠を下回ったため
31	農業経営負担軽減支援利子補給補助金	378	12,013	3.1%	新規貸付実績が融資枠(過年度の融資実績等を勘案の上設定)を下回ったため
33	BSE 対応畜産経営安定資金利子補給補助金	35	—	—	平成 14 年 4 月に国が創設した BSE 対応畜産経営安定資金に対応して本事業を実施したため
35	災害被害農家営農資金利子補給補助金	533	2,199	24.2%	天災融資法が発動した場合、緊急の資金需要に対応できるよう予め 5 億円の融資枠を設定している。平成 14 年度は天災融資法が発動される災害の発生が生じなかったため
50	農地流動化強化対策モデル事業費補助金	320	1,200	26.7%	小作料の減額改定が行われなかったことにより、小作料差額助成金が発生しなかったため

3. 全体についての監査の結果及び意見

(1) 終期設定の状況について

農政企画課の補助金 61 件中、終期設定が行われていないものが 21 件 (34.4%) ある。

(意見)

終期を設定することは、補助金自体の必要性を確認するうえで有用な手段の一つと考えられる。できる限り終期を設定し、補助金の必要性等の検討がなされることが望まれる。

(2) 効果算定の状況について

農政企画課の補助金 61 件中、効果算定が行われていないものが 44 件 (72.1%) ある。

(意見)

現状では半数以上の補助金について効果算定が行われていない。補助金の交付は必ず目的を伴うものであり、目的達成のために何らかの数値的な目標を設定して効果を算出、評価していく体制を整備することが望まれる。

(3) 利子補給の補助金について

農業に関連した利子補給補助金は、以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	目 的	補助金額
20	農業近代化資金利子補給補助金	資本装備の高度化と経営の安定化を図る	157,826
21	農業総合振興資金利子補給補助金	水田転作推進資金、園芸銘柄産地育成事業資金の総合的な振興を図る	6,068
22	水田転作推進資金利子補給補助金	水田農業確立対策の一環として、水稲から他の作目への集団的作付転換を円滑に実施する	924
23	基幹施設設置資金利子補給補助金	農業近代化施設等の設置による農作物の生産条件の整備の促進を図る	473
24	園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金	園芸銘柄産地育成の総合的な振興を図る	2,291
25	認定農業者育成推進資金利子補給補助金	効率的・安定的な経営体を目指す認定農業者の経営改善を推進し、農業経営の体質強化を図る	227
26	認定農業者育成確保資金利子補給補助金	効率的・安定的な経営体を目指す認定農業者の経営改善を推進し、農業経営の体質強化を図る	11
27	農業経営基盤強化資金利子補給補助金	認定農業者が規模の拡大や経営の効率化の実施を支援する	30,088

番号	名 称	目 的	補助金額
28	農家負担軽減支援特別資金利子補給補助金	農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者に対し、その障害となっている既往負債の軽減の負担を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る	27,378
29	自作農維持資金利子助成補助金	ウルグアイラウンド農業合意後も新規投資により農業経営の再建整備を図ろうとする農業者等に対して自作農維持資金の金利負担を軽減し農業経営の安定化を図る	923
30	稲作農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助金	農産物価格の低下により著しい影響を受けた農業者の経営の維持を図る	3,607
31	農業経営負担軽減支援利子補給補助金	意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る	378
34	中山間地域活性化資金利子補給補助金	中山間地域における農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用等を図る	34
35	災害被害農家営農資金利子補給補助金	天災により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者等を支援する	533
36	農林漁業天災対策資金利子補給補助金	天災により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者等を支援する	7,634

(意 見)

補助金を県が嵩上げしていることにより、効率的な農業経営が行われているかなどの効果を検討し、補助金の見直しを行っていくことが望まれる。

また、統合による柔軟な対応の可能性や事務作業の効率化を比較するなどして補助金統合の検討を行うことが望まれる。

(4) 少額の補助金について

農政企画課の補助金のうち、1,000 千円以下の補助金は、以下のとおりであり、全体 61 件中 15 件 (24.6%) とかなり高い比率を占めている。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	種 類
6	地域農業構造改革緊急対策推進事業費補助金	361	国庫補助
22	水田転作推進資金利子補給補助金	924	県 単 独
23	基幹施設設置資金利子補給補助金	473	県 単 独
25	認定農業者育成推進資金利子補給補助金	227	県 単 独
26	認定農業者育成確保資金利子補給補助金	11	県 単 独
29	自作農維持資金利子助成補助金	923	県 単 独
31	農業経営負担軽減支援利子補給補助金	378	国庫補助
33	BSE 対応畜産経営安定資金利子補給補助金	35	県 単 独
34	中山間地域活性化資金利子補給補助金	34	国庫補助
35	災害被害農家営農資金利子補給補助金	533	国庫補助
45	養豚経営安定資金利子補給補助金	40	県 単 独
46	大家畜経営活性化資金利子補給補助金	240	県 単 独
47	養豚経営活性化資金利子補給補助金	33	県 単 独
50	農地流動化強化対策モデル事業費補助金	320	県 単 独
58	計画営漁推進資金利子補給補助金	316	県 単 独

また、補助金額は 1,000 千円を超えているが、交付件数当たりの金額が 500 千円以下のものは下記のとおりである (上記の 1,000 千円以下の補助金を除く)。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	交付件数	交付件数 当たり金額	種 類
2	農業委員会費補助金	5,469	44	124	国庫補助
5	経営対策体制整備推進事業費補助金	3,757	44	85	国庫補助
21	農業総合振興資金利子補給補助金	6,068	24	252	県 単 独
24	園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金	2,291	20	114	県 単 独
30	稲作農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助金	3,607	26	138	県 単 独

番号	名 称	補助金額	交付 件数	交 付 件 数 当 たり 金 額	種 類
32	大家畜経営維持資金利子助成補助金	8,517	24	354	県 単 独
42	農林水産省農業者大学校学生修学費補助金	2,078	7	296	国庫補助
44	大家畜経営体質強化資金利子補給補助金	1,211	5	242	県 単 独

(意 見)

公益性の観点から必要性があれば交付金額が僅少であるという理由をもって廃止をすることはないが、効果の点から考えた場合、交付金額が僅少であると効果があまり発現しないことや事務コストに見合った効果が得られていないこともありえ、また、金額が僅少であれば交付先団体の経営努力等によって、補助金の交付がなくとも補助対象となった事業を行える可能性がある。

交付金額の僅少な補助金については、その必要性や公益性を検討し、補助金額の増額や補助の廃止により効果的な補助事業を行っていく必要があると考える。

4. 個別検討

(1) 山形県農業会議補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の経済的地位の向上に寄与する。

(b) 補助対象事業

農業会議

ア. 職員を置くために要する経費（負担金交付額を除く）

イ. 農業委員会事業の推進に要する経費

ウ. 農業経営管理能力向上支援事業に要する経費

エ. 農地調整関係等調査事業に要する経費

オ. 運営事務費等に要する経費

カ. 事務所管理に要する経費

(c) 交付先

農業会議

(d) 最終交付先

農業会議

(e) 根拠法令・規則等

農業委員会等に関する法律

山形県農業委員会交付金等交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
職員を置くために要する経費（負担金交付額を除く）の額	100.0%以内	—	100.0%
農業委員会事業の推進に要する経費の額	100.0%以内	50.0%	50.0%
農業及び農民に関する調査事業に要する経費の額	50.0%以内	100.0%	—
農業経営管理能力向上支援事業に要する経費の額	100.0%以内	50.0%	50.0%
農地調整関係等調査事業に要する経費の額	50.0%以内	100.0%	—
運営事務費等に要する経費の額	100.0%以内	100.0%	—
事務所管理に要する経費の額	100.0%以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	45,251	42,436	43,825	48,167	47,416	43,911
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和29年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の内容確認について

県では、農業会議に対して交付した補助金の内容確認については、実績報告書及び添付してある支払明細及び収支精算書を査閲しているが、農業会議の帳簿等の確認までは実施していない。

(意見)

実績報告書の作成に要した資料(補助元帳など)を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認することが必要である。

(2) 地域営農推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

地域営農に取り組む担い手農家を中心とした農業集落を支援し、地域営農体制を構築することにより農業経営の安定を図る。

(b) 補助対象事業

1. 推進事業

地域営農に関する実態調査事業・・・農業会議に対する助成
地域営農の普及・啓発事業・・・山形県農業協同組合中央会(以下、「中央会」という。)に対する助成

2. 機械リース事業

地域営農計画を作成し、一定の農地の集積等の要件を満たした地域営農集団の設備導入(リース)の助成

(c) 交付先

農業会議

中央会

農業公社(地域営農集団のリース料の一部を各リース会社に代行支払)

(d) 最終交付先

推進事業：農業会議・中央会

機械リース：地域営農集団等

(e) 根拠法令・規則等

山形県地域営農推進事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
1. 推進事業 ・当該事業に要する経費	100.0%以内	—	100.0%
2. 機械リース事業 ・年間リース料	33.3%以内 (限度700千円)	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	4,345	14,917	22,656	35,564
補助件数	—	—	3	3	3	3
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成12年度から平成21年度まで行われる。

事業別補助実績または予定額

(単位：千円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
中央会	573	566	300	250	—	—	—	—	—	—
農業会議	3,772	3,516	1,980	1,740	1,740	—	—	—	—	—
推進補助計	4,345	4,082	2,280	1,990	1,740	—	—	—	—	—
H13 18件	—	9,835	9,835	9,835	9,835	9,835	—	—	—	—
H14 15件	—	—	9,961	9,961	9,961	9,961	9,961	—	—	—
H15 26件	—	—	—	13,198	13,198	13,198	13,198	13,198	—	—
H16 30件	—	—	—	—	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	—
H17 30件	—	—	—	—	—	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
指針事務	—	1,000	580	580	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
リース事業 補助計	—	10,835	20,376	33,574	48,994	63,994	54,159	44,198	31,000	16,000
地域営農 補助金合計	4,345	14,917	22,656	35,564	50,734	63,994	54,159	44,198	31,000	16,000

② 監査の結果及び意見

(a) 補助の対象取引について

担い手が設備を導入する場合、継続使用を確実にするためリース取引に限定している。そのため、設備導入にあたり、購入するかリースにするかの判断の余地がない。

(意見)

補助対象の設備がリース期間より長く稼働できるものであれば購入のほうが有利というケースも考えられ、購入も対象とすることを検討する必要がある。

(3) 高速道路関連環境整備事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

高速道路の建設用地周辺の農村集落の環境整備を促進する。

(b) 補助対象事業

高速道路関連環境整備事業

(生活改善センター設置事業、集会所設置事業、児童遊園施設設置事業、知事が特に必要と認める施設の設置事業)

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

事業主体となる地域住民の組織する団体

(e) 根拠法令・規則等

高速道路関連環境整備事業実施要領

高速道路関連環境整備事業費補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
高速道路関連環境整備事業 ・当該事業に要する経費	45%~50% (ただし、事業によって上限は2,500千円~15,000千円となっている。)	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	69,604	52,173	57,613	9,391	2,479	—
補助件数	4	2	2	2	1	—
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和53年度から行われている。終期は定められていない。

なお、平成14年度の内容別の金額は次のとおりである(交付先は全て山形市、内容は全て児童遊園施設(遊具設置))。平成15年度は予算がゼロになっているが、今後も高速道路の建設年度と併せて予算が計上される計画である。

(単位：千円)

内 容	金 額	最終交付先 件 数
生活改善センター	—	—
集 会 所	—	—
児童遊園施設	2,479	4
特認施設(上記以外)	—	—
合 計	2,479	4

② 監査の結果及び意見

(a) 実績報告書の書類審査について

平成14年度に補助対象となった4件(いずれも児童遊園施設設置工事)については、所管である村山総合支庁において、比較的少額であること及び事業主体である山形市の検査体制が充実していることから、山形市の検査報告を受領したものの特に検査は実施していなかった。また、山形市の検査結果の詳細について、総合支庁では資料入手等による把握はなされていなかった。

(意 見)

県が検査をするかしないかの判断について、「山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱」の運用について」によれば支庁長の判断に委ねられている(実質的には担当課長の判断)が、客観性を保つためには、金額等による明確な判断基準を設けるべきである。

また、事業主体の検査状況について一部を抽出して確認を行うか、検査を行わない場合には、例えば、事業主体(この場合は山形市)から入札状況等についての検査結果を入手するなど検査状況を確認しておくべきである。

(b) 事業実施状況報告書の事業進行率について

交付規程によれば、事業主体は、補助金交付対象年度の平成14年11月末日現在における事業の実施状況を記載した事業実施状況報告書を県（総合支庁）に提出することになっている。当該報告書には事業の進行率（出来高事業費／計画事業費で計算）が記載されることになっているが、平成14年度の4件については、いずれも提出日が工事完了日の2日前にもかかわらず進行率がゼロとなっており、特に文章による説明もなかった。これは、4件とも児童遊園の遊具設置工事であり、平成14年11月末時点では業者に遊具を発注してあっても業者への支払が発生していなかったためである。

(意見)

業者への支払いが工事完了日後である場合、進行率は0%か100%しかなく、実際の事業進行状況が示されないことになる。このような場合は、進行率を事業費で表わすのではなく、実際の業者の工事進行度合いを進行率として記載するか、あるいは、進行率の計算が困難であれば進行状況を文章で記載するなどの対応が必要と考える。

(4) 農業近代化資金利子補給補助金

① 制度の概要

(a) 目的

利子補給を行うことにより農業者に低利の資金として融資し、資本装備の高度化と経営の安定化を図る。

(b) 補助対象事業

農業近代化資金

(c) 交付先

農業協同組合
銀行等金融機関

(d) 最終交付先

農業協同組合
銀行等金融機関

(e) 根拠法令・規則等

農業近代化資金助成法
山形県農業近代化資金利子補給金交付規程

(f) 補助金額の算定

補 助 率	国の負担	県の負担
融資平均残高×利子補給率 (平成14年4月1日現在 個人1.25%)	50.0%	50.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	370,270	289,416	233,015	189,018	157,826	141,518
補助件数 (金融機関数)	33	33	30	29	29	30
利子補給率 (個人；各年度 4月1日現在)	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和36年度から行われている。終期は定められていない。

補助件数として、融資先数については報告事項ではないため集計していない。

ここ5年間、農産物価格の低迷や事業従事者の高齢化、後継者不足等による先行き不透明感から、農家全体に経営規模の拡大や新たな設備投資等を控える傾向であるため融資実績が減少傾向にあり、補助金額は減少している。

② 監査の結果及び意見

(a) 貸出資金の滞留について

「山形県農業近代化資金監査事務処理基準」においては、貸付けの実行後長期（概ね3ヶ月程度）にわたって正当な理由なく貸付金が未使用である場合は不適正事例として処理されることとされている。

平成14年度の新規貸付分で融資の実行から事業費の支払までに3ヶ月を超えたものはなかったが、2ヶ月超のものが5件（貸付金額29,900千円）あった。この期間は資金が借受者の口座に滞留していることになり、無駄な利子補給金を支払っていることとなる。

(意見)

融資の実行は事業費の支払時期に対応して行われるべきであり、資金の滞留が生じないように指導する必要がある。

(b) 農業近代化資金完了報告書の提出について

「山形県農業近代化資金事務取扱要領」では、事業完了後20日以内に農業近代化資金事業完了報告書が融資機関に提出され、融資機関では現物確認調査を実施のうえ1ヶ月分を取りまとめて翌月20日までに県に写しを提出することとされているが、監査実施時（平成15年9月～10月）において未だ提出されていないものがかなりの件数見受けられた。

(改善策)

定められた期間内に提出を求める必要がある。

(c) 実態調査の実施時期について

「山形県農業近代化資金事務取扱要領」では、農業近代化資金事業完了報告書の提出を受けて実態調査を実施することとされているが、村山総合支庁では平成15年10月下旬に実施予定ということで未だ実施されていなかった。

(意見)

完了報告書の提出後速やかに実施すべきである。

(5) 山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

中央会が行う総合的経営指導等及び山形県農業協同組合青年・女性組織協議会が実施する事業に対する補助金交付を促進助長する。

(b) 補助対象事業

中央会が行う経営指導事業・営農対策事業・監査事業及び青年・女性組織協議会が実施する事業に対する補助金交付事業

(c) 交付先

中央会

(d) 最終交付先

中央会

(e) 根拠法令・規則等

山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	50.0%以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,200
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和35年度から行われている。終期は定められていない。補助金額は平成6年度より1,500千円と一定額である。

平成 14 年度の事業ごとの配分は次のとおりである。

(単位：千円)

	事業費	県補助金	中央会費	その他
経営指導事業	1,844	700	1,144	—
営農対策事業	579	250	329	—
監査事業	907	300	607	—
青年組織協議会補助事業	784	150	221	413
女性組織協議会補助事業	772	100	468	204

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の内容確認について

県では、中央会に対して交付した補助金の内容確認については実績報告書を査閲するとともに、事業の実施状況につきヒアリングを行っているが、中央会の帳簿等の確認までは実施していない。

(意見)

実績報告書の作成に要した資料（補助元帳など）を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認する必要がある。

(b) 事業実施状況報告書の提出について

交付規程第5条によれば10月15日までに事業実施状況報告書を提出することとなっているが、10月23日に提出されている。

(改善策)

提出期限は厳守すべきである。

(c) 営農対策事業への補助について

中央会の営農対策事業は営農企画業務が主であり、直接営農に係る事業は行っていない。そのため、補助金は旅費や会議費等の一般的な経費に充当されている。

また、中央会の営農対策事業には「山形県水田農業経営確立対策指導推進交付金」が平成14年度1,067千円交付されており、実績報告書によれば、この交付金は全額が農業協同組合等への印刷物（「水田農業経営確立対策関係通知集」）の配布に充当されている。

(意見)

交付金も含めたところで補助金の効果の検討が望まれる。

- (d) 青年組織協議会補助事業及び女性組織協議会補助事業について
県のヒアリングによれば、いずれの組織も活動は低調とのことであるが、部員数の推移等は把握されていない。

(意見)

補助金の効果を含め現状分析が必要である。

(6) 山形県農業共済団体事務費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農業災害補償法に基づき、農業共済組合及び同連合会が行う農業共済事業及び保険事業に必要な事務費、活動費を助成する。

(b) 補助対象事業

農業共済団体等運営事業（農業共済事業事務費、農業共済事業特別事務費、農業共済事業運営基盤強化対策費）

(c) 交付先

山形県農業共済組合連合会

山形中央農業共済組合

置賜農業共済組合

庄内農業共済組合

(d) 最終交付先

山形県農業共済組合連合会

山形中央農業共済組合

置賜農業共済組合

庄内農業共済組合

(e) 根拠法令・規則等

農業災害補償法

山形県農業共済団体事務費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補 助 対 象	補助額	国の負担	県の負担
1. 農業共済事業事務費 (組合事務費) ・ 共済事業事務を行うために発生する 人件費、旅費、委員手当費等に要する 経費	定額	100.0%	—
2. 農業共済事業特別事務費 (特別事務費) ・ 損害評価に伴う経費や農業共済地域 対応強化総合対策に要する経費	定額	100.0%	—
3. 農業共済事業運営基盤強化対策費 (運営基盤強化対策費) ・ 情報処理システム高度化事業費及び 家畜群疾病情報分析管理事業費	定額	100.0%	—

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平 成 1 0 年 度	1 1 年 度	1 2 年 度	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度 (予 定)
補助金額	1,526,355	1,502,719	1,526,563	1,553,727	1,567,587	1,519,729
補助件数	10	10	4	4	4	4
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和23年度(国の制度開始時期)から行われている。終期は定められていない。

なお、平成14年度の内容別及び交付先別の金額は次のとおりである。補助金のほとんどは組合事務費に係るものであり、各共済組合に対する補助金額の算定は、農林水産省の算定基準に従い、農政企画課で算定している。

(単位：千円)

内 容 交付先	組 合 事 務 費	組 合 特 別 事 務 費	運 営 基 盤 強 化 対 策 費	合 計
山形県農業共済組合連合会	148,394	2,532	62,656	213,582
山形中央農業共済組合	642,819	6,034	941	649,794
置賜農業共済組合	283,648	2,029	1,087	286,764
庄内農業共済組合	413,476	3,244	727	417,447
合 計	1,488,337	13,839	65,411	1,567,587

② 監査の結果及び意見

(a) 組合事務費の配分について

県から各組合（連合会は除く）への組合事務費に係る補助金の配分は、国からの通達によって計算方法が定められており、A固定費用割、B組織整備割、C事業規模割、D特別配分の4区分により算定される。

このうち特別配分については、「それ以外の配分のみでは事業の適正な運営の確保をしがたい場合において、配分総額の30%以内で特別の配分基準を設けて配分することができる」とされている。特別配分を行う場合はあらかじめ国との協議が必要となるが、前年度対比調整、事業規模割調整等定められた調整方法により配分する場合には国との協議が不要となる。県では、以前より特別配分を国で定めた前年度対比調整及び事業規模割調整を用いて行っており、前年度と比べて配分割合が大きく変わらないようにしている。

平成14年度における特別配分額の計算は次のとおりである。

(単位：千円)

組 合 名	ル ー ル 配 分 額 (上記A～C)	特 別 配 分 額 (上記D)		
		前 年 度 対 比 調 整 額	事 業 規 模 割 調 整 額	特 別 配 分 額 合 計
山形中央	613,134	185	29,500	29,685
置 賜	205,461	65,927	12,260	78,187
庄 内	341,107	50,277	22,092	72,369
合 計	1,159,702	116,389	63,852	180,241

(意 見)

現在の特別配分額の配分方法は、組合の経営の安定化には役立っている。しかし、長年見直されておらず、前年度と配分割合が大きく変わらないため、各組合の経営努力が補助金に反映されない状況となっている。それぞれの組合における経営努力が反映されるような配分方法も検討する必要があるものと考えます。

(7) 農用地有効活用推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農業の担い手に対する農用地の利用集積の推進を図る。

(b) 補助対象事業

農地流動化地域総合推進事業

農地利用集積実践事業

遊休農地解消総合対策事業

(c) 交付先

市町村
中央会
農業会議

(d) 最終交付先

市町村
中央会
農業会議
農地利用改善団体等

(e) 根拠法令・規則等

農業経営基盤強化促進法
農用地有効活用推進事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象		補助率	国の負担	県の負担
農地流動化地域 総合推進事業	市町村事業費	50.0%以内	100.0%	—
	農業団体事業費	定額	100.0%	—
農地利用 集積実践事業	市町村事業費	50.0%以内	100.0%	—
		ただし、利用調整重点推進地区育成事業に係る経費については、100.0%以内	50.0%	50.0%
	農業団体事業費	定額	100.0%	—
遊休農地解消 総合対策事業	市町村事業費	50.0%以内	100.0%	—

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	68,477	86,864	51,080	59,000
補助件数	—	—	44	44	44	34
効果算定						
集積目標面積(a) (単位：ha)	—	—	50,896	52,947	55,431	57,975
集積実績面積(b) (単位：ha)	47,348	47,896	49,947	52,431	54,975	—
目標達成率(b/a) (単位：%)	—	—	98.1	99.0	99.2	—

補助金の交付は平成12年度から平成17年度（終期は事業によって異なっており平成15年度～平成17年度）まで行われる。

平成14年度の事業区分ごとの補助金額は次のとおりである。

(単位：千円)

	交 付 先	国庫補助金	県嵩上げ分	合 計
農地流動化地域 総合推進事業	市 町 村	11,720	—	11,720
	農 業 会 議	1,516	—	1,516
	中 央 会	180	—	180
農 地 利 用 集 積 実 践 事 業	市 町 村	18,494	18,494	36,988
	農 業 会 議	425	—	425
遊休農地解消 総合対策事業	市 町 村	250	—	250
合 計		32,585	18,494	51,080

② 監査の結果及び意見

(a) 効果算定について

平成11年度までは、年度ごとの集積目標面積がなく、平成6年2月の県の基本方針により概ね10年先を目標として担い手の経営面積を83,000ha(当時の農用地面積127,000haに対して65%)と設定していた。平成12年1月に基本方針を見直したが、そこでも農用地面積に対する集積割合の目標は65%(当時の農用地面積120,000haに対して65%の78,000ha)を踏襲している。

効果算定の指標としては、当該担い手への農地利用集積率を掲げている。

(意 見)

目標達成率は初年度以降98%以上と高い水準で推移しており、当該補助金の効果が反映されていると考えられる。ただし、担い手への農地利用集積は当該補助金のみによる効果として捉えられるものではなく複数の補助金の相乗効果として捉えることが実態に即している。

したがって、各補助金一つ一つの効果と相乗の効果とを具体的に測定し、最大の効果があがるように補助金を集約もしくは変更、追加するなど創意工夫が必要であると考えます。

(b) 集積面積の目標について

県の集積面積目標は78,000haとなっているが、各市町村の集積面積目標の合計を上回っており、乖離が生じている。

(意 見)

現状では、各市町村で集積面積目標を達成したとしても、県の集積面積目標は達成されない。県として集積面積目標を達成させるためには、実施主体である市町村と一体的な取り組みが必要であり、両者の調整を図り、集積面積目標が乖離しないようにする必要がある。

(c) 集積面積の集計について

担い手への農地集積面積の集計については、農地流動化地域総合推進事業実施要領及び同要領の運用に基づき各市町村が行っているが、人員体制やコンピュータシステムなどの違いにより各市町村において把握している面積の精度に格差が生じている。現在、総合支庁で面積算定に際しての留意事項を示しているが、具体的なマニュアル策定には至っていない。

(意 見)

面積算定についての具体的なマニュアルを策定し、精度を一定に保って、計画の達成状況をより正確に把握できるようにすべきである。

(d) 事務検査の未実施について

置賜総合支庁では、事業の実施中、実施後いずれも検査や現場確認等のチェック作業を実施していない。

(意 見)

交付要綱や事務検査基準等で特に具体的な規定はないものの、交付先からのヒアリングや現場調査等を必要に応じて行うことが望ましい。

(e) 交付時期について

農地利用集積の実践事業は年度当初から行われているが、飯豊町において実際に補助金が交付されたのは事業がほぼ終了した平成 15 年 3 月 28 日であった。

(意 見)

案件によっては、早めに概算払いの必要性につき検討することが望ましい。

(f) 補助金の最終交付先での支出状況の確認について

当該補助金は、農地利用集積を行ったときの集積実績によって補助金が交付される。したがって、地域における農業経営の目的等を明確にし、その目的達成のために使われたのかを確認する必要がある。

平成 14 年度において村山総合支庁では河北町に対して当該補助金を交付し、河北町にて 3 農地利用改善組合に補助金を交付している。

村山総合支庁では、河北町から事業実績書、収支精算書等を入手しているが、補助金の最終交付先である農地利用改善組合の支出状況については報告事項としていない。したがって、農地利用改善組合が目的以外に補助金を使ったとしても確認することができない状況にある。

(意見)

補助金の支出状況について報告させるなどの方策を行い、補助金が適正に使われていることが確認できるようにすることが必要である。

また、当該補助金の一部を利用調整基金や利用調整積立金に繰入れ翌事業年度以降に支出を行う農地利用改善組合がある。このような農地利用改善組合については、利用調整基金や利用調整積立金を取り崩され、どのような支出に使われたのかまで確認する必要がある。

(8) 農地保有合理化事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農地の再配分を通じて、農地流動化の促進に資する。

(b) 補助対象事業

農地保有合理化促進事業等

(c) 交付先

農業公社

(d) 最終交付先

農業公社

農業者等

(e) 根拠法令・規則等

農業経営基盤強化促進法

農地保有合理化事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
農地保有合理化促進事業費 ・農地売買等事業	100.0%以内	60%～70%	30%～40%
農地保有合理化促進事業費 ・機械リース事業	100.0%以内	100%	—
農地保有合理化緊急加速事業費 ・農地売買等事業	100.0%以内	70%	30%
農地保有合理化緊急加速事業費 ・機械リース事業	100.0%以内	100%	—
農地保有合理化総合推進事業費	100.0%以内	50%～60%	40%～50%
農地保有合理化関連融資事業費	100.0%以内	60%	40%

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
土地利用型大規模経営促進事業費	100.0%以内	50%	50%
中山間農地保全対策事業費	100.0%以内	60%	40%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	275,236	306,776	272,261	226,485	230,579	306,421
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定						
集積目標面積(a) (単位：ha)	—	—	50,896	52,947	55,431	57,975
集積実績面積(b) (単位：ha)	47,348	47,896	49,947	52,431	54,975	—
目標達成率(b/a) (単位：%)	—	—	98.1	99.0	99.2	—

補助金の交付は昭和46年度から行われている。終期は定められていない。

(7)の農用地有効活用推進事業費補助金と効果算定は同様のものが考えられ、流動化関係の補助金の相乗的な効果によって、集積面積の拡大が図られていると考えることができる。

平成14年度の事業ごとの補助金交付金額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	国庫補助金	県嵩上げ分	合計
農地保有合理化促進事業	76,826	31,759	108,585
農地保有合理化緊急加速事業	87,685	8,529	96,214
農地保有合理化総合推進事業	463	378	841
農地保有合理化関連融資事業	3,668	2,446	6,114
土地利用型大規模経営促進事業	8,828	8,828	17,656
中山間農地保全対策事業	700	466	1,166
合計	178,171	52,408	230,579

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の内容確認について

県では、農業公社に対して交付した補助金の内容確認について実績報告書を査閲するのみで、農業公社の帳簿等の確認までは実施していない。

(意見)

実績報告書の作成に要した資料（補助元帳など）を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認する必要がある。

(9) 漁業共済事業振興補助金

① 制度の概要

(a) 目的

山形県漁業共済組合が漁業共済の掛金補助を行う場合において、掛金の一部助成を行うことにより、漁業共済の振興普及（加入促進）を図る。

(b) 補助対象事業

山形県漁業共済組合が行う漁業共済事業

(c) 交付先

山形県漁業共済組合

(d) 最終交付先

漁業従事者

(e) 根拠法令・規則等

漁業共済事業振興補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

平成14年1月1日から同年12月31日までの間に契約した漁業共済契約（当該契約に係る共済限度額に対する割合として100分の40以上の割合を選択している場合に限る。）に係る純共済掛金（国庫補助金（財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団が行う日韓対策事業の掛金補助を受ける場合は、その補助額を加算した額）を除く。）に、下記の漁業種類の区分に応じ補助率を乗じて得た額以内を県が負担する。

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号及び第3号に掲げる漁業。ただし、20トン未満の漁船に限る。	22.0%	—	100.0%
同法104条第3号に掲げる漁業。ただし、20トン以上100トン未満の漁船に限る。	11.0%	—	100.0%
同法第104条第3号に掲げる漁業。ただし、100トン以上で財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団の日韓対策事業における掛金補助を受ける漁船に限る。	11.0%	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	4,451	4,933	6,777	6,081	5,715	5,974
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和41年度から平成17年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の見直しについて

現在、漁業共済は純共済掛金の半分程度を国が、さらに残りの掛金の一部を県、市町村が補助している。

(意見)

リスクが大きいということや平成20年度において山形県漁業共済組合の全国組織への統合が予定されており経営改善を図る必要があることから、掛金の半分以上が国、県、市町村からの補助金でまかなわれている。しかし、相互扶助としての共済の趣旨を考えた場合、補助金の見直しを検討すべきである。

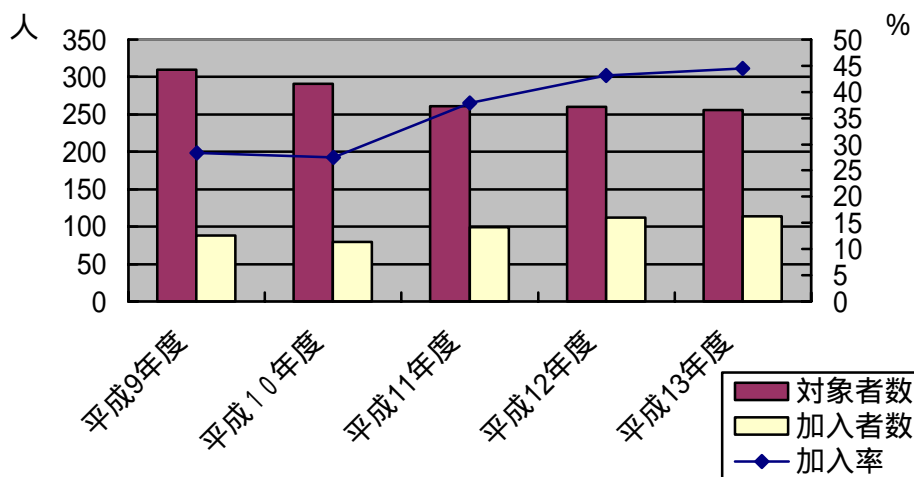
(b) 効果算定（具体的目標）について

当該補助金の目的は、「山形県漁業共済組合が漁業共済の掛金補助を行う場合において、掛金の一部助成を行うことにより、漁業共済の振興普及（加入促進）を図る」ことにあるが、振興普及の具体的達成目標が明確になっていない。

(意見)

目的達成のための具体的な目標がない場合、補助金の交付が目的達成のために効果的に使われているかどうかを測る尺度がないことになる。目的は抽象的なものであることから、具体的な目標を明確にし、補助金交付後はその効果を確認し、さらに、次年度以降に補助金の検討を行っていくことで、補助金の交付目的を効果的、効率的に達成できるようにする必要がある。

効果としては共済の加入戸数が考えられる。これらの推移（県内組合の合計）は次のとおりであり、加入戸数は若干増加している。補助を行うにあたっては、このような指標を目標として捉え、交付先団体と協議のうえ加入率の向上を意識していくことが求められる。



(c) 交付先からの資料の検証について

補助事業の実績報告書及びそれに添付される事業成績書、収支精算書は、交付先が作成して提出する。県ではこれらの資料の整合性については検証を行っているが、支出内容の確認までは行っていない。

(意見)

交付先からの実績報告書が十分な証拠に裏打ちされた信頼性のあるものであることを確認することが重要である。したがって、交付先から共済契約書の写し等支出の事実を証拠立てる資料を添付させたり、交付先の検査を行うなどして、実績報告書の信頼性を確認する体制を整える必要がある。

第4 生産流通課の補助金について

1. 事業の概要

生産流通課では、山形県農業基本条例で山形県が目指す「活力ある豊かな農業県」の実現に向け、生産から流通まで一体的な取組みを①「食の安全」確保を重視した戦略的な生産・流通対策の展開、②米政策改革への対応と農業経営の複合化・周年化の促進による効率化・安定化の推進、③地産地消の推進と環境保全型・地域循環型の持続性の高い農業の推進の観点から下記の施策を推進している。

1. 水田農業対策
 - ① 水田農業経営確立対策の推進
 - ② 米政策改革への対応
 - ③ 農地流動化施策等と連携した担い手の育成・支援
 - ④ 各地域の特色を生かした産地形成の推進
2. 稲作振興対策
 - ① 県産米の競争力強化に向けた生産対策
 - ② 消費者の県産米に対する安全・安心ニーズに対応した生産対策
3. 農産（畑作物）振興対策
 - ① 土地利用型作物（大豆、そば、麦）の生産振興
 - ② 蚕糸振興対策
4. 園芸振興対策
 - ① 果樹の振興
 - ② 野菜の振興
 - ③ 花きの振興
5. 消費流通対策
 - ① 県産農林水産物の評価向上
 - ② 地産地消の推進
6. 畜産振興対策
 - ① 安全・安心な畜産物の供給
 - ② 県産畜産物のブランド確立
 - ③ 畜産物の生産振興
7. 水産振興対策
 - ① 水産資源の持続的利用の確立と漁業の担い手の育成
 - ② 中山間地域の活性化と豊かな自然環境の保全に資する内水面漁業の振興

2. 補助金についての分析

(1) 補助金の種類ごとの金額の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
＜国庫補助事業＞						
件数	54	51	39	31	34	30
金額	4,066,256	4,524,800	4,029,450	3,557,707	1,483,992	2,588,588
うち県負担額	622,124	230,705	367,386	187,658	175,070	161,431
＜県単独事業＞						
件数	72	74	70	51	48	49
金額	3,390,752	2,523,041	1,810,924	1,947,135	1,597,219	1,242,079
＜合計＞						
件数	126	125	109	82	82	79
金額	7,457,008	7,047,841	5,840,374	5,504,842	3,081,211	3,830,667

(注1) 平成13年度繰越分、国庫補助事業1件、金額77,252千円を含む。

(注2) 平成10年度は農業経済課、農産園芸課、畜産課、水産課の合計値、平成11年度～平成13年度は農水産経済課と農畜産振興課の合計値となっている。

(2) 平成14年度補助金一覧表

(単位：千円)

番号	名称	種類	補助金額	当初 予算額	予算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
1	特用作物生産団体育成事業費補助金	県単独	120	120	100.0%	1	—	×	
2	農産物等流通戦略推進事業費補助金	県単独	20,000	20,000	100.0%	1	H17	×	
3	農産物流通明確化促進事業費補助金	県単独	2,000	2,000	100.0%	2	H15	○	
4	農産物緊急流通対策事業費補助金	県単独	13,404	13,404	100.0%	1	H14	○	◎
5	地産地消推進事業費補助金	県単独	17,720	17,800	99.6%	59	—	○	
6	土地利用型農業活性化対策推進事業費補助金	県単独	40,919	41,300	99.1%	82	H16	○	
7	土地利用型作物産地化推進事業費補助金	県単独	55,856	65,775	84.9%	2	H15	×	
8	水田作付体系転換緊急推進事業費補助金	国庫補助	260,029	300,000	86.7%	44	H15	×	○
9	担い手経営効率化緊急支援事業費補助金	県単独	102,898	103,100	99.8%	61	H15	×	
10	高速道路関連営農施設等整備事業費補助金	県単独	253,550	352,946	71.8%	4	—	×	◎
11	やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金	県単独	541,553	588,594	92.0%	150	H15	×	◎
12	施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金	県単独	121,527	126,000	96.5%	9	H14	×	◎

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
13	農業生産総合対策事業費補助金	国庫補助	28,665	40,028	71.6%	14	—	○	
14	野菜産地強化特別対策事業費補助金	国庫補助	27,612	28,660	96.3%	4	H16	○	
15	園芸生産体制確立推進事業費補助金	県 単 独	2,500	2,500	100.0%	10	H16	○	
16	県産花き展覧会事業費補助金	県 単 独	500	500	100.0%	1	H16	○	
17	広域生産組織活動高度化事業費補助金	県 単 独	1,500	1,500	100.0%	1	H16	○	
18	野菜指定産地生産出荷安定資金造成費補助金	国庫補助	14,503	5,740	252.7%	1	—	○	
19	青果物価格安定対策事業費補助金	県 単 独	76,994	81,329	94.7%	1	—	○	◎
20	学校給食用牛乳供給事業費補助金	国庫補助	19,961	20,255	98.5%	1	—	○	
21	牛乳消費拡大事業費補助金	県 単 独	400	400	100.0%	1	—	○	
22	フードシステム高度化対策事業費補助金	国庫補助	16,061	17,269	93.0%	1	—	○	
23	山形県米消費拡大推進事業費補助金	県 単 独	600	600	100.0%	1	—	○	
24	山形県米飯学校給食推進対策事業費補助金	県 単 独	7,188	7,206	99.8%	40	—	○	
25	農産物 PR 事業費補助金	県 単 独	1,440	1,440	100.0%	1	—	×	
26	青果物消費宣伝推進対策事業費補助金	県 単 独	36,800	36,800	100.0%	1	—	×	
27	山形牛消費流通宣伝対策事業費補助金	県 単 独	4,000	4,000	100.0%	1	H14	×	
28	フードシステム推進事業費補助金	国庫補助	6,390	6,390	100.0%	6	—	○	
29	地域食品流通業活性化事業費補助金	国庫補助	2,962	2,000	148.1%	2	—	○	
30	主要農作物優良種子対策事業費補助金	県 単 独	400	400	100.0%	2	—	×	
31	農業生産総合対策事業費補助金	国庫補助	235,337	1,042,507	22.6%	102	—	○	◎
32	そば処山形ブランド確立事業費補助金	県 単 独	600	600	100.0%	4	H17	○	
33	大豆と組み合わせた麦作振興拠点整備補助金	県 単 独	600	600	100.0%	2	H15	○	
34	21世紀米づくり日本一推進事業費補助金	県 単 独	10,000	10,000	100.0%	1	H14	×	
35	直播栽培導入型営農モデル実践事業費補助金	国庫補助	502	392	128.1%	2	—	×	
36	直播栽培普及支援事業費補助金	県 単 独	3,500	3,500	100.0%	5	—	×	
37	優良酒米生産体制確立事業費補助金	県 単 独	800	800	100.0%	1	—	×	
38	山形県蚕糸業振興協議会補助金	県 単 独	340	340	100.0%	1	—	○	
39	効率的養蚕産地育成推進事業費補助金	県 単 独	5,632	5,632	100.0%	1	H15	○	
40	農業生産総合対策事業費補助金	国庫補助	1,754	2,405	72.9%	4	—	○	
41	公共牧場広域利用推進対策事業費補助金	国庫補助	850	850	100.0%	4	—	×	

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
42	社団法人山形県畜産会組織強化事業費補助金	県 単 独	3,221	3,383	95.2%	1	—	×	◎
43	畜産振興総合対策事業費補助金	国庫補助	1,371	1,371	100.0%	1	—	×	
44	畜産振興総合対策推進指導事業費補助金	国庫補助	495	495	100.0%	8	—	×	
45	養ほう安定推進事業費補助金	県 単 独	108	110	98.2%	1	—	×	
46	公共牧場利用促進事業費補助金	県 単 独	345	350	98.6%	1	—	×	
47	自給飼料生産対策事業費補助金	国庫補助	26,494	50,646	52.3%	11	—	○	
48	畜産振興総合対策事業費補助金	国庫補助	4,006	4,006	100.0%	2	—	×	
49	畜産振興総合対策事業費補助金	国庫補助	18,140	497,703	3.6%	1	—	○	
50	肉用牛肥育経営安定緊急対策事業費補助金	県 単 独	26,102	35,820	72.9%	1	H14	×	◎
51	死亡牛 BSE 検査体制支援事業費補助金	県 単 独	74,527	105,000	71.0%	1	H14	○	◎
52	畜産振興総合対策事業費補助金(乳用牛群検定普及定着化)	国庫補助	3,028	3,028	100.0%	1	—	×	
53	畜産振興総合対策事業費補助金(乳用種雄牛後代検定推進)	国庫補助	579	579	100.0%	1	—	×	
54	家畜個体識別システム補助金	国庫補助	620	620	100.0%	5	—	×	
55	肉用牛改良推進事業費補助金	国庫補助	3,977	4,360	91.2%	12	—	×	
56	肉用牛改良推進事業費補助金	県 単 独	1,540	1,540	100.0%	9	—	×	○
57	東北六県北海道連合枝肉共進会補助金	県 単 独	500	500	100.0%	1	H14	×	
58	山形県畜産共進会開催事業費補助金	県 単 独	300	300	100.0%	1	H14	×	
59	社団法人山形県系統豚普及センター防疫衛生対策事業費補助金	県 単 独	7,280	7,280	100.0%	1	H18	×	◎
60	山形県立蔵王西部牧場草地管理費補助金	県 単 独	20,242	20,242	100.0%	1	—	×	◎
61	周年農業畜産の里づくり事業費補助金	県 単 独	44,420	44,785	99.2%	8	H14	×	
62	畜産振興総合対策事業費補助金	国庫補助	260,995	308,462	84.6%	7	—	○	○
63	家畜排せつ物適正処理緊急対策事業費補助金	県 単 独	18,736	20,000	93.7%	13	—	○	
64	山形県草地開発事業補助金	国庫補助	296,970	280,846	105.7%	1	H15	○	◎
65	山形県畜産物価格安定基金協会指導体制強化事業費補助金	県 単 独	7,441	7,532	98.8%	1	H14	×	
66	肉豚生産者積立補助金	県 単 独	6,620	6,621	100.0%	1	H15	×	
67	畜産物流通施設整備等対策事業費補助金	県 単 独	46,186	46,184	100.0%	3	H33	×	
68	自衛防疫強化総合対策事業費補助金	県 単 独	2,684	3,944	68.1%	1	—	×	
69	畜産振興総合対策事業補助金	国庫補助	1,168	1,168	100.0%	1	—	○	

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
70	豚コレラ互助基金造成支援事業補助金	県 単 独	7,643	7,696	99.3%	1	H14	○	○
71	豚丹毒発生子防事業費補助金	県 単 独	2,055	2,055	100.0%	1	H14	○	
72	並型漁礁設置事業費補助金	国庫補助	16,415	18,500	88.7%	1	—	○	
73	都市漁村交流推進事業費補助金	国庫補助	1,350	1,050	128.6%	2	—	×	
74	複合的資源管理活動推進事業費補助金	国庫補助	2,772	2,838	97.7%	1	H15	○	
75	TAC 管理体制緊急整備事業費補助金	国庫補助	340	340	100.0%	1	—	×	
76	漁業者等協議会推進事業費補助金	国庫補助	1,960	1,960	100.0%	1	H23	×	
77	中核的漁業者協業体活動支援事業費補助金	県 単 独	3,928	3,928	100.0%	2	H14	○	
78	栽培漁業事業化総合推進事業費補助金（推進活動）	国庫補助	115	237	48.5%	1	—	×	
79	栽培漁業事業化総合推進事業費補助金（育成強化）	国庫補助	2,880	2,880	100.0%	4	—	×	
80	さけ・ます増殖施設整備事業費補助金	国庫補助	26,559	26,559	100.0%	1	H14	○	
81	漁港漁業集落環境整備事業費補助金	国庫補助	121,880	149,580	81.5%	1	H17	×	◎

(注1) 平成13年度繰越分1件、補助金額77,252千円を除く。

(注2) 監査対象欄の「◎」は、監査対象とし、本報告書で結果・意見を記載したものであり、「○」は、監査対象としたが、指摘すべき事項がなかったため本報告書に記載しなかったものである。

(3) 予算消化率について

予算消化率が150%超もしくは50%未満のものは、以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	乖離理由
18	野菜指定産地生産出荷安定資金造成費補助金	14,503	5,740	252.7%	交付予約数量（系統出荷するとして数量）の確定が年度途中となるため、造成費がわからなかったため
31	農業生産総合対策事業費補助金	235,337	1,042,507	22.6%	国庫補助事業の一部が不採択となったため
49	畜産振興総合対策事業費補助金	18,140	497,703	3.6%	国庫補助事業の一部が不採択となったため
78	栽培漁業事業化総合推進事業費補助金（推進活動）	115	237	48.5%	国庫補助事業の一部が不採択となったため

3. 全体についての監査の結果及び意見

(1) 終期設定の状況について

生産流通課の補助金 81 件中、終期設定が行われていないものが 46 件 (56.8%) ある。

(意見)

終期を設定することは、補助金自体の必要性を確認するうえで有用な手段の一つと考えられる。できる限り終期を設定し、補助金の必要性等の検討がなされることが望まれる。

(2) 効果算定の状況について

生産流通課の補助金 81 件中、効果算定が行われていないものが 44 件 (54.3%) ある。

(意見)

現状では半数以上の補助金について効果算定が行われていない。補助金の交付は必ず目的を伴うものであり、目的達成のために何らかの数値的な目標を設定して効果を算出、評価していく体制を整備することが望まれる。

(3) 少額の補助金について

生産流通課の補助金のうち、1,000 千円以下の補助金は、以下のとおりであり、全体 81 件中 20 件 (24.7%) とかなり高い比率を占めている。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	種 類
1	特用作物生産団体育成事業費補助金	120	県 単 独
16	県産花き展覧会事業費補助金	500	県 単 独
21	牛乳消費拡大事業費補助金	400	県 単 独
23	山形県米消費拡大推進事業費補助金	600	県 単 独
30	主要農作物優良種子対策事業費補助金	400	県 単 独
32	そば処山形ブランド確立事業費補助金	600	県 単 独
33	大豆と組み合わせた麦作振興拠点整備補助金	600	県 単 独
35	直播栽培導入型営農モデル実践事業費補助金	502	国庫補助
37	優良酒米生産体制確立事業費補助金	800	県 単 独
38	山形県蚕糸業振興協議会補助金	340	県 単 独
41	公共牧場広域利用推進対策事業費補助金	850	国庫補助

番号	名 称	補助金額	種 類
44	畜産振興総合対策推進指導事業費補助金	495	国庫補助
45	養ほう安定推進事業費補助金	108	県 単 独
46	公共牧場利用促進事業費補助金	345	県 単 独
53	畜産振興総合対策事業費補助金(乳用種雄牛後代検定推進)	579	国庫補助
54	家畜個体識別システム補助金	620	国庫補助
57	東北六県北海道連合枝肉共進会補助金	500	県 単 独
58	山形県畜産共進会開催事業費補助金	300	県 単 独
75	TAC 管理体制緊急整備事業費補助金	340	国庫補助
78	栽培漁業事業化総合推進事業費補助金(推進活動)	115	国庫補助

また、補助金額は 1,000 千円を超えているが、交付件数当たりの金額が 500 千円以下のものは下記のとおりである(上記の 1,000 千円以下の補助金を除く)。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	交付 件数	交 付 件 数 当 たり 金 額	種 類
5	地産地消推進事業費補助金	17,720	59	300	県 単 独
6	土地利用型農業活性化対策推進事業費補助金	40,919	82	499	県 単 独
15	園芸生産体制確立推進事業費補助金	2,500	10	250	県 単 独
24	山形県米飯学校給食推進対策事業費補助金	7,188	40	179	県 単 独
40	農業生産総合対策事業費補助金	1,754	4	438	国庫補助
55	肉用牛改良推進事業費補助金	3,977	12	331	国庫補助
56	肉用牛改良推進事業費補助金	1,540	9	171	県 単 独

(意 見)

公益性の観点から必要性があれば交付金額が僅少であるという理由をもって廃止をすることはないが、効果の点から考えた場合、交付金額が僅少であると効果があまり発現しないことや事務コストに見合った効果が得られていないこともありえ、また、金額が僅少であれば交付先団体の経営努力等によって、補助金の交付がなくなるとも補助対象となった事業を行える可能性がある。

交付金額の僅少な補助金については、その必要性や公益性を検討し、補助金額の増額や補助の廃止により効果的な補助事業を行っていく必要があると考える。

なお、平成 16 年度予算要求時までには補助金額 1,000 千円以下の補助金のうち、7 件を廃止することが決定されている。

(4) 農業生産物の PR や消費拡大に関する補助金について

農業生産物の広告に関する補助金は以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	目 的	補助金額
2	農産物等流通戦略推進事業費補助金	国内外における産地間競争が激化する中で、「おいしい山形推進プラン(山形県農産物等流通戦略推進方針)」に基づき、農産物等の流通を巡る諸情勢の変化に的確に対応した新たな流通販売戦略を展開することにより、県産農林水産物の評価向上と消費の拡大を図る	20,000
21	牛乳消費拡大事業費補助金	消費者に牛乳に関する知識の普及を図り、牛乳の消費拡大及び県内酪農乳業の安定的発展並びに県民の体位向上を図る	400
23	山形県米消費拡大推進事業費補助金	米を中心とした日本型食生活の普及・定着と米の消費拡大を図る	600
25	農産物 PR 事業費補助金	農産物の大消費地である東京都内において、「山形米」及び県特産「ラ・フランス」の試食会を開くとともに、生産者と一体となった宣伝活動を実施し、農林水産物の評価向上と消費の拡大を図る	1,440
26	青果物消費宣伝推進対策事業費補助金	生産者の理解と協力を得ながら、各地の一般消費者に県産果実の特色を PR し、安定的な消費の確保と評価向上を図ることによって、有利販売に結合させ、生産農家の経営安定に資する	36,800
27	山形牛消費流通宣伝対策事業費補助金	BSE に伴い風評被害等、食の安全に対する不安感が増す中で、安全で美味しい山形牛の銘柄確立及び普及・消費拡大を図る	4,000

(意見)

農産物のPRや消費拡大についてそれぞれ個別に補助金を交付するのではなく、山形県産の農産物全体を考慮したPRや消費拡大に関する事業として補助金を交付した方が効率的であり、また、効果も大きいものと思われ、補助金の統合等の検討が必要と思われる。

なお、平成15年度において、おいしい山形推進機構に対する補助金である「農産物等流通推進事業費補助金」に「山形県米消費拡大推進事業費補助金」及び「山形牛消費流通宣伝対策事業費補助金」を統合し、「農産物PR事業費補助金」については、平成16年度において廃止することになっている。

4. 個別検討

(1) 農産物緊急流通対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

無登録農薬問題の発生による山形県産農産物に対する消費者及び流通関係者からの信頼を回復するため、緊急に安全対策を実施している旨の広告事業や安全に関する宣伝資材を配布する事業などの流通対策を展開し、果樹王国「山形」のイメージダウンを防ぐ。

(b) 補助対象事業

新聞広告の掲載事業、信頼回復宣伝資材の作成・活用事業

(c) 交付先

山形県 J A 無登録農薬緊急対策本部

(d) 最終交付先

山形県 J A 無登録農薬緊急対策本部

(e) 根拠法令・規則等

農産物緊急流通対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	50.0%以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	—	13,404	—
補助件数	—	—	—	—	1	—
効果算定						
新聞広告 プレゼント応募数	—	—	—	—	30,100	—

平成14年度のための単年度事業である。

② 監査の結果及び意見

(a) 効果の算定について

当該補助金は予見できない無登録農薬問題の発生に対応するための緊急対策として実施されたものである。県ではその補助金の効果につき一部評価を行っているが全体的な評価がなされていない。

(意見)

補助金の効果に関する総括的な評価を行うことによって、今後、類似した問題が発生した場合の対応に有用であると考えられる。

(2) 高速道路関連営農施設等整備事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

高速道路用地として農地または林地を提供した農林家で、提供後においても農林業を継続使用とする者の農林業経営近代化と生活安定化を図る。

(b) 補助対象事業

農業機械化施設整備事業

園芸近代化施設整備事業

農畜産物集出荷施設整備事業

畜産近代化施設整備事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

農業協同組合

農業生産法人

生産者組合

(e) 根拠法令・規則等

高速道路関連営農施設等整備事業実施要領

同実施基準

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する下記以外の経費	45.0%	—	100.0%
土地基盤整備に要する経費	70.0%	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	863,912	827,154	448,116	398,121	253,550	32,802
補助件数	5	3	3	3	4	3
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和53年度から行われている。終期は定められていない。

なお、平成14年度の内容別の金額は次のとおりである。

(単位：千円)

内 容	金 額	最終交付先 件 数
農業機械化施設整備	87,961	22
園芸近代化施設整備	164,089	20
農畜産物集出荷施設整備	1,500	2
畜産近代化施設整備	—	—
合 計	253,550	44

② 監査の結果及び意見

(a) 実績報告書の書類審査について

今回監査対象とした、A生産者組合（交付先は山形市）に対する補助金96,925千円については、事業がさらに6件に分割されている。建設工事以外の補助事業については、「山形県農林水産部所管補助事業確認検査要領」により「必要に応じて」検査を行うこととなっている。

当該事業に係る補助金については、18,458千円のスピードスプレーヤーについては総合支庁で検査が行われたものの、31,409千円のぶどうハウス69棟については検査が行われず、結果として、金額の高いほうの検査が実施されなかったこととなった。スピードスプレーヤーは固定化されず移動可能なものであり、総合支庁の判断により、不適切に使用されることを防止する目的で検査の対象としたためこのような結果となっている。

(意 見)

今後、確認検査に際して、検査の必要性の判断基準もしくは判断の考え方を取り決めるとともに、具体的な判断理由を書類上で示しておくことが望ましい。

(3) やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

山形県農林水産業振興計画に掲げた園芸生産目標の実現に向けて、競争力の高い園芸産地を育成するため必要となる生産基盤整備を推進させる。

(b) 補助対象事業

施設園芸生産基盤整備推進事業
省力化・低コスト化機械設備導入推進事業
園芸生産条件整備推進事業
おうとう新産地施設整備推進事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

農業協同組合
認定農業者である農業生産法人または営農集団

(e) 根拠法令・規則等

やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
施設園芸生産基盤整備推進事業 ・当該事業に要する経費	33.3%に相当する額	—	100.0%
省力化・低コスト化機械設備導入推進事業 ・当該事業に要する経費	33.3%に相当する額	—	100.0%
園芸生産条件整備推進事業 ・当該事業に要する経費	33.3%に相当する額	—	100.0%
おうとう新産地施設整備推進事業 ・当該事業に要する経費	33.3%に相当する額 ただし、10アール当たり 2,000千円を限度とする	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	707,019	541,553	558,557
補助件数	—	—	—	205	150	150
効果算定	事業実施状況報告書(5年間)の提出を義務付けているが、事業全体の効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成13年度から平成15年度まで行われる。

平成13年度及び14年度の事業ごとの金額は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	平成 13年度	14年度
施設園芸生産基盤整備推進事業	431,743	298,324
省力化・低コスト化機械設備導入推進事業	177,973	145,239
園芸生産条件整備推進事業	76,971	73,122
おうとう新産地施設整備推進事業	20,332	24,868
合計	707,019	541,553

なお、平成14年度において、平成13年度事業及び平成14年度事業に以下の不適切な利用が認められたため、平成13年度事業分について21,196千円(2市4団体)の返還、平成14年度事業分について27,807千円(2市3団体)の取り下げを受けている。

- ・ 機械の補助要件である共同利用を行わず個人利用となっている。
- ・ 省力化・低コスト化機械設備には性能に応じて利用面積の下限が定められているが、その要件に達していない。

県では、今後検査件数を増やし、報告書に実施状況を詳細に記載させることにより再発防止の対応を行っている。

② 監査の結果及び意見

(a) 営農集団への補助金の交付について

営農集団が省力化・低コスト化機械設備導入推進事業の補助金を受ける場合、新たな営農集団が多数設立されている。

(意見)

本来、営農集団は各農家が集まって、より大規模で効率的な農作業を行うことや栽培技術を向上させるなどの目的で設立されるものである。補助金を受けるために営農集団が次々設立されるとなると、営農集団の趣旨から乖離してしま

う可能性があると思われる。

できる限り既存の営農集団を活用し、本来の目的から乖離してしまうような営農集団が増加しないようにすることが望ましい。

(b) 投資効果の判断について

事業実施要件として、事業実施要領第5事業の実施方針2において「投資に対する効果が適正か否かを判断するため、整備する施設等の導入効果について、分析を行うものとする。」となっているが、投資に対する効果が適正か否かの判断基準は明確にされていない。また、県は、事業実施計画書及びヒアリングによって総合的に判断しているとのことであるが、その資料等は残されていない。

(改善策)

事業実施が適切であるかどうかを判断するためには、事前に判断基準を明確にしたうえで導入効果を分析し、その経過を書類として整理・保存しておく必要がある。

(c) 補助対象となった設備の使用状況の把握について

補助金を受けた営農集団が適切に補助対象となった設備を使用しているか、また営農集団自体が活動しているかを確認するために「やまがた園芸農業拡大推進事業実施状況報告書」を提出させているが、組織の活動状況等の記載があまりなされていないケースや事業の効果等について十分記載されているとは言い難いものがある。

(意見)

補助対象となった設備の利用状況、営農集団自体の活動状況が具体的に確認できるよう十分な記載を指導する必要があると考える。

(d) 事業状況の把握について

事後的に事業状況を把握するために、事業実施要領の第10報告等1において「市町村長は、やまがた園芸農業拡大推進事業の実施状況について、農林水産部長が定めるところにより知事に報告するものとする。」、2において「知事は、1の報告を受けた場合は、第5の事業の実施方針に沿って、事業目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、事業実施主体に対し、指導を行うものとする。」となっている。

総合支庁において事業実施主体からの実施状況報告書は入手しているが、事業の達成度等の評価について取りまとめられている資料が作成されていない。

(改善策)

平成 13 年度から事業を実施していることを考えると実施状況の把握、評価が遅れているものと思われる。

補助金の効果を上げるために事業実施主体に対して指導を行っていくには、事業の達成度等の評価を取りまとめ、必要に応じその内容を検討する必要がある。

(e) 農業協同組合に対して補助金を交付する場合の提出資料について

農業協同組合に対して補助金を交付した場合、農業協同組合は最終受益者からの利用料を低減して徴収することになるが、県では補助金を交付したことによって利用料が適切に低減され、補助金の効果が最終受益者に還元されているかどうかを把握していないものがある。

(意見)

補助金を受けた施設について、その効果が最終受益者に還元されていることがわかるような資料を報告させるなど、補助金の効果が最終受益者に還元されているか確認できるようにすることが望ましい。

(f) 採択要件の基準について

事業の採択要件は、以下のようにになっているが、それぞれの基準数値以下でも事業が採択されている。これは、概ねを 8 割以上として取り扱っているためである。

<採択要件>

施設園芸生産基盤整備推進事業

一般型 概ね 3,000 m²以上

中山間型 概ね 1,000 m²以上

省力化・低コスト化機械設備導入推進事業

一般型 露地 概ね 2 ha以上 施設 概ね 3,000 m²以上

中山間型 露地 概ね 2 ha以上 施設 概ね 3,000 m²以上

園芸生産条件整備推進事業

一般型 概ね 50a 以上や 1,500 m²以上

中山間型 概ね 30a 以上や 500 m²以上

おうとう新産地施設整備推進事業

概ね 30a 以上

(意見)

概ねを 8 割以上として取り扱うのであれば、採択基準を現在の 8 割にまで引き下げるなどして、裁量の余地を少なくすることが望ましい。

(4) 施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

園芸生産の中心を担う認定農業者が施設園芸の推進による周年農業経営の実現により経営の安定化を進める。

(b) 補助対象事業

軽量鉄骨等耐雪型ハウス及び附帯施設等の整備事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

農業協同組合または認定農業者である農業生産法人

(e) 根拠法令・規則等

施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
軽量鉄骨等耐雪型ハウス及び附帯施設等の整備事業に係る経費	50.0%に相当する額以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	—	—	—	176,672	121,527	—
補助件数	—	—	—	10	9	—
効果算定	事業実施状況報告書(5年間)の提出を義務付けているが、事業全体の効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成13年度から平成14年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 投資効果の判断について

事業実施要件として、事業実施要領第5事業の実施方針2において「投資に対する効果が適正か否かを判断するため、整備する施設等の導入効果について、分析を行うものとする。」となっているが、投資に対する効果が適正か否かの判断基準は明確にされていない。また、県は事業実施計画書及びヒアリングによって総合的に判断しているとのことであるが、その資料等は残されていない。

(改善策)

事業実施が適切であるかどうかを判断するためには、事前に判断基準を明確にしたうえで導入効果を分析し、その過程を書類として整理・保存しておく必要がある。

(b) 事業状況の把握について

事後的に事業状況を把握するために、事業実施要領の第10報告等1において「市町村長は、施設園芸担い手農業者支援事業の実施状況について農林水産部長が定めるところにより知事に報告するものとする。」、2において「知事は、1の報告を受けた場合は、第5の事業の実施方針に沿って、事業目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、事業実施主体に対し、指導を行うものとする。」となっている。

総合支庁において事業実施主体からの実施状況報告書は入手しているが、事業の達成度等の評価について取りまとめられている資料が作成されていない。

(改善策)

平成13年度から事業を実施していることを考えると実施状況の把握、評価が遅れているものと思われる。

補助金の効果を上げるために事業実施主体に対して指導を行っていくには、事業の達成度等の評価を取りまとめ、必要に応じその内容を検討する必要がある。

(c) 採択要件の基準について

事業の採択要件は、1市町村当たり概ね0.1ha以上の施設整備面積を有する必要があるが、基準数値以下でも事業が採択されている。これは、概ねを8割以上として取り扱っているためである。

(意見)

概ねを8割以上として取り扱うのであれば、採択基準を現在の8割にまで引き下げるなどして、裁量の余地を少なくすることが望ましい。

(d) 補助金額の算定

交付先から提出される事業計画申請書において設計書(金額算定の根拠)が添付されることになっており、この設計書は補助対象施設の購入予定業者からの見積を基に作られている。しかし、設計書の入手先や複数の業者から相見積をとっているかなどについては県では確認しておらず、不明であった。

また、県では工事完了後の検査において契約書の確認をしているとのことだが、書面による確認の記述や、購入業者との契約書のコピーの添付はなかった。

(改善策)

設計書の策定にあたっては、原則として複数事業者から相見積を取ったうえで最も金額の低いものを使用すべきであり、県は交付先がこのような措置を取ったかを確認・指導する必要がある。

また、工事完了後の検査においては、担当者名、検査項目、検査結果が外部に分かるようにチェックリスト等を作成し、保存すべきである。

(e) 書類の保管体制

当該補助金のうちA団体（4,500千円）に関する一連の書類の所在が不明ということで、監査時において閲覧できなかった。置賜総合支庁では、直接の交付先であるB町から書類のコピーを取り寄せて対応したが、その後において貸出先で保管されていたことが判明した。

(改善策)

今後このようなことが起こらないように保管体制の徹底を図っていく必要がある。

(f) 事業実施状況報告書の記載

当該補助金については、補助事業実施後5年間にわたり、交付先が「施設園芸担い手農業者育成事業実施状況報告書」を県に提出することになっている。この報告書には、生産量等について当初目標と実績、事業効果を記載することになっているが、C団体（9,992千円）の当該報告書においては事業実施後の作付面積や生産量、生産額の記載が大きく相違しており、総合支庁でも間違いに気づいていなかった。総合支庁では当該補助金の最終交付先数が年間40～50件のぼるため、詳細についてのチェックはしきれない状況となっている。

(改善策)

事業効果を事後的に測定し、チェックすることは、補助金の効果や今後のあり方を検討するうえで重要であり、本報告書についてもチェック内容や体制を強化すべきである。

(5) 青果物価格安定対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

青果物の需給及び価格の安定を図る。

(b) 補助対象事業

野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業
加工原料用もも価格安定対策資金造成事業
加工原料用さくらんぼ価格安定対策資金造成事業
特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業
計画生産出荷促進資金造成事業
経営安定化対策資金造成事業

(c) 交付先

青果物基金協会

(d) 最終交付先

農業者

(e) 根拠法令・規則等

山形県青果物価格安定対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象		補助率	国の負担	県の負担
野菜等銘柄産地 価格安定対策資 金造成事業	当該事業により造成された 生産者補給金交付準備金	50.0%に相当 する額以内	—	100.0%
	当該事業の実施に要する事 務的経費	知事が別に定 める額 (注1)	—	100.0%
加工原料用もも 価格安定対策資 金造成事業	当該事業により造成された 生産者補給金交付準備金	25.0%に相当 する額以内	—	100.0%
特定野菜等供給 産地育成価格差 補給金造成事業	当該事業により造成された 生産者補給金交付準備金の うち、特定野菜供給産地育成 価格差補填給付金に係るもの	33.3%に相当 する額以内	—	100.0%
	当該事業により造成された 生産者補給金交付準備金の うち、指定野菜供給産地育成 価格差補給金に係るもの	25.0%に相当 する額以内	—	100.0%
経営安定化対策 資金造成事業	当該事業により造成された 補てん金交付準備金	25.0%に相当 する額以内	—	100.0%

(注1) 青果物基金協会の常務理事の人件費として支払っている額と平成7年度の
常務理事の人件費相当額との差額分

(注2) 加工原料用さくらんぼ価格安定対策資金造成事業及び計画生産出荷促進資
金造成事業は平成14年度で補助金を交付していないので省略

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度 (予 定)
補助金額	87,031	7,195	59,925	76,194	76,994	85,602
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定						
給付金の 交付実績	114,978	90,373	143,625	164,219	100,539	—

補助金の交付は昭和 46 年度から行われている。終期は定められていない。

平成 13 年度及び 14 年度の事業ごとの金額は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	平成 13 年度	14 年度
野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業	42,324	69,181
加工原料用もも価格安定対策資金造成事業	—	1,069
特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業	1,034	6,260
経営安定化対策資金造成事業	32,835	484
合 計	76,194	76,994

(注) 加工原料用さくらんぼ価格安定対策資金造成事業及び計画生産出荷促進資金造成事業(平成 13 年度交付額は経営安定化対策資金造成事業に含む)は 14 年度で補助金を交付していないので省略

② 監査の結果及び意見

(a) 特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜について

特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜の要件は「特定野菜のうち出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合が概ね 1/2 を超えているか超える見込みが確実であること」となっているが、すいかについて、出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合は以下のとおりとなっている。

	計 画	実 績
平成 11 年度	76%	47%
12 年度	71%	37%
13 年度	51%	37%
14 年度	53%	33%

(改善策)

すいかについては、平成 12 年度より実績が 40%を下回っており、平成 14 年度において「特定野菜のうち出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合が概ね 1/2 を超えているか超える見込みが確実であること」の要件を充たしているとは言い難く、特定野菜とすべきではなかったと考えられる。

なお、平成 15 年度において、すいかは特定野菜から除外された。

(b) 交付決定及び補助金支出の時期について

特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業の対象となる品目の出荷時期は、7月～10月である。交付決定は10月に行われ、支出は11月となっている。

また、野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業費補助金は、造成時期を造成年度の翌年5月としている。(平成10年度以前の造成時期は造成年度であったが、平成11年度から造成時期を造成年度の翌年とした。)

(意 見)

本来、基金の造成は対象となる品目の出荷時期前までに終了しておくべきである。

(c) 事業事務費の補助額の根拠について

野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業では事業事務費の補助を行っているが、その補助額は、現在青果物基金協会が常務理事の人件費として支払っている額と平成7年度の常務理事の人件費相当額との差額分となっている。

(意 見)

運営に要する経費について、公益性の程度、経営状況及び業務の推進体制(公社等の統廃合や経営健全化といった特定課題への対応を含む)等を勘案のうえ、より合理的な根拠に基づいて算定すべきであるとする。

(6) 農業生産総合対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

消費者・実需者との情報等の受発信体制を整備するとともに、品質分析体制の整備による品質の向上及び需要の拡大や担い手への農地・作業の集積、新技術導入による生産コストの取り組みを推進する。

(b) 補助対象事業

産地システム推進対策事業、消費者実需者連携促進対策事業、新技術・新品種導入対策事業、農業生産総合対策条件整備事業

(c) 交付先

市町村

全国農業協同組合連合会山形県本部（以下、「全農山形」という。）

全国農業協同組合連合会庄内本部（以下、「全農庄内」という。）

(d) 最終交付先

市町村

全農山形

全農庄内

農業協同組合

生産組織

(e) 根拠法令・規則等

生産振興総合対策等補助金等交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	50.0%以内	100.0%	—

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	306,819	148,719	235,337	855,161
補助件数	—	—	105	102	102	33
効果算定	事業実施前に農林水産省マニュアルに基づき、費用対効果の算定を行っている（ハード50,000千円以上）。また、事業実施後は事業実施報告書（5年間）の提出を義務付けている。					
投資効果	—	—	—	—	1.03 ～1.50	1.22

補助金の交付は平成12年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の交付額のバラツキについて

対象事業の違いにも起因するが1件当たりの補助金額のバラツキが大きい。最高額は5,750千円、最低額は3千円であり、100千円未満のものも比較的多い。

(意見)

あまりにも少額の補助金では、その効果が十分に発揮されないと考えられる。補助金の効果という観点から交付額等の検討がなされるべきものとする。

(7) 社団法人山形県畜産会組織強化事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

社団法人山形県畜産会（以下、「畜産会」という。）の組織を強化するために必要な経費について、畜産会に対し補助を行うことにより、畜産技術の指導の推進を図る。

(b) 補助対象事業

畜産会運営活動事業

畜産会調整機能強化事業

(c) 交付先

畜産会

(d) 最終交付先

畜産会

(e) 根拠法令・規則等

社団法人山形県畜産会組織強化事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補 助 対 象	補 助 率	国の負担	県の負担
畜産会運営活動事業 ・ 畜産会の事業活動に要する経費	当該経費から地方競馬全国協会補助金及び委託費を除いた額に50.0%の額か1,044千円のいずれか低い額以内	—	100.0%
畜産会調整機能強化事業 ・ 畜産会関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、診断指導を効率的かつ効果的に進めるための総括職員設置に要する経費	50.0%の額か2,339千円のいずれか低い額以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	1,820	3,752	3,484	3,408	3,221	3,160
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和39年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助対象経費の算定について

畜産会調整機能強化事業の補助対象経費は人件費相当額を基礎に算定されている。

(意見)

運営に要する経費について、公益性の程度、経営状況及び業務の推進体制（公社等の統廃合や経営健全化といった特定課題への対応を含む）等を勘案のうえ、より合理的な根拠に基づいて算定すべきと考える。

(b) 補助金の必要性について

畜産会運営活動事業は畜産コンサルタントが無料で一般診断指導を行っている。平成14年度の実績は以下のとおりである。

区分	酪農	肉用牛	養豚	合計
経営診断改善指導	8件	12件	8件	28件
経営管理技術指導	4件	6件	4件	14件
生産技術指導	13件	24件	13件	50件
フォローアップ指導	13件	24件	13件	50件
合計	38件	66件	38件	142件

山形県の家畜飼養戸数は平成14年度で以下のようになっているが、一般診断指導を行った比率は4.6%～15.8%と非常に低い率になっており、また、2年続けて診断を受けている畜産農家もある。

	酪農	肉用牛	養豚	合計
山形県の家畜飼養戸数	560戸	1,440戸	240戸	2,240戸
比率	6.8%	4.6%	15.8%	6.3%

(意見)

この診断指導は無料で行われているが、上記の比率を見ると一部の人のみが恩恵を受けている結果となっている。補助金額の増額や2年続けて診断を受ける場合には畜産農家から費用を負担してもらおうなど、広く診断指導を受けることができるようにすることが望ましい。

(c) 畜産会における支出の検討について

畜産会における支出の検討を県で行っているが、その作業は元帳を足し上げ実績報告書の収支精算書の金額と一致しているかどうかを確認しているだけである。

(意見)

元帳だけの確認であれば補助目的に該当しないような支出を判別することは難しく、補助目的に該当しない支出に対しても補助を行ってしまう可能性がある。

元帳だけでなく証拠書類の確認を行って、補助目的に該当しないような支出がないことを確認する必要があると考える。

(8) 肉用牛肥育経営安定緊急対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

BSE発生による牛枝肉価格の下落により、収支が急激に悪化している肉用牛肥育農家の負担増を軽減することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

(b) 補助対象事業

肉用牛生産者積立金の積立に要する経費

(c) 交付先

畜産会

(d) 最終交付先

畜産会

(e) 根拠法令・規則等

山形県肉用牛肥育経営安定緊急対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

畜種	一頭当たり積立金	一頭当たり補助額	国の負担	県の負担
肉専	10,150円	8,150円	—	100.0%
交雑	4,125円	3,325円	—	100.0%
乳用	3,475円	2,775円	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	23,215	26,102	—
補助件数	—	—	—	1	1	—
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成13年度から平成14年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 畜産会の会計処理

平成14年度の収支決算書において、平成13年度の「山形県補助金」23,215千円が再度計上されており、これによって生じた次期繰越収支差額の不一致は「地域基金預金支出」を同額増額することにより合わせている。

また、正味財産増減計算書において「地域基金預金増加額」を収支決算書の数値に合わせるために増額し、これにより生じる不一致は「地域基金繰入額」を増額して合わせている。

以上の結果、収支決算書・正味財産増減計算書上で計算される地域基金預金残高281,920千円及び地域基金残高523,641千円はいずれも貸借対照表の残高(正しい残高)258,705千円、500,426千円よりも23,215千円多く算出されてしまい、不合理な内容となっている。

平成14年度の収支決算書においては「山形県補助金収入」の金額が誤って計上されているが県からの指摘はなく、確認が行われていなかったものと思われる。

(改善策)

正しい会計処理を行うのは当然であるが、県として決算書を閲覧し、補助金が正しく計上されているかを確認する必要がある。

(9) 死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

死亡牛のBSE検査の円滑な実施を推進するための一時保管施設の整備を行う。

(b) 補助対象事業

死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業

(c) 交付先

社団法人山形県家畜畜産物衛生指導協会（以下、「畜産物衛生指導協会」とする。）

(d) 最終交付先

畜産物衛生指導協会

(e) 根拠法令・規則等

死亡牛BSE検査体制整備事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
死亡牛の一時保管施設の整備に要する経費	社団法人農畜産業振興事業団の助成額を除いた金額	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	—	—	—	—	74,527	—
補助件数	—	—	—	—	1	—
効果算定						
BSE検査頭数	—	—	—	37	108	1,700

平成14年度のみ交付

平成15年度は死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金として交付（金額10,076千円）

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金に係る消費税等の仕入控除

交付先の畜産物衛生指導協会は消費税等の課税事業者であり、県では消費税等の納税状況につき事前に確認を行ったうえで交付する必要があったが、実施していなかった。

(改善策)

補助金の対象となった事業について仕入控除額が発生するのであれば、仕入控除額相当額を差し引いた金額について補助金を交付することとなるため、交付先における消費税等の納税状況につき確認する必要がある。

なお、畜産物衛生指導協会は平成14年度において特定収入割合が5%を超えており、交付額に相違はなかった。

(10) 社団法人山形県系統豚普及センター防疫衛生対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）の再発防止のために実施した飼育豚の全頭廃用による処分損並びに施設等の改修及び新たな施設整備等に伴い生じた欠損金を補てんする。

(b) 補助対象事業

平成13年度末の累積欠損金のうち、平成11年度に発生したPRRSの再発防止のために実施した飼育豚の全頭廃用による処分損並びに施設の改修及び新たな施設整備等に要した経費に相当する分

(c) 交付先

社団法人山形県系統豚普及センター

(d) 最終交付先

社団法人山形県系統豚普及センター

(e) 根拠法令・規則等

社団法人山形県系統豚普及センター防疫衛生対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	29.6% (県の出資比率と同率)	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	—	—	—	—	7,280	6,595
補助件数	—	—	—	—	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成14年度から平成18年度まで行われる。

補助対象額	飼育豚の全頭廃用による処分損	49,716	千円
	防疫衛生のための施設等改修費	10,329	
	防疫衛生のための新たな施設等整備費	<u>13,735</u>	
	合 計	<u>73,780</u>	
支援負担額	全農庄内	49,500	千円
	山形県	<u>20,812</u>	
	小 計	70,312	
自助努力		<u>3,468</u>	
	合 計	<u>73,780</u>	

支援スケジュール (単位：千円)

	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
全農	27,500	5,500	5,500	5,500	5,500	49,500
県	7,280	6,595	2,312	2,313	2,312	20,812
合計	34,780	12,095	7,812	7,813	7,812	70,312

② 監査の結果及び意見

(a) 自助努力の金額の妥当性について

社団法人山形県系統豚普及センターの平成12年度～平成14年度の財政状態及び収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

		平成12年度	13年度	14年度	15年度(計画)
財政 状態	資 産	21,768	54,901	68,641	—
	負 債	48,369	95,831	69,257	—
	資 本	△ 26,601	△ 40,930	△ 616	—
	(出資金)	(50,660)	(50,660)	(50,660)	(—)
	(欠損金)	(△77,261)	(△91,590)	(△51,276)	(—)
収支 の 状況	事業収益	54,936	110,412	184,625	175,300
	事業直接費	94,409	106,826	155,424	150,780
	事業管理費	13,819	16,931	17,646	18,480
	事業利益	△ 53,292	△ 13,345	11,555	6,040
	事業外収益	162	0	29,769	6,595
	事業外費用	11	984	1,010	855
	経常利益	△ 53,141	△ 14,329	40,314	11,780

(意見)

事業外収益に全農庄内及び県からの支援金が入っているため事業利益が経常的な収益と考えられる。平成14年度の事業利益は11,555千円であり、平成15年度の計画事業利益は6,040千円見込まれている。社団法人山形県系統豚普及センターが自助努力で対応する金額は3,468千円とされているが、収益性を考慮すればより多くの自助努力金額とすることも可能なものと思われる。

(11) 山形県立蔵王西部牧場草地管理費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

県立蔵王西部牧場の草地管理を委託している財団法人山形県畜産振興公社(以下「畜産公社」という。)が草地管理業務の運営を円滑に行う。

(b) 補助対象事業

県立蔵王西部牧場経営対策事業

(c) 交付先

畜産公社

(d) 最終交付先

畜産公社

(e) 根拠法令・規則等

山形県立蔵王西部牧場草地管理費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
草地管理に要する人件費及び社会保険料とし、草地管理に要した当該経費以内の額	100.0%	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	26,161	20,291	20,193	20,516	20,242	3,515
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成7年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金と委託費の区分について

蔵王西部牧場の草地管理業務について、人件費及び社会保険料については補助金として、肥料、車両修繕費及び燃料費等については業務委託費として支出している。

(意見)

両者とも草地管理業務に変わりがないことから、補助金ではなく業務委託費として支出すべきものとする。

(b) 補助金の交付について

蔵王西部牧場で農家から預託された牛の預託料(1頭につき1日当たり400円)は畜産公社の収入となっている。県には、1頭につき1日当たり70円を支払うため、差額330円が畜産公社の利益となる。

(意見)

本来、農家からの収入で預託牛の飼育及び草地等の管理を行う必要があるが、草地管理については業務委託費及び補助金として県から収入を得ている。預託牛の飼育及び草地の管理を預託料により賄えるようにすることが望ましい。

(12) 山形県草地開発事業補助金

① 制度の概要

(a) 目的

畜産の振興を図る。

(b) 補助対象事業

県営草地開発附帯事業

団体営草地開発整備事業

農業公社牧場設置事業

団体営公共牧場整備事業

畜産基盤再編総合整備事業

公共牧場機能強化事業

小規模草地開発整備事業

- (c) 交付先
 市町村
 市町村の一部事務組合
 農業協同組合
 全農山形
 全農庄内
 農業生産法人
 農業公社
 森林組合及び知事が適当と認める団体
- (d) 最終交付先
 農家
- (e) 根拠法令・規則等
 山形県草地開発事業補助金交付規程
- (f) 補助金額の算定
 畜産基盤再編総合整備事業

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
イ 基本施設 草地造成改良、草地整備改良、飼料畑造成改良、飼料畑整備改良、施設用地の造成整備、放牧林地その他の野草地の整備改良、道路等整備、用排水施設整備、防災施設整備及び知事が特に必要と認めた施設の整備に要する経費	70.2%に相当する額	71.2%	28.8%
ロ 農業用施設 隔障物、畜舎、看視舎、電気導入施設、飼料調製貯蔵施設、飼肥料庫、農具庫、燃料庫、家畜排泄物処理施設、薬浴施設、牛舎施設及び知事が特に必要と認めた施設の整備に要する経費	70.2%に相当する額	71.2%	28.8%
ハ 事業に関する調査、設計、指導監督及び検査の事務に要する経費	50.0%に相当する額	100.0%	—

(注) 畜産基盤再編総合整備事業以外は平成14年度で補助金を交付していないので省略

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	361,532	284,869	233,156	154,508	296,970	267,583
補助件数	1	2	1	1	1	1
効果算定	妥当投資額と事業費とを比較して投資効率を算定している。					
投資効率	9.1	3.8~9.1	3.8	3.8	2.3	2.3

補助金の交付は平成8年度から平成15年度まで行われる。

投資効率の算式は②監査の結果及び意見(a)事業効果の算定についてを参照

② 監査の結果及び意見

(a) 事業効果の算定について

妥当投資額（計算式は下記参照）を事業費で除した指数（効果指数）が1を超えていれば、事業効果はあるものと判断して事業を採択し、補助金を交付している。

事業を採択したとき（平成11年度）に算定した効果指数は3.8、直近（平成14年度）では2.3となっている。

妥当投資額の算定上、将来の純現価収入を補助残率で除しているが、将来の純現価収入を補助残率で除す理由が明確でない。

<計算式>

妥当投資額 = (便益 / 現価率) / 補助残率

便 益・・・粗収入－支出

現 価 率・・・総合耐用年数期間における便益を現在価値に割引いた（割引率は5.5%で計算）ときの比率

補助残率・・・事業費のうち農家が実際に負担する金額の比率

<平成11年度>

妥当投資額 = (126,773千円 / 0.09323837) / 0.298

= 1,359,665千円 / 0.298

= 4,562,636千円

効果指数 = 4,562,636千円 / 1,200,000千円

= 3.8

<平成 14 年度>

$$\begin{aligned}\text{妥当投資額} &= (126,773 \text{ 千円} / 0.10697349) / 0.298 \\ &= 1,185,088 \text{ 千円} / 0.298 \\ &= 3,976,806 \text{ 千円} \\ \text{効果指数} &= 3,976,806 \text{ 千円} / 1,744,474 \text{ 千円} \\ &= 2.3\end{aligned}$$

(意見)

妥当投資額の算定上補助残率で除して事業効果を算定する考え方は、農家における妥当投資額（将来の収入）が投資額（農家での事業費負担）を超えているかどうかで判断することを意味している。しかし、事業の投資効果を算定するには、補助残率で除す前の将来の純現価収入（あるべき妥当投資額）が事業全体の投資額を超えているかどうかで判断すべきである。

なお、妥当投資額の算定上補助残率で除さないあるべき妥当投資額で事業効果を算定すれば、平成 11 年度と平成 14 年度はそれぞれ 1.1、0.7 となる。

$$\text{あるべき妥当投資額} = (\text{便益} / \text{現価率})$$

<平成 11 年度>

$$\begin{aligned}\text{あるべき妥当投資額} &= (126,773 \text{ 千円} / 0.09323837) \\ &= 1,359,665 \text{ 千円} \\ \text{効果指数} &= 1,359,665 \text{ 千円} / 1,200,000 \text{ 千円} \\ &= 1.1\end{aligned}$$

<平成 14 年度>

$$\begin{aligned}\text{あるべき妥当投資額} &= (126,773 \text{ 千円} / 0.10697349) \\ &= 1,185,088 \text{ 千円} \\ \text{効果指数} &= 1,185,088 \text{ 千円} / 1,744,474 \text{ 千円} \\ &= 0.7\end{aligned}$$

(b) 補助金の県負担について

当該補助金を平成 11 年度で考えた場合、農家の実質負担額は事業費 1,200,000 千円のうち 29.8%（補助残率）の 357,600 千円である。一方、将来の収入（現価を加味）は 1,359,665 千円となっている。したがって、農家はこの投資を行った場合、将来 1,002,065 千円の差し引き現金収入が生じることになる。

農家は生活していくうえでの家計費が必要であるから、この差し引き現金収入の一部が家計費となる。参加農業者別経営計画書によると参加農家の家計費は年間 39,750 千円となっており、これをこの事業の投資効果年数で現在価値の算定をした場合 426,327 千円となる。

したがって、農家はこの事業を行うことによって、将来の差し引き現金収入1,002,065千円から家計費の現在価値426,327千円を差し引いた575,738千円の将来の純現金収入を得ることになる。

(意見)

補助金で事業費の70.2%も負担していることから農家での将来の純現金収入がこれほどまで多くなっている。

畜産の振興を図るためには補助金は必要であるが、補助金の適正額を考えた場合、県で20.2%の嵩上げをすべきであるかどうか検討が必要と思われる。

(c) 事業効果の算定について

事業効果の算定は、置賜北部地区全体についてのみ行われており、各農家別には行っていない。全体で見れば事業効果はあると判断される場合でも、各農家別では事業効果がない可能性もある。

(意見)

事業効果の算定は各農家別に行うことが望ましい。

(13) 漁港漁業集落環境整備事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

水産の振興を図る。

(b) 補助対象事業

漁業集落環境整備事業

(c) 交付先

鶴岡市

(d) 最終交付先

鶴岡市

(e) 根拠法令・規則等

山形県漁港関係事業補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	55.4%以内の額	90.3%	9.7%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	27,700	166,200	166,200	121,880	149,580
補助件数	—	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成11年度から平成17年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 効果算定について

特に効果算定は行っていない。

(意見)

効果としては下水道の整備された戸数が考えられる。現時点で使用可能となった下水道はないが、このような指標を目標として捉え、交付先団体と協議して目標改善を意識していくことが必要ではないかと考える。

第5 農業技術課の補助金について

1. 事業の概要

山形県農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化の進展や産地間競争の激化など厳しい状況にあり、また無登録農薬問題では消費者に安全・安心な農産物を安定供給する重要性が指摘された。農業技術課では、このような諸課題を解決し、県農業の競争力強化を図るために山形県農業基本条例を踏まえつつ各種施策を展開している。中でも、①消費者から信頼される農産物作り②担い手の育成・確保が急務という認識から、これらに対する施策を充実強化している。また、重点的・戦略的テーマ等に応じた、既存試験研究機関の機能再編に関する取り組みを行っている。

農業技術課では上記のことを基本方針とし、主要な施策の柱として以下の5項目を掲げている。

1. 消費者から信頼される農作物作りの推進
2. 担い手の育成・確保
3. 試験研究の推進と高度情報化の推進
4. 地域の農業振興と農業・農村の活性化に向けた普及活動の展開
5. 試験研究機関の再編の検討

2. 補助金についての分析

(1) 補助金の種類ごとの金額の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
＜国庫補助事業＞						
件数	10	11	9	5	4	5
金額	227,187	360,123	293,138	160,423	96,184	76,390
うち県負担額	46,905	37,092	31,664	23,239	12,213	—
＜県単独事業＞						
件数	4	5	5	—	3	5
金額	3,418	4,046	3,278	—	19,849	37,961
＜合計＞						
件数	14	16	14	5	7	10
金額	230,605	364,169	296,416	160,423	116,033	114,351

(2) 平成14年度補助金一覧表

(単位：千円)

番号	名称	種類	補助金額	当初 予算額	予算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
1	山形県女性・高齢者対策事業費補助金	国庫補助	1,237	1,237	100.0%	3	H16	×	◎
2	有機性資源循環利用推進事業費補助金	県単独	4,320	5,526	78.2%	11	H16	○	◎
3	エコエリア推進事業費補助金	県単独	4,864	6,000	81.1%	9	H16	○	◎
4	農薬適正使用対策事業費補助金	県単独	10,665	—	—	1	H16	○	◎
5	農業生産総合対策事業費補助金(環境保全型)	国庫補助	94,047	90,904	103.5%	42	H16	○	○
6	農業生産総合対策事業費補助金(安全農作物)	国庫補助	750	750	100.0%	1	H16	○	
7	総合的病虫害管理推進事業費補助金	国庫補助	150	100	150.0%	1	H15	×	

(注) 監査対象欄の「◎」は、監査対象とし、本報告書で結果・意見を記載したものであり、「○」は、監査対象としたが、指摘すべき事項がなかったため本報告書に記載しなかったものである。

① 予算消化率について

最も低いものでも78.2%の消化率となっており比較的高い水準にある。農薬適正使用対策事業費補助金については突発的に発生した農薬問題に対処するものであり、当初の予算は設けられていなかった。

② 終期設定について

すべてについて終期が設定されている。

③ 少額の補助金について

農業技術課の補助金のうち、1,000 千円以下の補助金は上記の表の 6 番及び 7 番の 2 件であるが、いずれも国庫補助金である。

なお、補助金額は 1,000 千円を超えているが、交付件数当たりの金額が 500 千円以下のものは下記のとおりである(上記の 1,000 千円以下の補助金を除く)。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	交付 件数	交 付 件 数 あたり金額	種 類
1	山形県女性・高齢者対策事業費補助金	1,237	3	412	国庫補助
2	有機性資源循環利用推進事業費補助金	4,320	11	392	県 単 独

3. 全体についての監査の結果及び意見

(1) 効果算定の状況について

農業技術課の補助金 7 件中、効果算定が行われていないものが 2 件 (28.6%) ある。

(意見)

補助金の交付は必ず目的を伴うものであり、目的達成のために何らかの数値的な目標を設定して効果を算出、評価していく体制を整備することが望まれる。

4. 個別検討

(1) 山形県女性・高齢者対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

女性の起業活動への支援、家族経営協定締結の推進等女性の農業経営への参画を促進するとともに女性の社会参画の促進、高齢農業者による地域の農業への貢献活動等の促進を図る。

(b) 補助対象事業

高齢者活動促進システム確立事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

(e) 根拠法令・規則等

農業経営対策実施要領

山形県女性・高齢者対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
市町村事業費	50.0%以内の額	100.0%	—

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	1,400	2,827	1,237	3,948
補助件数	—	—	5	9	3	2
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成12年度から平成16年度まで行われる。

平成14年度では女性対策関連補助金はなく高齢者対策補助金のみである。

② 監査の結果及び意見

(a) 事務検査記録表の誤りについて

庄内総合支庁において羽黒町の事業費について検査を実施し、事務検査記録表を作成している。ここに記載された事業費の金額に原始資料からの転記ミスと思われる事項が検出された。作成者以外の者による査閲は行われていないとのことである。

(改善策)

事務検査記録表について作成者以外の者によるチェック及び承認の手続を確立すべきである。

(2) 有機性資源循環利用推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

家畜排せつ物、稲わらその他の有機性資源の循環利用推進を図る。

(b) 補助対象事業

市町村等有機性資源循環利用推進協議会の設立・運営費用、有機性資源循環利用の啓発活動、家畜排せつ物が主原料のたい肥需給調整活動等

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

農業団体

(e) 根拠法令・規則等

有機性資源循環利用推進事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
市町村が協議会の活動に対して補助する場合の当該事業に要する経費	50.0%以内の額 または 402千円 のいずれか低い額で 予算の範囲内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	2,310	4,320	5,432
補助件数	—	—	—	6	11	11
効果算定						
堆肥散布 組織の 増加数	—	—	41	47	52	—

補助金の交付は平成13年度から平成16年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 保存に関する規定について

交付要綱の中に、補助事業者における帳簿、証拠書類の保存に関する規定の記載がない。

(意見)

交付要綱の中に帳簿等の保存期間等を明示すべきである。

(3) エコエリア推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

持続性の高い農業生産方式の普及推進に資する。

(b) 補助対象事業

持続的農業生産方式の導入活動、導入技術研修会、販売対策活動、消費者交流会

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

農業者組織団体

農業協同組合

(e) 根拠法令・規則等

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律
エコエリア推進事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
農業者団体等の以下の活動に関する経費 ・ 持続的農業生産方式の導入活動 ・ 導入技術研修会 ・ 販売対策活動 ・ 消費者交流会	50.0%以内の額 または 600千円 のいずれか低い額	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	—	4,864	5,432
補助件数	—	—	—	—	9	14
効果算定						
エコファーマー 認定状況(人)	—	—	—	110	1,037	3,017 (11月末)

補助金の交付は平成14年度から平成16年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 保存に関する規定について

交付要綱の中に、補助事業者における帳簿、証拠書類の保存に関する規定の記載がない。

(意見)

交付要綱の中に帳簿等の保存期間等を明示すべきである。

(4) 農薬適正使用対策事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農薬の取り扱いについて知識を有し、指導的役割を果たす人材を「山形県農薬適正使用推進員」と認定し、地域において適正な防除の管理体制の構築を図る。

(b) 補助対象事業

農薬適正使用推進員育成研修事業
農薬適正使用意識向上研修事業

(c) 交付先

中央会

(d) 最終交付先

中央会

(e) 根拠法令・規則等

農薬適正使用対策事業費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	50.0%以内の額	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	—	10,665	854
補助件数	—	—	—	—	1	1
効果算定						
山形県農薬適 正使用推進員 (人)	—	—	—	—	1,147	—

補助金の交付は平成14年度から平成16年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

(a) 補助金の内容確認について

県では、中央会からの実績報告書を査閲するのみで、中央会に対して交付した補助金の内容確認を行っていない。

(意見)

実績報告書の作成に要した資料(補助元帳など)を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認する必要がある。

第6 農村計画課の補助金について

1. 事業の概要

農村計画課では、山形県農業基本条例に則しながら、山形県農業農村整備長期計画に基づき、環境との調和に配慮し、農業生産基盤の整備、農村生活環境の整備から地域の防災対策、県土保全まで、農業農村の振興発展に必要な整備を推進することを施策の基本方針としている。この基本方針に従い、農村計画課は以下の5つの主要な施策及び事業を掲げている。

1. 山形県農業農村整備長期計画に基づく施策の着実な推進
2. 本格的畑作物栽培の推進に向け、水田畑地化基盤強化対策の拡充
 - ① 水田畑地化基盤強化対策事業
3. ストックマネジメントの導入による農業水利施設の整備
 - ① 国営造成施設等管理体制整備事業
 - ② 基幹水利施設等維持管理事業
4. 豊かな自然環境や田園空間に配慮した快適で活力ある農村空間の創造
 - ① ゆとりうるおい空間整備推進事業
 - ② 農業集落排水事業
 - ③ 地域用水環境整備事業
5. 中山間地域特性に配慮した生産・定住条件の整備と活性化対策の強化
 - ① 中山間地域総合整備事業

2. 補助金についての分析

(1) 補助金の種類ごとの金額の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
＜国庫補助事業＞						
件数	33	29	30	29	30	24
金額	8,715,414	6,881,684	4,598,290	4,574,976	4,151,959	3,679,716
うち県負担額	1,174,988	1,003,886	775,387	820,258	1,190,436	593,458
＜県単独事業＞						
件数	19	19	19	18	18	13
金額	1,313,932	1,016,026	1,112,608	998,422	807,856	635,720
＜合計＞						
件数	52	48	49	47	48	37
金額	10,029,346	7,897,710	5,710,898	5,573,398	4,959,815	4,315,436

(注1) 平成13年度繰越分、国庫補助事業2件、金額379,353千円を含む。

(注2) 平成10年度は農地計画課と農地建設課の合計値、平成11年度～平成13年度は農村計画課と農村整備課の合計値となっている。

(2) 平成14年度補助金一覧表

(単位：千円)

番号	名称	種類	補助金額	当初 予算額	予算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
1	水田畑地化調査計画費補助金	県単独	4,004	28,350	14.1%	4	H22	×	
2	団体営水田畑地化調査計画費補助金	国庫補助	9,100	18,720	48.6%	1	H22	×	
3	基盤整備促進事業費補助金	国庫補助	115,758	160,366	72.2%	7	H22	○	○
4	農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業費補助金	国庫補助	7,550	7,550	100.0%	3	H17	○	
5	国土調査費補助金	国庫補助	349,800	349,800	100.0%	25	—	○	◎
6	ふるさと保全指導員活動支援事業費補助金	県単独	2,200	2,200	100.0%	44	—	×	
7	ふるさと水と土保全隊活動モデル支援事業費補助金	県単独	1,200	1,200	100.0%	6	—	×	
8	棚田地域保全活動支援事業費補助金	県単独	900	900	100.0%	2	—	×	
9	農村地域有機質資源再利用促進モデル事業費補助金	国庫補助	8,000	8,000	100.0%	1	H16	○	
10	農村振興基本計画作成費補助金	国庫補助	6,450	10,000	64.5%	4	—	×	
11	農村振興総合整備実施計画費補助金	国庫補助	4,648	5,810	80.0%	1	—	×	
12	土地改良事業調査計画費補助金	県単独	21,408	24,615	87.0%	12	—	×	○

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
13	土地改良事業推進対策費補助金	国庫補助	10,516	10,516	100.0%	1	H17	×	
14	土地改良区合併促進費補助金	国庫補助	15,629	15,629	100.0%	4	H23	×	
15	山形県土地改良負担金総合償還対策事業資金利子補給補助金	県 単 独	102,056	106,828	95.5%	1	—	×	◎
16	山形県担い手育成支援事業補助金	県 単 独	304,320	338,731	89.8%	1	—	○	○
17	山形県土地改良負担金平準化資金利子補給補助金	県 単 独	13,176	12,257	107.5%	3	—	○	○
18	山形県基盤整備関連農地集積緊急促進事業費補助金	県 単 独	22,239	39,241	56.7%	39	—	○	
19	ふるさと山形拠点整備促進事業費補助金	県 単 独	600	600	100.0%	1	H16	×	
20	ビオトープ造成事業費補助金	県 単 独	4,000	4,000	100.0%	4	H14	×	◎
21	農地整備環境機能増進事業費補助金	国庫補助	900	—	—	3	H14	×	
22	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金	国庫補助	39,160	39,160	100.0%	1	H17	×	
23	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	国庫補助	220,194	220,194	100.0%	10	H16	×	
24	県営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	県 単 独	15,252	15,252	100.0%	10	H18	×	◎
25	鉱毒対策施設維持管理強化事業費補助金	県 単 独	11,693	11,693	100.0%	1	—	×	○
26	土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	県 単 独	121,070	121,070	100.0%	1	—	×	
27	豊かな農業農村整備支援施設整備補修事業費補助金	県 単 独	1,590	1,590	100.0%	3	H16	○	
28	豊かな農業農村整備支援生産基盤整備事業費補助金	県 単 独	8,889	8,889	100.0%	11	H16	○	
29	高速道路関連土地改良事業費補助金	県 単 独	159,859	247,283	64.6%	20	—	○	◎
30	換地処分事務促進対策補助金	国庫補助	11,192	11,192	100.0%	1	H17	×	
31	団体営土地改良総合整備事業費補助金	国庫補助	7,275	14,043	51.8%	1	—	×	
32	基盤整備促進事業費補助金	国庫補助	392,656	595,472	65.9%	33	—	○	○
33	農地流動化支援水利用調整事業費補助金	国庫補助	242,700	242,700	100.0%	27	H17	○	
34	地域用水機能増進事業費補助金	国庫補助	47,618	48,948	97.3%	5	H19	○	
35	農村総合整備モデル事業費補助金	国庫補助	162,973	162,974	100.0%	4	H18	○	
36	集落環境整備事業費補助金	国庫補助	41,024	41,024	100.0%	1	H15	○	
37	農業集落排水事業費補助金	国庫補助	1,643,055	1,608,877	102.1%	24	—	○	○
38	農村振興総合整備事業費補助金	国庫補助	37,527	37,560	99.9%	1	—	○	
39	田園整備事業費補助金	国庫補助	8,138	8,138	100.0%	1	H16	○	
40	高生産性農業基盤整備緊急対策事業費補助金	県 単 独	13,400	21,000	63.8%	2	H14	○	○
41	担い手育成農地集積事業費補助金	国庫補助	131,626	146,438	89.9%	28	H15	○	

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
42	21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業費補助金	国庫補助	40,980	39,300	104.3%	3	H15	○	
43	農業水利保全支援事業費補助金	国庫補助	2,172	2,278	95.3%	1	—	○	
44	団体営農地防災事業費補助金	国庫補助	8,250	8,500	97.1%	1	—	○	
45	農地災害復旧事業費補助金	国庫補助	25,214	28,622	88.1%	22	—	×	
46	農業用施設災害復旧事業費補助金	国庫補助	182,501	188,790	96.7%	86	—	×	

(注1) 平成13年度繰越分2件、補助金額379,353千円を除く

(注2) 監査対象欄の「◎」は、監査対象とし、本報告書で結果・意見を記載したものであり、「○」は、監査対象としたが、指摘すべき事項がなかったため本報告書に記載しなかったものである。

① 予算消化率について

予算の消化率については80%を超えるものがほとんどである。予算の消化率が著しく低いもの(50%未満)は上記の表の1番及び2番の水田畑地化調査計画費関連の補助金2件である。これら2件は、計画を策定することに関して補助を行う性質のものだが、計画を策定する過程で実施までもっていけないことが明らかになった場合には、無駄な支出を省くために補助を行わないためである。

また、21番については県の当初予算編成後に、国庫補助事業として新設されたため、補正予算により対応したものである。

3. 全体についての監査の結果及び意見

(1) 終期設定の状況について

農村計画課の補助金 46 件中、終期設定が行われていないものが 22 件 (47.8%) ある。

(意見)

終期を設定することは、補助金自体の必要性を確認するうえで有用な手段の一つと考えられる。できる限り終期を設定し、補助金の必要性等の検討がなされることが望まれる。

(2) 効果算定の状況について

農村計画課の補助金 46 件中、効果算定が行われていないものが 23 件 (50.0%) ある。

(意見)

現状では半数の補助金について効果算定が行われていない。補助金の交付は必ず目的を伴うものであり、目的達成のために何らかの数値的な目標を設定して効果を算出、評価していく体制を整備することが望まれる。

(3) 少額の補助金について

農村計画課の補助金のうち、1,000 千円以下の補助金は、以下のとおりであり、全体 46 件中 3 件 (6.5%) となっている。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	種 類
8	棚田地域保全活動支援事業費補助金	900	県 単 独
19	ふるさと山形拠点整備促進事業費補助金	600	県 単 独
21	農地整備環境機能増進事業費補助金	900	国庫補助

また、補助金額は 1,000 千円を超えているが、交付件数当たりの金額が 500 千円以下のものは下記のとおりである (上記の 1,000 千円以下の補助金を除く)。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	交付 件数	交 付 件 数 当 たり 金 額	種 類
6	ふるさと保全指導員活動支援事業費補助金	2,200	44	50	県 単 独
7	ふるさと水と土保全隊活動モデル支援事業費補助金	1,200	6	200	県 単 独

(意見)

公益性の観点から必要性があれば交付金額が僅少であるという理由をもって廃止をすることはないが、効果の点から考えた場合、交付金額が僅少であると効果があまり発現しないことや事務コストに見合った効果が得られていないこともありえ、また、金額が僅少であれば交付先団体の経営努力等によって、補助金の交付がなくとも補助対象となった事業を行える可能性がある。

交付金額の僅少な補助金については、その必要性や公益性を検討し、補助金額の増額や補助の廃止により効果的な補助事業を行っていく必要があると考える。

(4) 生態系の保全に関連する補助金について

メダカやホタルなど生態系の保全を目的とする補助金や、補助対象の一部に生態系の保全を含むものは下記のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	目 的	補助金額
19	ふるさと山形拠点整備促進事業費補助金	ほ場整備事業等で実施される環境に配慮した施設整備の費用のうち、地元負担相当額をふるさと山形にふさわしい地域環境形成の促進費として補助する	600
20	ビオトープ造成事業費補助金	地域のマンパワーを活用し、ビオトープ空間を建設し、青少年の自然学習の場を整備しようとする活動に補助する	4,000
21	農地整備環境機能増進事業費補助金	農地整備事業を契機とした環境創造に係る施設の機能を良好に発揮させるため、事業実施段階から地域住民を交えた環境機能の維持、増進活動を支援する	900
23	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	農業水利施設の持つ農業生産面以外の多面的機能の発揮並びに環境や安全に配慮した管理の複雑化・高度化に対応するため、国営造成施設を管理する土地改良区の管理体制の整備を図る	220,194
24	県営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	農業水利施設の持つ農業生産面以外の多面的機能の発揮並びに環境や安全に配慮した管理の複雑化・高度化に対応するため、県営造成施設を管理する土地改良区の管理体制の整備を図る	15,252

(意見)

19番、20番、21番の補助金は環境整備あるいは生態系の保全を主目的とし、23番、24番は付随的に生態系の保全を対象としているものと思われる。生態系等の環境保全の問題は重要性を増してきているが、複数の補助金から各々交付するのではなく、独立した補助金として集中的に交付したほうが効果は大きいと考えられる。

4. 個別検討

(1) 国土調査費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

地籍調査が推進されることにより、土地取引の円滑化や行政の効率化に資する。

(b) 補助対象事業

国土調査法に基づく地籍調査事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

(e) 根拠法令・規則等

国土調査法

山形県地籍調査事業負担金等交付規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
市町村が地籍調査事業行う場合の当該事業に要する経費	75.0%	66.7%	33.3%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	440,730	464,205	440,670	410,385	349,800	314,820
補助件数	26	26	26	25	25	25
効果算定						
地籍調査面積 (k㎡)	38.70	41.07	37.07	34.94	32.08	26.05

補助金の交付は昭和27年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 市町村への啓発活動について

山形県の地籍調査の進捗度は平成14年度までで45.5%（国土調整法第19条第5項指定を含む）となっている。これは、全国平均並であるが東北6県のなかでは最も低い水準にある。地籍調査については国より10ヵ年計画が策定されており、平成14年度でこの計画と実績とを比較すると、計画が全県で46.9k㎡に対し実績は32.0k㎡と下回っている状況にある。また、地域間の格差も目立ち、特に、鶴岡市、上山市、天童市では未着手の状態である。

(意見)

地籍調査は国や県の意向だけで実施できるものではなく各市町村の協力を必要とするものである。このため、各市町村の協力を得られるよう、より啓発活動等に力を入れ、国の計画を達成することが望まれる。

(2) 山形県土地改良負担金総合償還対策事業資金利子補給補助金

① 制度の概要

(a) 目的

土地改良負担金の円滑な償還が困難な地区において、土地改良区等が平準化資金を借入れ、償還金の一部に充当し償還の平準化を図る場合に償還総額が増えないように利子補給を行う。

(b) 補助対象事業

土地改良負担金平準化事業（国事業）に定める資金を土地改良区等に融通する融資機関に対して土地連が当該融資機関と締結する利子補給契約書に基づき利子補給を行ったもの

(i) 対象事業

平成元年度（米、麦、こんにゃくいも及び桑等の作物が1/3以上作付けされている地区については平成5年度）までに採択され、公共事業として実施された土地改良事業等

(ii) 平準化目標額

以下のイ・ロいずれか高い額とする

(イ) 以下のいずれか低いもの

- ・10a 当たり 3 万円
- ・戸当たり 20 万円
- ・特認額（10 万円）

(ロ) ピーク時 10a 当たり合算年償還金の 60% の額

(iii) 融資条件

融資限度額・・・各年度平準化に必要な額

償還期限・・・10 年以内（元金均等年賦償還、据え置きなし）

貸付利率・・・利子補給により無利子

(c) 交付先

土地連

(d) 最終交付先

融資機関（農業協同組合）

(e) 根拠法令・規則等

土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱

山形県土地改良負担金総合償還対策事業資金利子補給補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補 助 率	国の負担	県の負担
1月1日～12月31日の期間における平準化資金及び円滑化資金の融資平均残高に対し、一定の計算をした金額の合計額から資金協会（国）が行う利子補給金の合計額を控除した額以内	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	105,882	104,375	106,158	105,071	102,056	105,006
補助件数	1	1	1	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成2年度から行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 支払証憑の徴収について

土地連より各土地改良区等が平準化資金として借入れた金融機関に支払いをしているが、県はその支払証憑等の写し等を徴収していない。

(意見)

支払いの事実及び正確さを確認するため、支払証憑等の写しを徴収すべきと考える。

(3) ビオトープ造成事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

地域のマンパワーを活用し、ビオトープ空間を建設し、青少年の自然学習の場の整備に資する。

(b) 補助対象事業

市町村が地域住民の協力によりビオトープ空間を建設する為に必要な資材費、建設機械の借上げ費等

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

(e) 根拠法令・規則等

山形県ゆとりうるおい空間整備推進事業「メダカの学校開校事業」補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補 助 額	国の負担	県の負担
1箇所当たり 1,000 千円を限度	－	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度 (予 定)
補助金額	－	－	－	－	4,000	－
補助件数	－	－	－	－	4	－
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

平成 14 年度の単年度事業であり、山辺町、戸沢村、川西町、鶴岡市に各 1,000 千円交付している。平成 15 年度以降は国の補助金の対象となる「水辺環境体験支援事業」に引き継がれている。

② 監査の結果及び意見

(a) 事業終了後のフォローアップについて

「メダカの学校」の完成後は管理につき各市町村に委ねており、完成後の効果の測定という観点からのフォローアップがされていない。

(意 見)

県で定期的に現地に赴くか市町村に報告させるなど、効果が継続するようフォローアップを実施する必要がある。なお、県では「水辺環境体験支援事業」等を活用し、体験活動を継続している。

(4) 県営造成施設管理体制整備促進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

農業水利施設が有している農業生産面以外の多面的機能の発揮や環境及び安全に配慮した管理の複雑化・高度化等に対応するため、市町村が広く住民に普及啓発し、土地改良区の適切な管理の実践に寄与する。

- (b) 補助対象事業
県営造成施設管理体制整備促進事業費
- (c) 交付先
市町村
- (d) 最終交付先
土地改良区
- (e) 根拠法令・規則等
山形県県営造成施設管理体制整備促進事業費補助金交付要綱
- (f) 補助金額の算定

補 助 対 象	補 助 率	国の負担	県の負担
間接補助事業費 ・ 土地改良区等が管理に要した費用のうち、多面的経費及び高度化経費に対して支援する経費	50.0%	—	100.0%

- (g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	—	15,252	18,189
補助件数	—	—	—	—	10	10
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成14年度から平成18年度まで行われる。

② 監査の結果及び意見

- (a) 支払証憑の徴収について

県補助金と市町村補助金とを合わせて各市町村がそれぞれの土地改良区に交付しているが、市町村が交付した支払証憑等は徴収していない。

(意見)

支払いの事実及び正確性を確認するために支払証憑を徴収すべきである。

(5) 高速道路関連土地改良事業費補助金

① 制度の概要

- (a) 目的

高速道路の建設に伴い農用地の潰廃、分断が行われ農業への悪影響が懸念される。このため当該地域に対し生産基盤の整備を行い地域農業の安定化を図る。

(b) 補助対象事業

公共事業に係る土地改良事業（かんがい排水事業、農道整備事業、土地改良総合事業、農地開発事業）

県単独事業に係る土地改良事業（かんがい排水事業、ほ場整備事業、客土事業、一般農道整備事業、農道舗装事業、畑地総合整備事業、農地開発事業、計画設計事業）

(c) 交付先

市町村

土地改良区等

(d) 最終交付先

市町村

土地改良区等

(e) 根拠法令・規則等

土地改良法

高速道路関連土地改良事業実施要領

高速道路関連団体営土地改良事業等に対する補助金の特例に関する規程

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	70.0%	—	100.0%

ただし、他の国庫補助事業に嵩上げする場合もあり、その場合は事業費の70%と国庫補助額との差額を県が負担する。

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	333,274	220,936	345,938	279,241	159,859	40,250
補助件数	37	25	32	38	20	11
効果算定	投資効率（妥当投資額／総事業費） ≥ 1.0 であること					
投資効率	1.03 ～1.43	1.02 ～1.24	1.03 ～1.55	1.02 ～1.37	1.11 ～1.94	1.10 ～1.70

補助金の交付は昭和53年度から行われている。終期は定められていない。

なお、平成 14 年度の交付先別の金額は次のとおりである。

(単位：千円)

交付先	金額	件数
山形市	124,719	15
天童市	35,140	5
合計	159,859	20

② 監査の結果及び意見

(a) 実績報告書の書類審査について

A 土地改良区（山形市 B 地区）に対する補助金 28,800 千円について、その大部分を占める水路工事 2 件は指名競争入札により事業者を選定したものの、落札率はそれぞれ 99.5 %、98.6% と非常に高く、特に理由等も調べられていなかった。また、交付先である土地改良区の入札の実施状況等については、総合支庁の職員が現地に出向いて確認しているものの、その内容は県の資料には一切記録されていなかった。

(改善策)

入札結果が不自然と考えられる場合等については、調査を行い内容を記録しておくべきである。また、総合支庁による検査結果についてもチェックリスト等の形で記録を残しておくべきである。

(b) 当該補助金の目的について

当該補助金の目的は、高速道路建設に伴う農用地の潰廃、分断に対して生産基盤の整備を行うことにある。しかし、交付対象事業の中には、必ずしも高速道路建設への対応というよりも、むしろ国庫補助事業が適用されないために代替的に当該補助金を適用する例も見受けられた。

(意見)

このような適用が可能となるのは、当該補助金の要件が高速道路の建設用地から半径 1k m 以内と広範囲にわたるためと考えられる。適用にあたっては、当該補助金の交付要件に該当するかどうかを機械的に見るだけでなく、本来の趣旨に沿っているかどうかを厳密に検討すべきである。また、補助対象となる用地の範囲が広大であるため、要件についても再検討が必要と考える。

第7 森林課の補助金について

1. 事業の概要

森林課では、山形県の豊かな森林を健全に保ち次世代に継承していくとともに、木質資源の積極的な利活用を推進するため、山形県森林整備長期計画において平成13年度～平成22年度までの10年間の整備目標を定めている。そして当該計画に基づき、「循環型社会を担う森林づくり」と「豊かな暮らしを広げる森林づくり」を柱に、総合的かつ計画的な森林・林業・木材産業施策を展開している。各々の施策の概要は以下のとおりである。

1. 循環型社会を担う森林づくり

- ① 人や環境に優しい木材資源の需要拡大と有効利用の促進
- ② 県産木材の生産振興と安定供給体制の整備
- ③ 林業生産基盤の整備
- ④ 森林管理・経営の担い手の育成

2. 豊かな暮らしを広げる森林づくり

- ① 多様な森林の整備・保全
- ② 県民参加の森林づくりと森林空間の総合利用
- ③ 特用林産物の生産振興と山村地域の活性化
- ④ 森林管理技術等の研究開発と普及指導

2. 補助金についての分析

(1) 補助金の種類ごとの金額の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
＜国庫補助事業＞						
件数	26	37	35	33	28	30
金額	2,547,240	2,231,785	1,861,260	2,097,053	1,779,738	1,662,389
うち県負担額	628,923	511,963	431,530	404,096	474,425	327,739
＜県単独事業＞						
件数	15	16	16	15	13	10
金額	182,836	114,126	123,520	176,380	664,942	140,054
＜合計＞						
件数	41	53	51	48	41	40
金額	2,730,076	2,345,911	1,984,780	2,273,433	2,444,680	1,802,443

(注1) 平成13年度繰越分、国庫補助事業3件、金額291,002千円を含む。

(注2) 平成10年度は林政課と森林整備課の合計値、平成14年度は森林課と全国植樹祭推進事務局の合計値となっている。

(2) 平成14年度補助金一覧表

(単位：千円)

番号	名称	種類	補助金額	当初 予算額	予算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
1	山形県森林協会補助金	県単独	240	240	100.0%	1	—	×	
2	地域森林管理システム整備事業費補助金	国庫補助	1,265	3,100	40.8%	3	H17	×	
3	森林組合等経営基盤強化対策事業費補助金	国庫補助	1,295	1,435	90.2%	3	H17	×	
4	市町村森林整備等対策事業費補助金	国庫補助	1,676	1,700	98.6%	12	H18	×	
5	流域林業活性化推進事業費補助金	国庫補助	5,250	5,250	100.0%	3	H15	×	
6	森林・林業就業促進総合対策事業費補助金	国庫補助	5,851	6,709	87.2%	1	H18	○	
7	森林組合合併推進施設等整備事業費補助金	県単独	715	715	100.0%	1	H14	×	
8	森林・林業労働安全衛生総合対策事業費補助金	国庫補助	1,423	1,008	141.2%	1	H18	○	
9	森林整備活性化資金利子補給補助金	県単独	19,916	20,597	96.7%	5	—	×	○
10	林業・木材産業構造改革事業費補助金	国庫補助	129,432	157,181	82.3%	5	H18	○	○
11	間伐材流通安定対策事業費補助金	県単独	5,684	5,684	100.0%	1	H15	○	
12	間伐等森林整備促進緊急条件整備事業費補助金	県単独	1,150	6,600	17.4%	2	H18	×	

番号	名 称	種 類	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	交付 件数	終期 年度	効果 算定	監査 対象
13	葉付き乾燥材普及推進事業費補助金	国庫補助	100	100	100.0%	1	H17	×	
14	資源循環型森林施業団地化モデル事業費補助金	県 単 独	14,000	14,000	100.0%	4	H17	×	
15	森林整備地域活動支援推進費補助金	国庫補助	4,877	5,250	92.9%	36	H18	×	
16	木材利用推進対策事業費補助金	国庫補助	1,200	1,200	100.0%	4	—	×	
17	地域材ブランド化推進事業費補助金	県 単 独	9,000	9,000	100.0%	1	H14	○	◎
18	地域住宅資材利用促進事業費補助金	国庫補助	3,400	2,000	170.0%	2	H14	×	
19	山の幸産地育成事業費補助金	県 単 独	7,354	7,354	100.0%	10	H14	×	
20	森林病虫害等防除活動支援体制整備促進事業費補助金	国庫補助	556	542	102.6%	1	—	×	
21	森林病虫害防除事業費補助金	国庫補助	16,968	16,366	103.7%	40	—	×	
22	森林病虫害防除事業費補助金	県 単 独	35,966	35,966	100.0%	40	—	×	
23	造林事業費補助金	国庫補助	728,294	741,460	98.2%	7,165	—	×	◎
24	水源の森づくり事業費補助金	県 単 独	17,000	17,000	100.0%	283	H17	×	
25	育樹祭等補助金	国庫補助	1,200	—	—	3	H16	○	
26	東北・北海道地区緑化推進大会補助金	県 単 独	200	200	100.0%	1	H14	○	
27	みどり推進機構運営費補助金	県 単 独	14,982	15,426	97.1%	1	—	×	◎
28	分収林整備高度化事業費補助金	国庫補助	810	810	100.0%	1	H17	○	
29	ふるさとの森林オーナー推進事業費補助金	国庫補助	1,500	1,500	100.0%	2	H16	○	
30	森林づくり団体支援事業費補助金	国庫補助	650	650	100.0%	2	H16	○	
31	森林づくり実践隊支援事業費補助金	国庫補助	1,526	1,526	100.0%	1	H15	○	
32	学びの森づくり推進事業費補助金	国庫補助	1,275	1,375	92.7%	4	H16	○	
33	全国植樹祭補助金	県 単 独	538,734	596,367	90.3%	1	H14	○	○
34	林道舗装事業費補助金	国庫補助	48,262	31,920	151.2%	3	H46	×	◎
35	林道開設事業費補助金	国庫補助	211,966	166,695	127.2%	7	H46	○	◎
36	林業地域総合整備事業費補助金	国庫補助	237,589	294,848	80.6%	3	H46	○	◎
37	意欲的林業者グループ活動支援事業費補助金	国庫補助	1,200	1,200	100.0%	9	—	×	
38	林道災害復旧事業費補助金	国庫補助	81,171	227,476	35.7%	27	—	×	○

(注1) 平成13年度繰越分3件、補助金額291,002千円を除く。

(注2) 監査対象欄の「◎」は、監査対象とし、本報告書で結果・意見を記載したものであり、「○」は、監査対象としたが、指摘すべき事項がなかったため本報告書に記載しなかったものである。

① 予算消化率について

予算消化率が150%超もしくは50%未満のものは、以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	当 初 予算額	予 算 消化率	乖離理由
2	地域森林管理システム整備事業費補助金	1,265	3,100	40.8%	平成13年度事業費を勘案し平成14年度予算を策定したが、国庫補助金が大幅に減額されたため
12	間伐等森林整備促進緊急条件整備事業費補助金	1,150	6,600	17.4%	路線計画の際に地元からの要望があり決定が遅れたことや工事用地に係る土地所有者との協議に時間を要したことにより予算を次年度に繰越したため
18	地域住宅資材利用促進事業費補助金	3,400	2,000	170.0%	年度途中で、国庫補助事業の平成14年度新規メニューである「資源開発事業」が新たな地域材需要の喚起に資すると判断し、追加実施したため
25	育樹祭等補助金	1,200	—	—	当初予算編成作業終了後に、平成14年度の新規国庫補助事業の詳細が判明し、補正予算で追加実施したため
34	林道舗装事業費補助金	48,262	31,920	151.2%	国との調整の結果、事業進捗速度を高めたため
38	林道災害復旧事業費補助金	81,171	227,476	35.7%	想定より災害の発生が少なかったため

3. 全体についての監査の結果及び意見

(1) 終期設定の状況について

森林課の補助金 38 件中、終期設定が行われていないものが 10 件 (26.3%) ある。

(意見)

終期を設定することは、補助金自体の必要性を確認するうえで有用な手段の一つと考えられる。森林の計画的な整備という観点から、できる限り終期を設定すべきである。

(2) 効果算定の状況について

森林課の補助金 38 件中、効果算定が行われていないものが 23 件 (60.5%) ある。

(意見)

現状では半数以上の補助金について効果算定が行われていない。補助金の交付は必ず目的を伴うものであり、目的達成のために何らかの数値的な目標を設定して効果を算出、評価していく体制を整備することが望まれる。

(3) 森林・林道整備に関する補助金について

森林・林道整備に関する補助金は以下のとおりである。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	目 的	補助金額
12	間伐等森林整備促進緊急条件整備事業費補助金	間伐などの森林施業を確実に 行い、森林の質的向上を図ると ともに、間伐材の有効利用を 促進する	1,150
23	造林事業費補助金	森林の有する多面的機能の維 持、増進を図る	728,294
24	水源の森づくり事業費補助金	発電ダムの集水区域周辺の森 林整備を推進し、ダム周辺森 林の水源かん養機能等の公益 的機能の向上を図る	17,000
34	林道舗装事業費補助金	林道の機能向上、農山村地域 の環境の改善及び林業従事者 の就労環境の改善に資する	48,262
35	林道開設事業費補助金	森林を重視すべき機能に応 じ、「水土保持林」「共生林」「資 源循環林」の 3 つに区分し、 これらに対応した森林整備を 図る	211,966
36	林業地域総合整備事業費補助金	山村地域の居住環境を広く創 出するとともに、森林づくり の基盤となる林道を整備する ことにより、森林・山村・都 市を連絡し共生を図る	237,589

(意見)

上記の補助対象となる事業は、森林の機能を重視し、整備を行っていくという観点からすると相互に関連しており、また、一部に事業領域が重複していると考えられる。今後は、補助対象となる事業目的や交付手続の類似点を整理・検討し、効率的な事業運営を図ることが望まれる。

(4) 少額の補助金について

森林課の補助金のうち、1,000千円以下の補助金は、以下のとおりであり、全体38件中7件(18.4%)となっている。

なお、番号は上記の補助金一覧表の連番と整合させている。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	種 類
1	山形県森林協会補助金	240	県 単 独
7	森林組合合併推進施設等整備事業費補助金	715	県 単 独
13	葉付き乾燥材普及推進事業費補助金	100	国庫補助
20	森林病虫害等防除活動支援体制整備促進事業費補助金	556	国庫補助
26	東北・北海道地区緑化推進大会補助金	200	県 単 独
28	分収林整備高度化事業費補助金	810	国庫補助
30	森林づくり団体支援事業費補助金	650	国庫補助

また、補助金額は1,000千円を超えているが、交付件数当たりの金額が500千円以下のものは下記のとおりである(上記の1,000千円以下の補助金を除く)。

(単位：千円)

番号	名 称	補助金額	交付件数	交付件数 当たり金額	種 類
2	地域森林管理システム整備事業費補助金	1,265	3	421	国庫補助
3	森林組合等経営基盤強化対策事業費補助金	1,295	3	431	国庫補助
4	市町村森林整備等対策事業費補助金	1,676	12	139	国庫補助
15	森林整備地域活動支援推進費補助金	4,877	36	135	国庫補助
16	木材利用推進対策事業費補助金	1,200	4	300	国庫補助
21	森林病虫害防除事業費補助金	16,968	40	424	国庫補助
23	造林事業費補助金	728,294	7,165	101	国庫補助
24	水源の森づくり事業費補助金	17,000	283	60	県 単 独
25	育樹祭等補助金	1,200	3	400	国庫補助
32	学びの森づくり推進事業費補助金	1,275	4	318	国庫補助
37	意欲的林業者グループ活動支援事業費補助金	1,200	9	133	国庫補助

(意 見)

公益性の観点から必要性があれば交付金額が僅少であるという理由をもって廃止をすることはないが、効果の点から考えた場合、交付金額が僅少であると効果があまり発現しないことや事務コストに見合った効果が得られていないこともありえ、また、金額が僅少であれば交付先団体の経営努力等によって、補助金の交付がなくとも補助対象となった事業を行える可能性がある。

交付金額の僅少な補助金については、その必要性や公益性を検討し、補助金額の増額や補助の廃止により効果的な補助事業を行っていく必要があると考える。

(5) 自助努力を検討すべき補助金について

山形県森林協会補助金は 240 千円と少額な補助金であり、また、県は山形県森林協会の会員となっており、年会費 400 千円を支出している。

(意 見)

当該補助金の対象となっている研修会については、山形県森林協会の自助努力の下で行われることが望ましい。

(6) 事業費の把握について

東北・北海道地区緑化推進大会補助金は補助対象経費と 200 千円の何れか低い額が交付されることになっている。このため、現在は経費実績しか把握されておらず、大会の収入実績は把握されていない。

(改善策)

補助金の必要性及び金額の妥当性を検討するためにも、収支実績を把握すべきである。

4. 個別検討

(1) 地域材ブランド化推進事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

良質原木の低コスト安定供給とブランド材需要拡大を推進する。

(b) 補助対象事業

良質原木安定確保対策事業

良質原木安定供給対策事業

ブランド材需要拡大対策事業

(c) 交付先

温海町

(d) 最終交付先

温海町

(e) 根拠法令・規則等

森林・林業基本法

山形県地域材ブランド化推進事業費補助金交付要綱

山形県地域材ブランド化推進事業実施要領

(f) 補助金額の算定

補 助 対 象	補 助 率	国の負担	県の負担
良質原木安定確保対策事業 ・産地形成協議会等開催費 ・森林資源状況調査費 ・森林実施意向調査費 ・森林施業促進活動費 ・普及啓発活動費	50.0% 以内の額	—	100.0%
良質原木安定供給対策事業 ・施業対象森林の調査 ・分析費 ・路網計画策定費 ・境界等調査費 ・施業基盤整備費	50.0% 以内の額	—	100.0%
ブランド材需要対策事業 ・市場調査費 ・普及啓蒙費	50.0% 以内の額	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	9,000	9,000	—
補助件数	—	—	—	1	1	—
効果算定						
一般住宅建設資材 の県内出荷数 (m ³)	—	—	302	1,012	1,030	—
「温海町・森林と匠 の家づくりネット ワーク」による住宅 建設戸数 (戸)	—	—	—	—	6	14

補助金の交付は平成13年度・平成14年度にわたって実施されている。

なお、補助金の終期が平成14年度に設定されているため、平成15年度の予算計上は行われていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 効果算定について

当該補助金の効果を算定する場として、産地形成協議会が年5回開催されている。この会において地域ごと・項目ごとに木材をいくら出荷したかが報告され、前年実績及び計画と当年度実績とを比較することにより効果が算定されている。しかしながら、当該協議会の議事録は作成されておらず、内容を後日において確認することはできない状況である。

(意見)

効果算定の妥当性を確認するためにも、協議会の議事録を整備すべきと考える。

(2) 造林事業費補助金

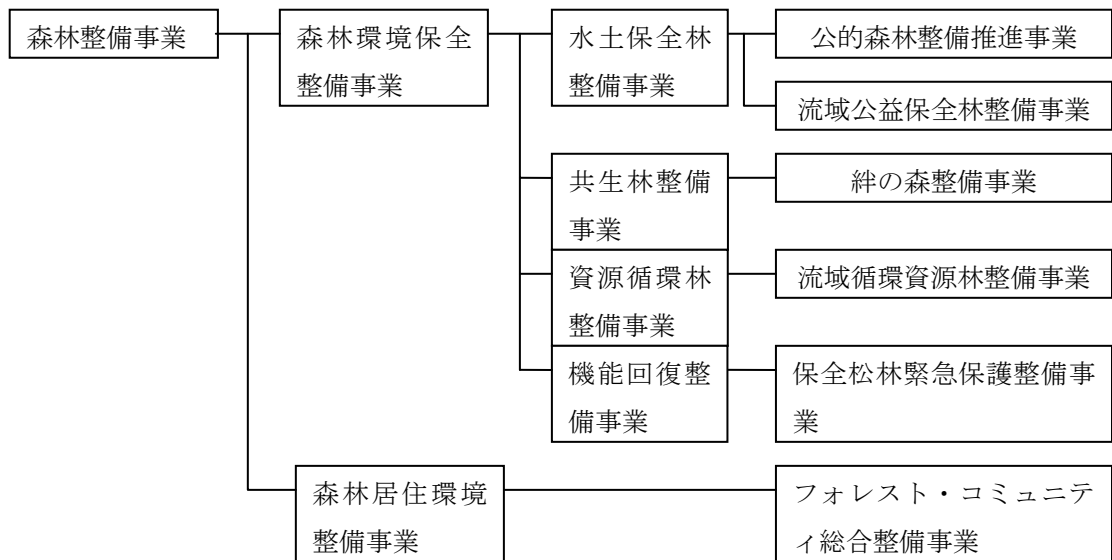
① 制度の概要

(a) 目的

民有林における森林資源の培養と保続を図り、もって森林の公益的、経済的機能を拡充する。

(b) 補助対象事業

補助対象事業は以下のように区分される（平成14年度に実施された事業のみを記載）



- ※ 公的森林整備推進事業 : 森林所有者等による整備が進め難い森林等について、分収方式による森林施業
- 流域公益保全林整備事業 : 水源かん養機能等の維持増進を図るための森林施業
- 絆の森整備事業 : 市民参加による森林整備
- 流域循環資源林整備事業 : 木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業
- 保全松林緊急保護整備事業 : 松くい虫被害が発生している松林の整備等
- 森林居住環境整備事業 : 居住地周辺の森林整備

(c) 交付先

市町村

財産区

森林組合

生産森林組合

森林組合連合会

森林整備法人

森林所有者等

(d) 最終交付先

市町村

林業公社

森林所有者等

(e) 根拠法令・規則等

森林・林業基本法

山形県民有林造林事業費補助金交付規程

山形県民有林補助事業実施要領

(f) 補助金額の算定

山形県民有林補助事業実施要領等に基づき、各事業に要する経費及び諸掛が補助の対象となる。これらの経費及び諸掛については、補助金査定調書が作成され、作業内容に応じた標準単価に事業量を乗ずることにより金額が算定される。ここで、当該標準単価は山形県農林水産部森林課が定めた「平成14年度造林補助事業標準単価表」に拠っている。補助金はこの費用に以下の補助率を乗じて求められる。

補助対象		補助率	国の負担	県の負担
森林環境保全整備事業	公的森林整備推進事業	50.0%	60.0%	40.0%
	流域公益保全林整備事業	40.0%	75.0%	25.0%
	絆の森整備事業	70.0%	71.4%	28.6%
	流域循環資源林整備事業	40.0%	75.0%	25.0%
	保全松林緊急保護整備事業	70.0%	71.4%	28.6%
森林居住環境整備事業	森林居住環境整備事業	40.0%	75.0%	25.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	1,249,271	977,040	871,229	868,570	728,294	666,359
補助件数	8,302	7,198	6,828	7,851	7,165	6,500
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和21年度から行われている。終期は定められていない。

平成13年度～平成15年度の事業ごとの補助金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成13年度	14年度	15年度(予定)
一般造林事業	10,110	—	—
流域森林総合整備事業	383,054	—	—
公的森林整備推進事業	209,664	163,983	168,775
流域公益保全林整備事業	—	297,887	242,203
絆の森整備事業	—	8,870	7,190

	平成 13年度	14年度	15年度 (予定)
流域循環資源林整備事業	—	113,820	78,551
保全松林緊急保護整備事業	86,267	68,530	84,120
水土保持森林緊急間伐実施事業	69,247	—	—
森林空間総合整備事業	3,500	—	—
居住地森林環境整備事業	106,728	—	—
森林居住環境整備事業	—	75,204	85,520
合計	868,570	728,294	666,359

平成10年度以降の5年間においては、補助金の交付実績及び補助件数は、予算の縮小を反映して遞減傾向にある。なお、事業実施の効果である森林整備面積は平成10年度以降、以下のように推移している。

(単位：ha)

年度	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
計画	8,770	7,671	5,636	5,626	5,420
実績	8,829	7,689	7,060	6,357	5,728

② 監査の結果及び意見

(a) 効果算定の方法について

造林事業においては、特に効果算定は行われていない。

(意見)

当該事業においては定量的な評価が難しく、また、事業分野が広範囲にわたるため、一義的な評価指標を設定しづらい状況にある。しかし、今後の事業計画策定に役立てるためにも、事前の事業計画策定時に期待した効果が得られているかどうか定性的な効果算定を行うことが望まれる。

(3) みどり推進機構運営費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

財団法人みどり推進機構の業務運営体制の強化を図る。

(b) 補助対象事業

運営費

(c) 交付先

財団法人みどり推進機構

(d) 最終交付先

財団法人みどり推進機構

(e) 根拠法令・規則等

山形県みどり推進機構運営費補助金交付要綱

(f) 補助金額の算定

補助対象	補助率	国の負担	県の負担
当該事業に要する経費	100.0%	—	100.0%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	—	—	—	15,425	14,982	15,003
補助件数	—	—	—	1	1	1
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は平成13年度より行われている。終期は定められていない。

② 監査の結果及び意見

(a) 運営費の補助について

補助額は人件費相当額を基礎に算定されている。

(意見)

運営に要する経費について、公益性の程度、経営状況及び業務の推進体制（公社等の統廃合や経営健全化といった特定課題への対応を含む）等を勘案のうえ、より合理的な根拠に基づいて算定すべきである。

(4) 林道舗装事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

林道の機能向上、農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就労環境の改善に資する。

(b) 補助対象事業

農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

(e) 根拠法令・規則等

森林・林業基本法

農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業国庫補助要領

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

当該事業に要する経費は本工事費、工事雑費、事務雑費、地方事務費に区分される。この内、補助対象経費となるのは地方事務費の県負担額（地方事務費の1/2）を除いた金額である。この金額に補助率を乗じて補助金額が算定される。

	補助率	国の負担	県の負担
幹線	60.0%	83.3%	16.7%
その他	43.3%	76.9%	23.1%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
補助金額	37,872	36,263	20,726	29,260	48,262	32,544
補助件数	3	3	2	2	3	3
効果算定	効果について数値化しての算定は行っていない。					

補助金の交付は昭和41年度より行われている。なお、平成8年に閣議決定された「森林資源に関する基本計画」において、総延長278千kmの林道を平成46年度末までに整備することとされているため、県でも同年度末までに3,274kmを整備する計画である。よって、終期は平成46年度となる。

なお、平成14年度の交付先別の金額は次のとおりである。

(単位：千円)

	補助対象経費	補助率	補助金額
八幡町	43,797	60.0%	26,278
平田町	22,080	60.0%	13,248
松山町	20,160	43.3%	8,736
合計	86,037		48,262

② 監査の結果及び意見

(a) 効果算定について

平成 14 年度において効果算定は行われていない。なお、平成 15 年度以降、新規着工路線については事前に費用対効果の算定を行っている。

(意見)

将来的には事後的な効果算定も行い、事前の効果算定との乖離状況についてのデータを集積することも、今後の林道舗装を効果的・効率的に実施するうえで有用と考える。

(5) 林道開設事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

重視すべき機能に応じ、森林を「水土保持林」「共生林」「資源循環林」の3つに区分し、これらに対応した森林整備を図る。

(b) 補助対象事業

森林環境保全整備事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

(e) 根拠法令・規則等

森林環境保全整備事業実施要綱

森林環境保全整備事業実施要領

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

当該事業に要する経費は本工事費、工事雑費、事務雑費、地方事務費に区分される。このうち、補助対象経費となるのは地方事務費の県負担額（地方事務費の1/2）を除いた金額である。この金額に補助率を乗じて補助金額が算定される。

	補助率	国の負担	県の負担
過疎地域・振興山村地域	64.0%	78.1%	21.9%
その他	59.0%	76.3%	23.7%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	283,289	176,320	163,160	214,645	211,966	210,564
補助件数	9	6	7	7	7	8
効果算定	評価対象便益の合計／(初期投資+維持管理費用等) ≥ 1.0 であること					
投資効率	—	—	—	—	1.86 ~2.39	—

補助金の交付は昭和30年度より行われている。なお、平成8年に閣議決定された「森林資源に関する基本計画」において、総延長278千kmの林道を平成46年度末までに整備することとされているため、県でも同年度末までに3,274kmを整備する計画である。よって、終期は平成46年度となる。

なお、平成14年度の交付先別の金額は次のとおりである。

(単位：千円)

	補助対象経費	補助率	補助金額
上山市	28,800	59.0%	16,992
尾花沢市	41,378	64.0%	26,481
西川町	80,133	64.0%	51,284
鮭川村	97,025	64.0%	62,096
大蔵村	7,680	64.0%	4,915
鶴岡市	74,308	64.0%	47,557
平田町	4,128	64.0%	2,641
合計	333,452		211,966

② 監査の結果及び意見

(a) 効果算定について

山形県公共事業再評価監視委員会が採用する再評価システムは、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や事業採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の継続に当たり必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止することとするものである。

(意見)

現状の評価システムにより、効果のない事業に歯止めをかけることは可能であるが、これに加えて、既に完成した事業についても事後的に効果算定を行うことにより、今後の事業採択において有用な情報が蓄積できると考える。具体的には、当該林道開設により整備された森林面積等の情報が有用と思われる。

(6) 林業地域総合整備事業費補助金

① 制度の概要

(a) 目的

山村地域の居住環境を広く創出するとともに、森林づくりの基盤となる林道を整備することにより、森林・山村・都市を連絡し共生を図りつつ、森林整備・基盤整備を通じた環境整備を実施する。

(b) 補助対象事業

森林居住環境整備事業

(c) 交付先

市町村

(d) 最終交付先

市町村

(e) 根拠法令・規則等

森林居住環境整備事業実施要綱

森林居住環境整備事業実施要領

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程

(f) 補助金額の算定

当該事業に要する経費は本工事費、工事雑費、事務雑費、地方事務費に区分される。このうち、補助対象経費となるのは地方事務費の県負担額（地方事務費の1/2）を除いた金額である。この金額に補助率を乗じて補助金額が算定される。

	補助率	国の負担	県の負担
過疎地域・振興山村地域	69.0%	79.7%	20.3%
その他	64.0%	78.1%	21.9%

(g) 補助金額等の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予定)
補助金額	382,813	388,396	413,247	268,440	237,589	200,090
補助件数	16	14	11	9	3	6
効果算定	評価対象便益の合計／(初期投資＋維持管理費用等) ≥ 1.0 であること。 山形県公共事業再評価監視委員会で評価を行う。ただし、平成14年度 においては効果算定の対象となる事業がなかった。					

補助金の交付は昭和30年度より行われている。なお、平成8年に閣議決定された「森林資源に関する基本計画」において、総延長278千kmの林道を平成46年度末までに整備することとされているため、県でも同年度末までに3,274kmを整備する計画である。よって、終期は平成46年度となる。

なお、平成14年度の内容別及び交付先別の金額は次のとおりである。

(単位：千円)

	補助対象経費	補助率	補助金額
大江町	188,831	67.4%	127,224
朝日村	116,753	69.0%	80,558
白鷹町	43,200	69.0%	29,807
合計	348,784		237,589

② 監査の結果及び意見

(a) 効果算定について

山形県公共事業再評価監視委員会が採用する再評価システムは、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や事業採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の継続に当たり必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止することとするものである。

(意見)

現状の評価システムにより、効果のない事業に歯止めをかけることは可能である。これに加えて、既に完成した事業についても事後的に効果算定を行うことにより、今後の事業採択において有用な情報が蓄積できると考える。

第8 財団法人 山形県農業公社

1. 事業内容

(1) 事業の目的

山形県における農業経営の規模の拡大、農地の集団化及び農用地の整備その他農地保有の合理化による農業経営基盤の強化等農業構造の改善に関する事業の適切かつ円滑な遂行を図り、もって本県農業の健全な発展に資する。

(2) 事業の概要

農業経営基盤強化促進法上の農地保有合理化法人として、昭和45年に設立され、農地保有合理化事業、農業用施設等売買事業、畜産基盤再編総合整備事業等を行っている。

2. 組織

事務所を山形市におき、役員15名（理事長1名、理事12名、監事2名）、正職員19名、臨時職員3名で組織されている。

3. 財務状況の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予算)
事業収入	3,447,620	3,380,324	3,250,857	1,821,857	2,152,666	2,470,765
補助金収入	848,707	819,575	672,885	540,254	578,024	591,331
その他収入	90,751	83,418	120,822	76,852	79,249	77,713
総収入	4,387,078	4,283,317	4,044,564	2,438,963	2,809,939	3,139,809
事業費	4,117,906	4,024,137	3,742,518	2,244,388	2,605,612	2,963,501
管理費	207,491	197,760	190,952	154,228	148,213	155,482
その他支出	61,462	61,171	110,981	40,209	56,023	20,826
総支出	4,386,859	4,283,068	4,044,451	2,438,825	2,809,848	3,139,809
収支差額	219	249	113	138	91	0
総資産	6,762,323	6,264,729	5,140,705	4,657,432	4,076,641	3,472,693
有利子負債	4,210,680	3,740,621	3,275,372	2,765,322	2,352,868	1,763,470
正味財産	562,050	562,300	562,414	676,552	675,043	675,043
(県との取引)						
出資残高	543,000	543,000	543,000	559,188	558,960	558,960

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予算)
補助金	822,425	793,967	641,864	531,914	571,969	585,276
受託料	230,048	199,778	232,313	116,566	157,594	227,551
借入残高	4,543	3,894	3,245	2,596	1,947	1,298
支払利息	481	600	607	482	560	500
損失補償に係る債務残高	4,904,384	4,314,705	3,261,078	2,762,726	2,350,921	1,764,083
県OB役員数	3	3	2	2	2	2

農地価格、農産物価格が右肩下がりとなるにつれ、農地の売買量は減少傾向となり、運営状況は年々厳しくなっている。今後においても売買量の増加は見込めないため、農地の賃貸事業へのシフトを図るとともに、人件費・物件費等の削減を進め、効率的な事業運営に努めている。

4. 山形県との関係

(1) 基本財産等

県は、農業公社に対して出捐金 45,000 千円、公社運営強化基金 160,000 千円、合理化事業強化基金 338,000 千円、特別会計 15,960 千円を出資している（出資比率 83.4%）。

(2) 補助金

県は、農業公社に対して平成 14 年度に 571,969 千円の補助金を交付している。

(内訳)

(単位：千円)

名 称	金 額	関係部課
新規就農者等総合支援対策事業費補助金	2,630	農政企画課
地域営農推進事業費補助金	20,376	農政企画課
農地保有合理化事業費補助金	230,579	農政企画課
農地流動化強化対策モデル事業費補助金	320	農政企画課
山形県農業公社運営費補助金	18,334	農政企画課
山形県農業公社機械整備費補助金	2,760	農政企画課
山形県草地開発事業補助金	296,970	生産流通課
合 計	571,969	

(3) 委託料

県は、農業公社に対して平成 14 年度に 157,594 千円の委託料を支出している。

(内訳)

(単位：千円)

内 容	金 額	関係部課
道路除雪作業委託 (村山工区)	55,998	村山総合支庁 建設部 北村山道路計画課
山形空港除雪業務委託	38,700	土木部交通基盤課 空港港湾室 山形空港事務所
酒田川南地区土地改良総合整備事業第 1 工区工 事	17,127	庄内総合支庁 産業経済部 酒田農村整備課
山形空港除草業務委託	16,369	土木部交通基盤課 空港港湾室 山形空港事務所
鶴巻田地区土地改良総合整備事業第 2 工区工 事	10,187	村山総合支庁 産業経済部 北村山農村整備課
三川上口地区土地改良総合整備事業第 2 工区工 事	6,090	庄内総合支庁 産業経済部 鶴岡農村整備課
水田畑地化基盤調査委託	4,968	農政企画課
羽黒南部地区ほ場整備事業 (担い手育成型) 第 2 工区業務委託	4,217	庄内総合支庁 産業経済部 鶴岡農村整備課
水田畑地化基盤強化対策モデル展示ほ場設置事 業業務委託 1	2,898	庄内総合支庁 産業経済部 農村計画課
羽黒南部地区ほ場整備事業 (担い手育成型) 第 4 工区業務委託	840	庄内総合支庁 産業経済部 鶴岡農村整備課
新やまがた新規就農者総合支援対策事業業務委 託	200	農政企画課
合 計	157,594	

(4) 貸付金

県は、農業公社に対して平成 14 年度に事業運営資金として 200,000 千円の貸付けを行っているが、年度末には全額返済され残高はない。

また、平成 8 年度に農業生産法人出資育成事業資金貸付金 6,490 千円の貸付けを行っており、平成 14 年度末残高は 1,947 千円となっている。

(5) 損失補償に係る債務残高

県は、農業公社の平成 14 年度末長期借入金残高 2,352,868 千円のうち、県からの借入を除く 2,350,921 千円に対して損失補償をしている。

(6) 人的関係

県の OB の役員が 2 名いる。

5. 監査の結果及び意見

(1) 長期保有土地について

農地保有合理化事業とは、「農業経営基盤強化促進法」で位置付けされた「農地保有合理化法人」が自ら農用地等の売買賃借を行い、中間的に保有し、担い手農業者の経営の規模拡大や集団化に資するようこれらの取得した権利を再配分する事業である。

県の補助金は、農業公社が土地購入資金を借入金で調達した場合に、当該土地を売却し代金を回収するまでの間の借入金利子に対して交付されるものである。ただし、補助金の交付期限には上限があり、基本的に5年となっている。

現在、補助金の交付期限を超えても売却できていない土地の一覧は以下のとおりである。

(単位：千円)

番号	取得年度	農地の所在地	取得価格	時価 (聴取価格)	評価損益	H14 小作料	H14 支払利息
1	S63	羽黒町下谷	10,960	4,222	△ 6,738	56	—
2	H2	鶴岡市下小中	19,032	10,785	△ 8,247	152	310
3	H2	鶴岡市水沢大谷池	12,344	3,909	△ 8,435	86	201
4	H5	鶴岡市西目	8,692	4,829	△ 3,863	62	131
5	H5	鶴岡市水沢	11,049	5,501	△ 5,548	115	162
6	H5	藤島町豊栄豊田	11,641	6,127	△ 5,514	153	152
7	H5	藤島町豊栄豊田	10,800	6,000	△ 4,800	150	163
8	H6	藤島町豊栄豊田	5,433	3,196	△ 2,237	79	87
9	H6	羽黒町川代	55,059	15,285	△ 39,774	289	850
10	H6	上山市猪下	3,800	3,242	△ 558	68	59
11	H6	鶴岡市大山	8,140	6,262	△ 1,878	75	128
12	H6	鶴岡市大山	6,544	5,034	△ 1,510	60	105
13	H7	鶴岡市大山	12,524	9,634	△ 2,890	115	203
14	H7	酒田市上安田	8,051	4,473	△ 3,578	68	118
15	H9	鶴岡市播磨	18,024	12,016	△ 6,008	144	124
16	H9	鶴岡市辻興屋	14,423	8,655	△ 5,768	—	226
		合計	216,516	109,170	△ 107,346	1,677	3,027

(注) 小作料は当該土地の賃貸料である。

(意見)

当該事業は、農業経営の規模拡大、農地の集団化等合理化を目的としているものであり、離農する農業者等から土地を取得して農地を集団化したうえで農業者等に売却するという制度を円滑に運用するために、農業公社が事業主体となっているものである。

したがって、農業公社は取得後は速やかに売却に努めなければならない。売却の時期が遅れることは、交付期間に限度があるとしても補助金の増加を招くとともに、最近の地価の下落を反映して、売却に伴い損失が発生することとなる。また、当該土地が売れ残るといったこととなれば、補助金はその趣旨を生かせず無駄となるうえ、多額の含み損を抱えた土地を保有することになり農業公社の経営を圧迫する結果となりかねない。

事実、上記の表からも明らかなように、107,346千円の含み損を抱えている状況である。また、補助期間を経過した支払利息相当額は小作料を上回る状況にあり、このままの状況が続けば赤字体質の原因となってしまう。また、地価がより一層下落した場合には、財務内容の健全性が損なわれることとなる。

現在長期滞留の土地についてはそのほとんどが認定農業者等に貸し出されているが、これらの土地はあくまでも売却を目的として取得したものであり、現在の耕作者（借受者）を中心に売却を促進するよう検討する必要がある。

農業公社の損失が拡大することになれば、県に負担が生じることも考えられるため、県としても、農業公社の事業遂行にあたり合理的な計画を策定し、認定農業者等への売却が円滑に行われるように指導し、補助金の有効活用を徹底すべきである。

なお、平成15年度より農業公社は長期保有土地売却促進会議を設置し、長期保有土地の早期売却を進める方針を打ち出している。

(2) 滞留未収入金について

農用地開発事業未収入金の中に、平成14年10月に完成した工事に関する債権(5,250千円・個人A氏)で回収されていないものがあつた(平成15年11月回収)。平成15年2月3日に同年3月31日に支払う旨の確約書を受領したが支払いがなされず、再度、平成15年8月29日に同年12月20日に支払う旨の確約書を受領していた。

この滞留債権へ対応について、状況を記載している資料等が作成されていない。

(改善策)

滞留債権の回収については、長期にわたることが多く、また、担当者も変わることも考えられる。滞留債権について対応をした顛末を記載することで今後の対応策の検討の資料とすることができ、また、担当者が変わったとしても過去からの経緯を把握でき早期に対応することができることから、滞留債権の対応状況の資料を作成することが必要である。

(3) 事業の人件費計上について

畜産基盤再編総合整備事業においては、専属で従事している 2 名についての職員給与及び福利厚生費の全額を当該事業に計上している。しかし、退職給与引当金繰入については、一部、一般管理費の人件費として計上している。

(改善策)

職員給与、福利厚生費、退職給与引当金繰入ともに、人件費として同質のものであり、専属で事業に従事しているとして職員給与及び福利厚生費を特定の事業のみに計上するのであれば、退職給与引当金繰入についても同様に扱うことが理論的と思われる。

人件費の各事業への計上基準を明確にし、それに従って計上する必要がある。

(4) 土地利用型大規模経営促進事業収入について

国及び県より基金造成補助金（農地保有合理化事業費補助金－土地利用型大規模経営促進事業）16,000 千円を受け取っている。補助金額は国及び県の予算措置により決定されるため、造成する基金の目安を土地の売渡予定面積の概ね 25%（交付対象）についての交付所要相当額である 50,000 千円程度としているが、国及び県の交付額の状況に左右される状況である。

(意見)

本来的には、事業規模にあった必要額を補助金として交付するよう要請すべきである。

(5) 退職給与引当金の要支給額に対する充足率について

職員の退職に備え、退職給与引当金を 336,024 千円計上しているが、平成 14 年度末現在の要支給額（375,024 千円）に対して 39,000 千円不足し、充足率は 89.6%となっている。

(改善策)

早急に 100%の引当とすべきである。

(6) 債券の会計処理（特定鉦害復旧事業等特別会計）について

満期保有目的で国債を保有している。この国債については額面を超える金額で購入しているが、償却原価法によらず、取得価額のままで計上されている。

(改善策)

額面超過額については満期日までの期間で按分し、受取利息を減額調整する必要がある。

- (7) 特定鉱害復旧事業等引当金の計上基準（特定鉱害復旧事業等特別会計）について
 特定鉱害復旧事業等特別会計において特定鉱害復旧事業等引当金が計上されているが、「財務規程」や「特定鉱害復旧事業等基金管理運用規程」には明確な計上基準はなく、収入額と同額の繰入れを行っている。

(改善策)

引当金の計上は将来の費用・損失の金額を合理的に見積ることができることが要件であり、「特定鉱害復旧事業等基金管理運用規程」に定める基金への繰入れとすべきである。

- (8) 合理化事業損失引当金について

合理化事業損失引当金は、「農地保有合理化等関係引当金取扱要領」第3において合理化事業等を円滑に実施するため、合理化事業資産と合理化事業未収金の合計額の5%を引当限度として計上することとされており、平成14年度末では112,754千円計上されている。

(改善策)

過去の損失発生に伴う取崩しの状況は下記のとおりであり、累計で27,116千円に過ぎず、引当限度の5%は過大と考えられる。

(単位；千円)

年 度	金 額	理 由
昭和 62 年度	3,447	農地売買差損分充当
63 年度	365	小作料未収金償却分充当
平成 元年度	80	小作料未収金償却分充当
4 年度	262	農地売買差損分充当
5 年度	8,660	農地売買差損分充当
6 年度	7,169	農地売買差損分充当
7 年度	7,133	農地売買差損分充当

- (9) 強化基金引当金

強化基金引当金は、「農地保有合理化等関係引当金取扱要領」第5において合理化事業損失引当金及び特定資産管理引当金（設定されていない）の限度を超える場合に設定され、それらの引当金に充当するか農業公社の運営上必要と認められる場合に取崩すと定められており、下表の推移のように合理化事業損失引当金の超過分の繰入に加えて農業公社の運営状況による繰入・戻入が行われている。

平成14年度の繰入額は23,608千円、期末残高は285,510千円となっているが、上記の規定によつての引当のためこの金額の合理性は説明できないものとなっている。

強化基金引当金の推移

(単位：千円)

年度	期首残高	当期増減			期末残高
		合理化損失 超過分	公社運営状況 による引当	合計	
8	—	52,892	△ 7,100	45,792	45,792
9	45,792	38,065	48,240	86,305	132,097
10	132,097	16,160	18,543	34,703	166,800
11	166,800	15,322	11,499	26,821	193,621
12	193,621	32,169	30,932	63,101	256,722
13	256,722	27,944	△ 22,764	5,180	261,902
14	261,902	19,808	3,800	23,608	285,510

(意見)

農業公社の運営状況による繰入・戻入の基準については、合理的なものが定められておらず、引当金の要件を充たしていない。

農業公社では、(1)で述べたように合理化事業による土地の含み損を認識しており、その手当てとして考えているとのことであるが、そのためには評価事務が煩雑であるにしても「農地保有合理化等関係引当金取扱要領」第4に定められている「特定資産管理引当金」を設定すべきである。

(10) 小作料減額引当金について

合理化事業において、農業公社が農用地の借受料を前払いした場合でも賃貸借契約期間中に耕作者に対する賃貸料が改定された場合には、賃貸人にその改訂額のうち「小作料減額引当金積立運営要領」において定められている額（一括前払小作料の0.8%）を負担させることとしており、平成14年度は事業外収益の小作料減額引当金収入として249千円計上されている。

小作料減額引当金は、農地法第22条の規定による小作料の減額請求を受けたことによって生じた欠損を補填するために設定される。繰入額は一括前払小作料の0.8%と小作料減額引当預金の運用益の合計額とされており、平成14年度の繰入額は279千円、残高は7,524千円となっている。

(意見)

引当金の計上は将来の費用・損失の金額を合理的に見積ることができることが要件であるが、一括前払小作料の0.8%は賃貸人の負担割合であり、引当金の繰入率とする根拠には乏しいものと考えられる。実績率に基づくのが合理的であるが、小作料減額の実績は次のとおりであり、ここ9年間は実績がない。

(単位：千円)

年 度	件 数	金 額
昭和51年度	24	702
55年度	62	2,958
63年度	260	9,559
平成3年度	120	6,393
5年度	353	11,710

現状では、収入＝繰入額となっており、引当金の必要性も含め合理的な基準により計上すべきである。

(11) 農地保有合理化促進事業農業用機械・施設リース事業における徴収書類の不備について

保証人の印鑑証明書が3ヶ月を過ぎているものやリース物件につき借受証の徴収がないものがあつた。

(改善策)

必要な書類を正確に徴収するように徹底する必要がある。

第9 山形県漁業信用基金協会

1. 事業内容

(1) 事業の目的

中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る。

(2) 事業の概要

中小漁業融資保証法に基づいて昭和28年に設立され、会員たる中小漁業者等が金融機関から漁業近代化資金等を借入れる債務に対して保証を行っている。

2. 組織

事務所を酒田市におき、役員10名（理事長1名、理事7名、監事2名）、職員3名で組織されている。

3. 財務状況の推移

（単位：千円）

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予算)
事業収入	24,357	20,436	20,269	15,694	14,424	15,289
補助金収入	2,922	2,947	—	—	—	—
その他収入	208,084	209,727	370,733	425,346	478,945	530,936
総収入	235,364	233,110	391,003	441,041	493,370	546,225
事業費	3,498	3,332	4,984	4,734	3,397	4,361
管理費	27,171	26,764	20,040	20,686	20,556	18,158
その他支出	216,433	371,485	428,934	479,056	531,057	582,012
総支出	247,103	401,581	453,958	504,477	555,010	604,531
収支差額	△ 11,739	△ 168,471	△ 62,955	△ 63,436	△ 61,640	△ 58,306
総資産	4,579,256	4,487,988	4,697,388	4,416,239	4,274,761	—
有利子負債	196,700	213,100	400,000	429,600	431,600	—
正味財産	968,558	798,736	747,631	675,295	611,755	—
(県との取引)						
出資残高	397,800	397,800	397,800	397,800	397,800	397,800
補助金	2,922	2,947	—	—	—	—

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予算)
県OB役員数	1	1	—	—	—	—

(注1) その他収入の主な内訳は求償権償却引当金の戻入である。

(注2) その他支出の主な内訳は求償権償却引当金の繰入である。

4. 山形県との関係

(1) 基本財産等

県は、漁信基に対して出資金 397,800 千円（出資比率 58.3%）を出資している。

(2) 補助金

県との取引なし。

(3) 委託料

県との取引なし。

(4) 貸付金

県との取引なし。

(5) 損失補償に係る債務残高

県との取引なし。

(6) 人的関係

県との関係なし。

5. 監査の結果及び意見

(1) 財政状況、経営構造について

昭和48年頃から、操業の効率化を図るために凍結設備の整った漁船建造が増加し、右肩上がりの水揚げで推移していたが、昭和50年代に入り200海里規制による減船、オイルショックによる重油の高騰等を要因とする倒産や廃業による代位弁済が増大した結果、漁信基は厳しい財政状況となっている。

また、昨今の低金利及び現状の漁業情勢下では、保証料収入の大幅な増加は望めず、基金運用益の激減により財政状態の悪化を招いている。

事業管理費等の事務的経費についてこれ以上の削減は現状不可能であり、加えて、代位弁済により発生した多額の求償権の回収は非常に困難な状況が続いているため、現在の繰越欠損金の具体的な解消策は打出されていない状況である。

(意見)

現状の漁信基の収支構造は、保証料収入及び有価証券の運用による利息収入を主な事業収入とし、農林漁業信用基金への保険料、債権管理費、人件費等の事業管理費を主な事業費用としている。

昨今の債務保証件数の減少により保証料収入は現状の水準を下回ることが予想され、また、運用利回りの低下により利息収入も伸び悩む中で、人件費等の事業管理費はこれ以上の削減が見込めない状況となっている。

このままの経営構造では、求償権の焦げ付きにより発生した損失分のみならず、事業を継続していくことによって損失が拡大していく可能性もある。

保証料率の値上げ等も対応策の1つとしてあげられるが、現在の漁業情勢下で、漁業協同組合との折衝の困難さも容易に想像が付き、このようなその場しのぎの対策では現在抱えている問題点を根本的に解決できるとは考えられない。

抜本的な対策が必要と考える。

(2) 求償権の管理状況について

過去5年間の求償権の発生、回収、償却、残高の状況は下表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平 成 10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
代位弁済額	—	—	17,400	—	—
求償権残高	1,930,887	1,912,913	1,906,205	1,870,428	1,845,389
回 収 金	15,369	15,601	24,108	35,777	25,039
償 却 額	—	2,372	—	—	—

また、現在の求償権の残高に対する財務上の手当は、平成14年度において経過措置の適用を受け、求償権残高から農林漁業信用基金の保証保険分である納付準備金を差し引いた金額の90%に相当する金額につき引当計上している（平成14年度末

求償債権償却引当金残高 526,239 千円)。平成 15 年度の予算においては 100%の繰入を行うことになっている。

代位弁済に伴う求償権の発生は、昭和 55 年頃から平成 6 年頃まで発生していたものの、平成 7 年度以降は、平成 12 年度を除いて発生していない。

求償権の回収は平均して 1 年度当たり 20 百万円前後で推移しており、今後においても、債務者の更なる高齢化に伴い回収が容易に進まないことは明らかである。

現在の人員体制では、求償権残高について必要十分な管理を行うことが困難な状況となっている。また、年間の回収目標額を 25 百万円としているものの、担保相当の回収が容易でない現状からみれば、当該目標額は実情に即したものと考えられない。

(意 見)

求償権残高の具体的な内容を見直し、今後の回収見通しについて厳格な判定を行ったうえで、債権回収が可能と判断された相手先に対しての管理を徹底する必要がある。

また、求償権の償却基準に従い、適時適切に求償権の償却を実施する必要があると考える。

(3) 債務保証について

平成 14 年度末現在の債務保証残高は以下のとおりである。

(単位：千円)

	残 高	付 保 の 有 無		
		付保あり	付保なし	合 計
1 - 1 号 近代化	421,243	496,650	3,558	500,208
1 - 2 号 近代化	48,280			
2 号 近代化	27,315			
4 号 近代化	500			
7 号 近代化	2,870			
近代化資金計	500,208	496,650	3,558	500,208
日本海沿岸漁業等 経営安定資金	125,500	125,500	-	125,500
漁業一般資金	22,469	59,180	57,350	116,530
組合事業資金	24,510			
経営安定資金	23,200			
生活資金	46,351			
一般資金計	242,030	184,680	57,350	242,030
合 計	742,238	681,330	60,908	742,238

また、これら債務保証に対する財務上の手当については、保証責任準備金引当金として以下の金額を繰入れているが、過去5年間の債務保証残高に対する代位弁済の発生割合の平均は0.38%程度と非常に低く、平成14年度末現在で信用不安のある相手先はいないとのことである。

	所定期限	保証債務金額
農林漁業信用組合の保険に付されている債務保証	経過している	10.0%
	経過していない	0.6%
農林漁業信用組合の保険に付されていない債務保証	経過している	33.0%
	経過していない	1.0%

所定期限：融資機関が保証債務の弁済を請求することができる期日

債務保証の決定・承認に際しては、保証委託者の状況、内容、弁済能力、債権保全の状況を記した信用調査書及び生産性、収益性、安全性等についての経営判断の客観的基準に基づいて審査が行われ、重要なものについては理事会承認が必要となっており、厳格な手続がとられている。

しかし、債務保証決定後は、漁信基では保証先の経営状況について監視等の業務を行っていない。

(意見)

一義的には、貸出先である金融機関がチェックを行うことになるが、最終的なリスクは漁信基が負うことになる。漁信基において、事前の業務内容等の審査のみならず、事後においても定期的に金融機関より報告を求め、保証先の状況について把握しておく必要がある。

第10 山形県農業会議

1. 事業内容

(1) 事業の目的

農民の公正なる意見を反映し、農業の立場を代表する組織としてその業務を行うことによって農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与する。

(2) 事業の概要

農業委員会等に関する法律に基づき昭和29年に設立され、以下の事業を行っている。

- ・ 農地法、農業経営基盤強化促進法、その他の法令に基づく知事の諮問に対する答申の実施（法定所掌事項）
- ・ 農業委員会活動強化のため、調査・研修の実施、農地情報管理システムの整備
- ・ 認定農業者の経営改善支援、農業経営者の管理能力向上支援
- ・ 他産業経験者の就農・農業法人への就業の支援
- ・ 農業者年金の事務受託
- ・ 農業法人の設立、育成指導

2. 組織

事務所を山形市におき、会議の構成は、市町村農業委員会及び各種農業団体から選任された会議員57名からなり、会議員の中から会長1名、副会長2名、常任会議員28名（会長・副会長を含む）、監査委員3名が選出される。

事務局体制は、事務局長1名（県のOB）、事務局次長2名（課長を兼務）、指導課長1名、正職員4名、嘱託職員2名の計10名で組織されている。

3. 財務状況の推移

（単位：千円）

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 （予算）
補助金収入	84,918	89,152	120,217	125,393	145,252	129,476
その他収入	26,711	26,905	27,005	26,845	26,671	25,553
総収入	111,629	116,057	147,222	152,238	171,923	155,029
事業費	45,379	52,253	80,299	81,060	101,268	88,326
管理費	62,247	59,930	63,034	67,212	66,968	63,155
その他支出	3,270	3,213	3,213	3,140	3,133	3,548

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予算)
総支出	110,896	115,396	146,546	151,412	171,369	155,029
次年度への繰越金	733	661	676	826	554	—
(県との取引)						
補助金	56,699	52,695	55,394	60,054	57,487	61,160
受託料	1,104	9,811	38,980	37,200	64,134	50,911
県OB職員数	1	1	1	1	1	1

(注1) 補助金収入には県からの補助金及び受託料が含まれており、その他収入には市町村と団体からの拠出金を計上している。

(注2) 上表の数値は一般会計のみで、他に職員退職給与積立金特別会計がある。

4. 山形県との関係

(1) 基本財産等

県は、農業会議に対して出資を行っていない。

(2) 補助金

県は、農業会議に対して 57,487 千円の補助金を交付している。

(内訳)

(単位：千円)

名 称	金 額	関係部課
山形県農業会議補助金	47,416	農政企画課
農業経営基盤強化促進対策事業費補助金	6,150	農政企画課
地域営農推進事業費補助金	1,980	農政企画課
農用地有効活用推進事業費補助金	1,941	農政企画課
合 計	57,487	

(3) 委託料

県は、農業会議に対して、64,134 千円の委託料を支出している。

(内訳)

(単位：千円)

内 容	金 額	関係部課
農業経営革新支援者指導事業	63,230	農政企画課
就業機会創出支援事業	744	農政企画課
農業振興地域整備対策協議会推進事業	160	農政企画課
合 計	64,134	

- (4) 貸付金
県との取引なし。
- (5) 損失補償に係る債務残高
県との取引なし。
- (6) 人的関係
県のOBの職員が1名いる。

5. 監査の結果及び意見

(1) 財産目録の作成について

財産目録が作成されていない。

(改善策)

「経理規程」第26条第2項により、作成する必要がある。

財産目録（平成15年3月末時点）の試算は、以下のとおりである。

財産目録（単位：千円）

	金額
＜資産＞	
預貯金	2,400
退職給与積立資産	85,428
（内 預貯金）	(59,192)
（内 有価証券）	(26,235)
50周年積立貯金	100
備品	1,992
ソフトウェア	640
資産合計	90,560
＜負債＞	
未払消費税等	1,843
退職給与引当金	94,608
負債合計	96,451
＜正味財産＞	
正味財産合計	△5,891

(注1) 備品については、固定資産台帳で取得価額10万円以上のものにつき税法の耐用年数により残存価額0、定額法で取得の翌年度より減価償却を実施したものとした。

(注2) ソフトウェアについては、耐用年数5年、残存価額0、定額法で取得の翌年度より減価償却を実施したものとした。

(2) 簿外預金について

給与振込みのために利用している普通預金（平成15年3月31日残高 2千円）が簿外処理されている。

(改善策)

受け入れ処理を決算に反映させ、簿外資産を排除する必要がある。

(3) 退職給与積立金の要支給額に対する充足率について

職員の退職に備え、退職給与積立金を積み立てているが、平成 15 年 3 月 31 日現在の要支給額に対する充足率は、90.3%となっている。

(改善策)

早急に 100%の充足率とする必要がある。

(4) 割引債券の利子の計上時期について

割引債券の利子（7 千円）を購入時に収入として計上している。

(改善策)

利子については保有期間に応じて期間配分を行うべきである。

(5) 委託契約書について

農業者年金事業の委託契約書は自動継続のため、昭和 47 年当時のファイルにあるなど、契約した年度等にファイルされており、当年度に存在する契約にかかわる契約書が様々なところに保管されている。

(意見)

当年度に係わる契約書はその年度にファイルしておくことが望ましい。

(6) 共通経費の配賦について

農業会議は、負担金・補助金・委託料の事業のみを遂行するだけの組織体であるため、支出経費の配分が的確でなく、最終的に予算残額を調整するために共通経費を賦課している。

(改善策)

予算残額を調整するために共通経費を各事業に賦課するのではなく、適切に配分する必要がある。

(7) 農業公社との業務内容の重複について

農業会議及び農業公社とも、農業の発展のための規模拡大による経営の効率化、安定化を目的とし、農地の調整活動等を行っている。その業務内容について、農業会議は新規就農などの担い手育成等を、農業公社は農地の転売の仲介・促進活動を行っている状況である。

(意見)

農業会議、農業公社の双方の業務は、その目的を効果的に達成するために連携して行い、相乗効果が発揮できるようにすることが望まれる。

第 1 1 社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

1. 事業内容

(1) 事業の目的

生産者の経営安定及び青果物等の供給の安定的拡大を図る。

(2) 事業の概要

昭和 46 年に設立され、以下の事業を行っている。

- ・ 青果物等の価格低落時の補給金の交付事業
(野菜、果菜類、りんご、花き、加工原料用果実等)
- ・ 青果物等の需要の拡大を図るための事業 (消費対策拡大事業) 等

(3) 青果物価格安定制度の仕組み

青果物基金協会の主要業務である青果物等の価格低落時の補給金の交付事業は、相場変動の激しい青果物等について消費者の購買単価や生産者の実質的な販売単価を安定させることを目的としており、国もしくは県の青果物価格安定制度 (品種、栽培面積等により制度が異なる) に基づいている。それぞれ、青果物等の交付予約数量 (制度加入申込数量) に対して、過去の市場平均価格の 80~90% (保証基準価格という) を保証するための資金を生産者や国、県、市町村、農業協同組合等から負担金もしくは補助金として青果物基金協会が集めて準備金として積み立てておき、実際に市場の平均販売価格が保証基準価格を下回った場合にその差額を補てんする仕組みになっており、各制度の概要は次のとおりとなっている。

制 度	対 象 品 目	資 金 負 担 区 分
特定野菜等供給産地 育成価格差補給事業 (国庫事業)	特定野菜 27 品目 (山形県はに らのみ)	国 33.3% 県 33.3% 生産者 33.3%
野菜等銘柄産地 価格安定対策事業	重点野菜等 (すいか、トマト、 メロン、花き等 6 品目) 特産野菜 12 品目	県 50.0% 市町村 10.0% 全農 2.5% 農業協同組合 37.5% (うち生産者 35.0%)
加工果実 (もも) (国庫事業)	缶詰用、果汁用	国 50.0% 県 25.0% 生産者 25.0%
加工果実 (さくらんぼ)	缶詰用	県 50.0% 市町村 10.0% 生産者 31.7%ほか
りんご経営安定対策 (国庫事業)	生食用	国 50.0% 県 25.0% 生産者 25.0%

2. 組織

事務所を山形市におき、会員は、山形県、44市町村、22農業協同組合、その他8団体の計75団体からなる。

役員構成は、会長1名（副知事）、副会長3名、理事9名（うち常務理事1名 県OB）、監事3名（非常勤）となっている。

事務局体制は、事務局長1名、正職員1名、臨時職員3名の計5名で組織されている。

3. 財務状況の推移

（単位：千円）

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予算)
事業収入	412,382	412,272	399,940	435,173	431,531	479,549
補助金収入	554,988	527,045	537,718	543,203	533,450	675,642
その他収入	26,291	28,491	26,484	32,796	22,439	31,282
総収入	993,661	967,808	964,142	1,011,172	987,420	1,186,473
事業費	952,621	924,866	921,754	964,745	951,203	1,140,791
管理費	40,892	42,846	42,252	46,427	36,217	45,682
その他支出	148	96	136	—	—	—
総支出	993,661	967,808	964,142	1,011,172	987,420	1,186,473
収支差額	—	—	—	—	—	—
総資産	1,161,577	1,159,047	1,097,923	1,079,594	1,105,961	—
有利子負債	—	—	—	—	—	—
正味財産	403,606	403,701	403,837	403,006	388,517	—
(県との取引)						
出資残高	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
補助金	127,477	46,515	85,893	121,988	115,394	123,656
県OB役員数	1	1	1	1	1	1

4. 山形県との関係

(1) 基本財産等

県は、青果物基金協会に対して出資金 100,000 千円（出資比率 31.5%）を出資している。

(2) 補助金

県は、青果物基金協会に対して 115,394 千円の補助金を交付している。

(内訳)

(単位：千円)

名 称	金 額	関係部課
農産物流通明確化促進事業費補助金	1,600	生産流通課
青果物価格安定対策事業費補助金	76,994	生産流通課
青果物消費宣伝推進対策事業費補助金	36,800	生産流通課
合 計	115,394	

(3) 委託料

県との取引なし。

(4) 貸付金

県との取引なし。

(5) 損失補償に係る債務残高

県との取引なし。

(6) 人的関係

県のOBの常務理事が1名いる。

5. 監査の結果及び意見

(1) 補給金の交付時期について

青果物基金協会は、生産者に対する補給金の交付を品目ごとにまとめて行っている。例えば、メロンであれば、7月出荷分と8・9月出荷分とでは保証価格等が異なるが、7月出荷分の市場価格が下落した場合も8・9月出荷分の報告を待ってから交付措置が行われる。このため、平成14年7月出荷分に係るメロンの補給金36百万円が農業協同組合に交付されたのが平成14年11月下旬（交付に際しては必ず農業協同組合を経由する）、最終的に生産者に交付されたのは平成14年12月下旬であった。（特に生産者から不満の声はあがっていないとのことである。）

(意見)

少額の補給金の場合であればともかく、今回のメロンの平成14年7月出荷分については、金額も多額であることから、7月出荷分と8・9月出荷分を区分するなどにより、出荷時期からなるべく早いうちに補給金を交付すべきと考える。

(2) 未払費用の計上について

平成15年4月に支払われた平成15年3月分臨時職員賃金397千円及び平成15年3月分社会保険料の事業主負担分234千円について、未払計上がなされていない。

(改善策)

発生主義により未払費用を計上すべきである。

(3) 経費の按分について

各会計とも収支が同額である。

これは、経費を収支が同額となるように按分しているためであり、実際に各事業に要した経費は把握されていない。

収支の差額は普通財産会計にしわ寄せされるが、差額と同額の積立金の繰入・戻入により普通財産会計も収支が同額となっている。

(意見)

各事業につき実際に要した経費を把握することにより、効率化を図ることが望ましい。

(4) 消費拡大対策事業について

農業協同組合経由の出荷額の0.03%を農協負担金として徴収しているが、農業協同組合経由の出荷が全体に占める割合は33%程度である。

(意 見)

農業協同組合を経由しない出荷についてもこの事業の恩恵は受けていると考えられる。他県において大規模生産農家を会員として会費を徴収している例もあり、何らかの方策をとるよう検討が望まれる。

(5) 野菜構造改革促進特別対策事業における未収助成金及び未払助成金について

平成 14 年度において野菜構造改革促進特別対策事業の対象となった事業主体は 2 件であったが、そのうちの 1 件である A 農業協同組合からは、調査時点においてまだ実績報告書が提出されていない。県では 2 件の実績報告書がそろった時点で東北農政局に交付申請を行うため、実績報告書の提出がない A 農業協同組合だけでなく、既に提出のあった B 農業協同組合についてもまだ助成金が支払われていない。この助成金は独立行政法人農畜産業振興機構から青果物基金協会を通じて事業主体に支払われるため、青果物基金協会では平成 14 年度末で未収及び未払助成金が同額 (3,412 千円) で貸借対照表に計上されている。

(意 見)

県から実績報告書の提出のない A 農業協同組合に速やかに提出させることはいうまでもないが、既に提出済みの B 農業協同組合について支払いを遅らせることは問題である。少なくとも B 農業協同組合分の助成金については早期に支払い手続を行う必要がある。

(6) 果実等消費促進対策事業における給食メニューのフォローアップについて

当該事業は果実等の消費を促進することを目的に、主として学校給食に果実が用いられるような給食メニューを作成するための補助金である。この事業により実際にメニューが作成され一定の効果をあげていると思われるが、このメニューが現実に給食の献立に取り入れられているかのフォローアップが特になされていない。

(意 見)

この事業をより効果的にするためには、作成されたメニューが現実にどれだけ給食の現場に用いられたかの追跡調査等が必要であると考えられる。

第 1 2 山形県土地改良事業団体連合会

1. 事業内容

(1) 事業の目的

市町村・土地改良区等が行う土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため、技術面及び運営面にわたる指導・支援体制を確立し、その共同利益の増進を図る。

(2) 事業の概要

昭和 33 年に設立され、主として以下の事業を行っている。

- ・ 会員の行う土地改良事業に関する技術的指導その他の援助
- ・ 土地改良事業に関する研修及び情報の提供
- ・ 土地改良事業に関する調査及び研究
- ・ 国または県の行う土地改良事業に対する協力
- ・ 土地改良事業に関する金融の改善

2. 組織

事務所を山形市におき、土地改良事業を行う市町村、土地改良区を会員としている。

具体的な機構は以下のとおりである。

- ・ 会員は県内の 44 市町村及び 78 土地改良区等の 122 団体で構成され、総会は、土地連の最高意思決定機関であり、会員は全て平等な立場から参画できる。
- ・ 定款に基づく役員構成並びに規定による委員会、支部等は次のとおりである。
 - 理事会—会長 1 名、副会長 3 名、専務理事（県 OB）1 名、理事 11 名
 - 監事会—総括監事 1 名、監事 2 名
 - 委員会—管理指導センター運営委員会、換地センター運営委員会、基金管理委員会、基金債務保証審査委員会、かんがい排水事業推進委員会、ほ場整備事業推進委員会、農道整備事業推進委員会、農村総合整備事業推進委員会、中山間地域総合整備事業推進委員会、農地防災事業推進委員会、土地改良施設管理委員会、総合償還対策事業審査委員会
 - 支 部—7 支部（東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内）
- ・ 事務局体制は 2 部（総務、技術）、10 課・室で構成され、正職員 89 名、嘱託職員 1 名、計 90 名で組織されている。

3. 財務状況の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予算)
事業収入	3,617,010	3,441,768	2,807,065	2,558,565	2,373,065	2,215,049
補助金収入	754,653	720,534	736,517	708,515	645,522	601,575
その他収入	243,068	16,546	71,871	681,685	212,864	90,919
総収入	4,614,731	4,178,848	3,615,453	3,948,765	3,231,451	2,907,543
事業費	4,210,871	3,981,420	3,483,173	3,141,757	2,775,838	2,702,222
管理費	151,728	138,121	150,540	128,644	118,278	111,932
その他支出	279,109	45,960	59,657	663,097	236,389	93,389
総支出	4,641,708	4,165,501	3,693,370	3,933,498	3,130,507	2,907,543
収支差額	△ 26,977	13,346	△ 77,916	15,266	100,943	—
総資産	6,613,853	6,715,618	6,443,249	5,974,435	5,732,167	5,600,000
有利子負債	67,000	55,000	44,000	33,000	22,000	—
正味財産	4,431,691	4,418,602	4,237,696	3,971,200	3,902,120	3,840,000
(県との取引)						
出資残高	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
補助金	754,653	720,534	736,517	708,515	645,522	601,575
受託料	1,100,954	1,009,061	735,648	527,567	546,600	285,000
県OB役員数	2	1	2	2	1	1
県OB職員数	3	3	2	—	—	—

総収入は平成10年度から每期減少傾向にある。特に事業収入については平成14年度においては平成10年度の65.6%にまで減少しており、事業が縮小傾向にあることを示している。

4. 山形県との関係

(1) 基本財産等

県は、土地連に対して基金出資金 21,000 千円（出資比率 0.6%）を出資している。

(2) 補助金

県は、土地連に対して平成 14 年度に 645,522 千円の補助金を交付している。

(内訳)

(単位：千円)

名 称	金 額	関係部課
団体営水田畑地化調査計画費補助金	9,100	農村計画課
土地改良事業推進対策費補助金	10,516	農村計画課
山形県土地改良負担金総合償還対策事業資金利子補給補助金	102,056	農村計画課
山形県担い手育成支援事業補助金	304,320	農村計画課
山形県基盤整備関連農地集積緊急促進事業費補助金	1,961	農村計画課
基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金	39,160	農村計画課
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	121,070	農村計画課
換地処分事務促進対策補助金	11,192	農村計画課
団体営土地改良総合整備事業費補助金	7,275	農村計画課
農地流動化支援水利用調整事業費補助金	36,700	農村計画課
農業水利保全支援事業費補助金	2,172	農村計画課
合 計	645,522	

(3) 委託料

県は、土地連に対して平成 14 年度に 546,600 千円の委託料を支出している。

(内訳)

(単位：千円)

内 容	金 額	関係部課
柏木山地区ほ場整備事業（担い手育成型）全体実施設計業務委託	31,500	農村計画課
小其塚地区ほ場整備事業（担い手育成型）業務委託	27,855	農村計画課
藤井地区受託農業集落排水事業関連業務委託	26,382	農村計画課
野中地区ほ場整備事業（担い手育成型）関連委託	25,620	農村計画課
外ノ内下窪田地区ほ場整備事業（担い手育成型）確定測定業務委託	22,260	農村計画課
鮭川左岸地区ほ場整備事業区画整理実施設計業務委託	21,982	農村計画課
大豊地区農業集落排水事業処理施設設計業務委託	20,500	農村計画課
施行単価条件表等分析改訂業務委託	13,930	農村計画課
宮原地区ほ場整備事業（担い手育成型）確定測量業務委託	13,335	農村計画課
野々村地区地域用水環境整備事業関連委託	13,018	農村計画課

内 容	金 額	関係部課
その他 120 件	330,215	
合 計	546,600	

(4) 貸付金

県との取引なし。

(5) 損失補償に係る債務残高

県との取引なし。

(6) 人的関係

県の 0B の専務理事が 1 名いる。

5. 監査の結果及び意見

(1) 受託業務収入の年度計上について

平成 14 年度の受託業務について、業務が平成 15 年 3 月までに完了しているにもかかわらず、収入計上されていないものが 295,027 千円（税込）あり、これらは平成 15 年度において収入計上されている。（平成 13 年度は 312,215 千円（税込））

(改善策)

業務が 3 月までに完了しているものは、その年度で収入を計上する必要がある。

(2) 事業の経費計上について

事業の経費計上金額を検討したところ、農道台帳管理事業で、人件費については担当者のある月の給与全額、需用費についてはある月のコピー代全額等、農道台帳管理事業のみにその月の経費がすべてかかっているとは思われないケースや、受託事業のみに全国土地改良大会の参加費が計上されているケースなど、支出金額を各事業に計上する基準が明確となっていない。現在の状況では恣意的に各事業に計上することが可能となっている。

(改善策)

各事業の収支を明確に把握するために、支出金額を各事業に計上する基準を明確にする必要がある。

(3) 適正化事業の事務処理について

「土地連事務処理細則」第 5 条によれば、適正化事業の事業採択にあたっては土地改良区等から「適正化事業需要量調書」の提出を求めることとされているが、平成 14 年度の適正化事業 257 施設のうち 4 施設について提出されていない。

(改善策)

細則に従い、全件徴収すべきである。

(4) 文書の日付確認の徹底について

総合償還対策事業においては、土地改良事業の負担金の水準が一定以上の事業地区についてピーク時の年償還金を平準化目標額まで引き下げ、土地改良区等の負担金の軽減を図るために、土地連が土地改良区等へ支出する交付金については全国土地改良資金協会及び県が 50%ずつ負担している。この支出に際し、県が土地連に対して発行した「平成 14 年度山形県土地改良負担金総合償還対策事業利子補給補助金の交付決定及び額の確定について（通知）」の日付が平成 14 年 2 月 17 日となっており、平成 15 年 2 月 17 日を誤って記載したものである。

(改善策)

文書の収受に際しては、日付の確認を徹底することが必要である。

(5) 土地改良区に対する請求書の発行について

農業水利保全支援事業においては、土地改良区の 100 ha以上の水利権更新について指導・援助を行っている。事業に要する経費については 50%が国により補助され、残りの 50%を土地改良区が負担している。土地連では、事業対象の土地改良区より事業採択要望書が提出された段階で当該土地改良区に対する請求額が自動的に決定されるため、請求書の発行は行っておらず、このため、土地改良区の負担額の納入期限も明らかでない。

(改善策)

債権回収を確実にするためにも、納入期限を明示した請求書を発行すべきである。

(6) 事業のあり方について

農業水利保全支援事業では、土地改良区の水利権更新について指導・援助を行っている。

(改善策)

今後は、水利権の諸手続に係るノウハウを各土地改良区に根付かせ、各土地改良区が独自で水利権更新を行っていけるよう促すべきである。これにより土地連の人的資源を他の事業に配分することが可能となり、組織のスリム化に資するものと考ええる

(7) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の計算について

消費税等の計算上、課税売上割合が 95%以上であれば課税仕入に係る消費税等額のすべてを課税売上に係る消費税等額と相殺できる（ただし、特定収入が 5%以下の場合）。

土地連では、平成 14 年度に土地の売却があったことにより課税売上割合が 89%と 95%を下回った。このため、個別対応方式もしくは一括比例配分方式によって控除する課税仕入の税額を計算する必要があり、個別対応方式を選択したうえで、課税仕入に係る消費税等額のすべてを課税売上にのみ対応するものとして、その全額を控除している。

課税仕入の中には、商品仕入等直接課税売上に係るものだけではなく、課税売上和り非課税売上のある事業所の電気料等のように課税売上、非課税売上双方に共通するものが含まれているのが一般的であり、過大な仕入控除により納付消費税等が過少であったと思われる。

(改善策)

税理士や税務署等と協議するなど、正しい納税を行う必要がある。

(8) 法人税等の未払計上について

平成 14 年度の法人税等については、未払計上されておらず平成 15 年度の支出とされている。

(改善策)

法人税等の納税に対応する収益業務は平成 14 年度に行われており、未払計上する必要がある。

(9) 法人市町村民税に関する事業所の取扱について

平成 14 年度では法人市町村民税は山形市のみに納付しており、事業所のある新庄市、南陽市、三川町には申告書の提出及び納付をしていない。収益事業を行う事業所は本所のみであるということで山形市のみに事業所開設の届けを提出しているが、平成 14 年度には庄内事業所でも収益事業を行っていると思われるものがあつた。

(改善策)

収益事業のすべてを本所のみで行っているのであれば、山形市のみに法人市町村民税を納付すればよいが、他の事業所でも収益事業を行うのであれば、その所在地の市町村に事業所開設の届けを提出し、法人市町村民税を納付する必要がある。

(10) 収益事業の計上漏れについて

平成 14 年度において、農業公社よりの業務受託料収入 1,050 千円（水田畑地化基盤調査業務委託）が収益事業として計上されていない。そのため、法人税等の納付が 26 千円不足している。また一般管理費収入の雑収入のなかに自動販売機手数料や会議室使用料などの収益事業と考えられるものが存在する。

(改善策)

税理士や税務署等と協議するなど、正しい納税を行う必要がある。

(11) 役員退職慰労金規程の整備について

平成 14 年度末に全役員に対し、任期満了に伴い役員退職慰労金規程に基づいて算定した退職慰労金を支給している。役員退職慰労金規程においては、任期満了の役員に対しては 1 ヶ年分の報酬相当額を支給することとされている。理事の中には業務担当理事 2 名がおり、その 2 名の報酬額は他の理事の報酬よりも高額であったが、業務担当理事に対する退職慰労金の算定は他の理事の報酬額と同一額を基準として行われていた。

(意 見)

役員退職慰労金の算定におけるお手盛りを防止するためにも、業務担当理事に対する役員退職慰労金の取扱を規程上整備することが望まれる。

(12) 施設の有効活用について

土地連の事務所建物のなかに現在ほとんど利用されていない部分がある。

(意 見)

建設時に補助金を受け入れており制約もあるが、これらの遊休部分については何らかの形で有効利用することが望まれる。

第 1 3 財団法人山形県林業公社

1. 事業内容

(1) 事業の目的

民法 34 条に基づく公益法人として、山形県において森林資源の造成整備を図るとともに、森林、林業に関する普及啓蒙等を行うことにより水源のかん養を図り、国土の保全を期するとともに林業生産の向上を促進し、もって住民生活の安定と農山村経済の振興に寄与する。

(2) 事業の概要

昭和 42 年に設立され、主として以下に記載する事業を行っている。

- ・ 分収造林及び分収育林に関する事業
- ・ 森林の経営及び施業の受託に関する事業
- ・ 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- ・ 森林、林業に関する普及啓蒙の事業
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する事業
- ・ 農山村における林業振興のための事業または公共施設の整備
- ・ その他この法人の目的達成に必要な事業

※ 分収造林

- ・ 土地所有者との契約に基づき林業公社が造林を行い、伐採時にその収益を分け合う。
- ・ 契約期間 70 年
- ・ 分収率 林業公社 60% : 土地所有者 40% (平成 11 年度以降の契約から林業公社 70% : 土地所有者 30%)
- ・ 新植 拡大造林は平成 10 年度限り、再造林は平成 12 年度限りで中止

※ 分収育林

土地利用者との契約に基づき林業公社が林地の手入れを行い、伐採時にその収益を分け合う。

(3) 社営林の現況

・ 経営面積（平成 15 年 4 月 1 日現在）

分収造林	15,421 ha	(968 林地)
分収育林	242 ha	(19 林地)
	<u>15,663 ha</u>	

・ 樹種別面積（平成 15 年 4 月 1 日現在）

スギ	14,672 ha
マツ類	832 ha
広葉樹	159 ha
	<u>15,663 ha</u>

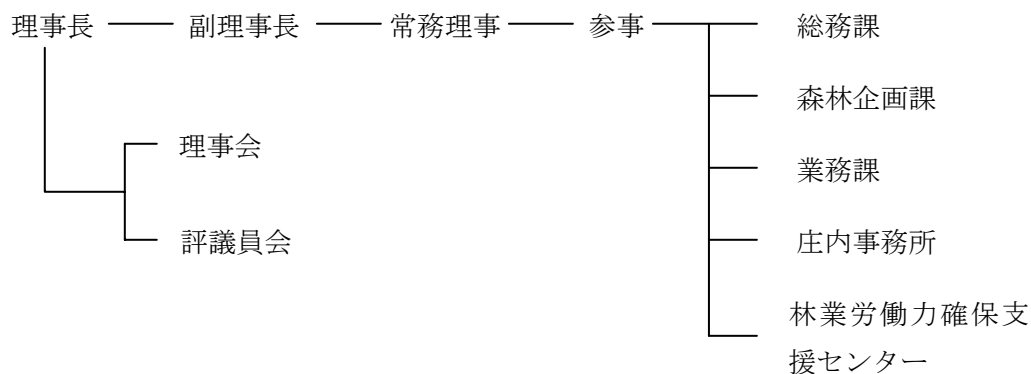
・ 齢級別面積（平成 15 年 4 月 1 日現在）

齢級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII～	合計
面積 (ha)	148	1,065	2,171	2,553	3,156	3,378	2,400	792	15,663

※ 齢級は 5 年きざみ

2. 組織

事務所を山形市におき、平成 15 年 4 月 1 日現在、役員 11 名（理事長 1 名、理事 8 名、監事 2 名）、正職員 14 名、嘱託職員 3 名で組織されている。



なお、理事長には副知事が、副理事長には県農林水産部長がそれぞれ就任している。また、監事には県農政企画課長及び県出納局経理課長が就任している。常務理事は県の OB であり、平成 14 年度までは職員のうち 1 名が県の OB である。

3. 財務状況の推移

(単位：千円)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 (予算)
事業収入	214,012	206,545	187,035	206,188	186,376	186,332
補助金収入	649,948	474,488	441,921	372,324	301,681	279,499
その他収入	1,864,890	2,738,032	2,321,162	2,168,820	4,073,304	1,066,481
総収入	2,728,850	3,419,065	2,950,118	2,747,332	4,561,361	1,532,312
事業費	1,565,695	1,361,674	1,203,789	909,616	699,620	639,977
管理費	62,529	70,544	72,856	74,401	66,915	69,293
その他支出	1,040,573	1,949,162	1,628,804	1,721,042	3,752,493	780,769
総支出	2,668,797	3,381,380	2,905,449	2,705,059	4,519,028	1,490,039
収支差額	60,053	37,685	44,669	42,273	42,333	42,273
総資産	40,231,099	30,094,292	31,713,137	33,099,106	34,288,646	35,263,120
有利子負債	22,648,673	23,796,333	24,858,967	25,665,852	26,289,296	26,993,418
正味財産	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(県との取引)						
出資残高	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
補助金	649,948	473,879	441,414	371,069	297,725	278,928
受託料	195,509	183,950	167,943	174,958	171,050	155,120
借入残高	16,043,496	17,108,503	18,225,897	19,366,897	20,525,311	21,239,723
損失補償に係る債務残高	12,137,967	12,744,175	13,231,736	13,458,634	13,502,385	13,621,848
県OB役員数	1	1	1	1	1	1
県OB職員数	1	1	1	1	1	—

分収林の伐採・販売は超長期にわたって行われる。「1. 事業内容・(3)社営林の現況」を見ても明らかなように、林業公社で取り扱う分収林は齢級Ⅲ～Ⅶに偏っており、その伐採・販売は今後発生することになる。

林業公社の収入・支出においては、県及び農林漁業金融公庫からの借入と返済がその大半を占めている。また、借入金の収支は、平成12年度以降の3年間で1,062,634千円、806,884千円、623,445千円の収入超過となっている。これは、林業公社の資金繰りが実質的に借入れにより賄われていることを示している。前述のとおり、分収林の販売による収入がほとんど発生していない現状では、償還財源が不足しており、今後も借入に対する依存度は高まるものと考えられる。

総資産には分収林経営勘定が含まれており、同勘定の残高は平成10年度以降、以下のように推移している。

(単位：千円)

年 度	平 成 10 年 度	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度
残 高	28,079,998	29,779,046	31,403,573	32,776,459	33,980,582
総資産に 占める割合	98.8%	99.0%	99.0%	99.0%	99.1%

平成10年度までの決算では分収林経営勘定に補助金も含まれていたが、平成11年度から補助金を除いている。上記表上、年度比較を確保するため、平成10年度の方収林経営勘定は補助金を除いた金額である。補助金を含んだ分収林経営勘定は39,900,480千円であり、また、分収林経営勘定から補助金を除いたときの総資産は28,410,617千円である。

分収林経営勘定は分収林造成に要した費用を将来の方収林販売収入に対応させるため繰延処理したものである。したがって、将来の方収林販売による収入の累計額が分収林経営勘定残高を下回る場合には、林業公社の経営を圧迫することになる。

(これらの点については、「5. 監査の結果及び意見」において考察を加えている。)

平成10年度以降、有利子負債残高は増加傾向にある。有利子負債は県及び農林漁業金融公庫からの借入金である。現状では県に対する利息の支払は行われておらず、未払利息残高も増加傾向にある。

4. 山形県との関係

(1) 基本財産等

県は、林業公社に対して基本財産 10,000 千円（出資比率 100%）を出捐している。

(2) 補助金

県は、林業公社に対して平成 14 年度に 297,725 千円の補助金を交付している。

(内訳)

(単位：千円)

名 称	金 額	関係部課
森林整備活性化資金利子補給補助金	19,315	森 林 課
造林事業費補助金	264,321	森 林 課
水源の森づくり事業費補助金	10,752	森 林 課
分収林整備高度化事業費補助金	810	森 林 課
ふるさとの森林オーナー推進事業費補助金	1,000	森 林 課
森林づくり実践隊支援事業費補助金	1,526	森 林 課
合 計	297,725	

(3) 委託料

県は、林業公社に対して平成 14 年度に 171,050 千円の委託料を支出している。

(内訳)

(単位：千円)

内 容	金 額	関係部課
山形県営林管理経營業務委託	73,701	森 林 課
山形県里山景観創成事業（森林環境整備）業務委託	29,400	森 林 課
山形県森林研究研修センター林木育種場業務委託	24,774	森 林 課
東南置賜地区保育伏部沢業務委託	8,295	森 林 課
森林資源モニタリング調査業務委託	6,403	森 林 課
最上川地区保育真室川町業務委託	4,167	森 林 課
地域森林計画編成現地等調査業務委託	3,360	森 林 課
里山景観創成事業松くい虫被害木等調査業務委託	3,255	森 林 課
北村山地区保育東根市第 1 工区業務委託	3,255	森 林 課
庄内地区保安林改良遊佐町森林整備調査業務委託	3,045	森 林 課
その他 7 件	11,394	
合 計	171,050	

(4) 貸付金

県は、林業公社に対して平成15年3月末現在、12,786,911千円を貸付けている。
なお、同貸付金に対する利息は支払われておらず、平成15年3月末現在の未払利息残高は7,738,400千円となっている(3.の表における借入金残高は、元本残高及び未払利息残高の合計)。

(5) 損失補償に係る債務残高

県は、林業公社の平成15年3月末における農林漁業金融公庫よりの借入金13,502,385千円に対して損失補償をしている。

(6) 人的関係

県のOBの役員及び職員がそれぞれ1名ずついる。

5. 監査の結果及び意見

(1) 事業の長期収支見通し

分収林事業は非常に長い期間にわたるために将来の採算を正確に見込むことは難しいものの、農林漁業金融公庫や県から多額の借入をして事業を実施していることから、長期的な事業収支を把握しておくことが望ましいことは言うまでもない。

この点について、平成 13 年度の包括外部監査によって平成 81 年度（現有する分収林がすべて伐採される期間）までの収支累計見込の試算がなされ、その結果 635 億円の資金不足が発生する見通しである旨の指摘がなされている。県はこれを受けて平成 15 年 3 月に「財団法人山形県林業公社経営検討会報告書」（以下、「検討会報告書」という。）を作成し、これによれば、各種の経営改善施策を実施することにより、平成 81 年度までの資金不足が 210 億円まで縮減する見通しとなっている。

下表は、検討会報告書からの抜粋である。

(単位：百万円)

区分	項目	S59 長期 収支計画	包括外部 監査試算 (B)	経 営 改 善 策 (C)	節 減 額 (B - C)	備 考
収入	伐 採 収 入	239,002	69,386	69,386	—	
	受 託 収 入	—	10,695	966	9,729	H19 で終了
	利 子 助 成 金	—	1,716	1,087	629	活性化資金 (利子補給)
	造 林 補 助 金	7,762	2,360	2,791	△431	H35 で完了予定
	公 庫 借 入 金	18,417	5,403	5,176	227	
	県 借 入 金	31,529	22,471	17,380	5,091	H49 で終了
	里 山 景 観	—	—	89	△89	H14～H16
	支 援 交 付 金	—	—	432	△432	H14～H16
	合 計	296,710	112,031	97,307	14,724	
支出	造 林 事 業 費	30,948	7,172	4,940	2,232	徹底したコストダウン
	受 託 事 業 費	—	10,695	966	9,729	H19 で終了
	一 般 管 理 費	10,279	7,464	4,888	2,576	組織の簡素化・効率化
	分 収 交 付 金	107,551	30,516	30,516	—	
	公 庫 借 入 金 償 還	49,182	32,572	29,048	3,524	分収事業の見直し等
	県 借 入 金 償 還	79,555	78,778	43,679	35,099	
	小 計	277,515	167,197	114,037	53,160	
	借入金未償還残高	—	8,387	4,283	4,104	
	合 計	277,515	175,584	118,320	57,264	
収 支 差 額		19,195	△63,553	△21,013	△42,540	

※ 試算の前提条件

1. 包括外部監査試算(B)及び経営改善策(C)は、平成 13 年度～平成 81 年度までの収支の算定

2. 平成 81 年度で分収林が全て伐採され、分収林事業が完了することを前提
3. 木材価格は平成 12 年度実績による。
4. 年度ごとの資金不足は県長期借入金で対応する。
5. 一般管理費は平成 13 年度の平均単価を使用、1 人当たり 11,769 千円（人件費、事務費）
6. 借入金未償還残高は、平成 81 年度末時点で支払が残る公庫借入金と県借入金の元金及び利息
7. 受託事業は平成 19 年度で終了
8. 造林事業は、平成 35 年度で終了

上表のとおり、以下の経営改善策を実施することにより 425 億円の経費節減が可能と見込まれている。

(単位：百万円)

改 善 策	経費削減額	具 体 的 内 容
分収林事業の経費節減	2,233	・ 保育施業基準の見直しによる事業量の削減 ・ 施業工程の見直しによる単価引下げ
林業公社組織の簡素化・効率化	2,705	・ 退職予定者の不補充による人件費の削減等
分収林事業の見直し	1,744	・ 長伐期施業による施業転換資金の導入 (公庫借入金の低利借換が可能となる) ・ 分収率（林業公社と所有者の伐採収入の配分比率）の見直し
県 の 支 援 策	33,590	・ 利率を全て 1.0%に引き下げる
そ の 他	2,268	・ 事業費や管理費の減に伴う金利負担減等
合 計	42,540	

報告書の長期収支見通しについて、実現可能性や公的負担の妥当性の観点から次の問題点が挙げられる。

a. 県借入金の未払利息

県借入金の利率が、平成 14 年度まで年 3.50～5.50%と比較的高かったため、平成 15 年度末における未払利息は 7,738 百万円に膨らんでいる。しかし、このままの利率では林業公社の負担が重くなるうえ、県と林業公社との間において市場金利以上に高い金利を支払うことは合理的でないため、平成 15 年度より県の支援策の一環として利率は年 1%に引き下げられている。

検討会報告書によれば、県借入金の利率を 1%とした場合でも平成 81 年度末においてまだ 210 億円の資金不足が生じるが、無利子化することにより資金不足は 105 億円まで圧縮できるものとしている。

b. 長伐期施業の実施による事業期間の延長

従来、分収林の伐採は平成 81 年度で完了する予定だったが、農林漁業金融公庫からの借入金を低利率（1.1～1.25%）の施業転換資金に借換えるため、平成 15 年度より従来の伐採時期を 20～40 年遅らせる方針をとっている。その結果、償還期間（25～35 年間）の経費節減額は上表のとおり 1,744 百万円となり、さらに公庫の借換条件が緩和されれば、まだ借換がなされていない 6,931 百万円（平成 14 年度末残高、利率 1.1～6.3%）についても施業転換資金に借換できる可能性がある。

利息負担が減少するのは良いが、伐採時期が最低でも 20 年間延長されてしまうため、伐採収入もその分遅れることになる。現行の長期収支見通しは、平成 81 年度に伐採が完了する前提となっており、この延長期間を考慮していない。

また、施業転換資金の償還時期は平成 15 年度～平成 49 年度となっており、償還原資は県からの借入を見込んでいる。

なお、新規植林については、借入金の増大を防ぐためもあり、平成 13 年度以降は行っていない。

c. 木材単価の設定

中心木材である杉材の単価は、平成 3 年度以降下落を続けている。特に平成 14 年度は前年比マイナス 24%と減少幅が大きく、利用材積 1 m³ 当たりの単価は 5,332 円であり、平成 2 年度からの下落率は 63.5%に達している。また、伐採期は各県の林業公社が同時期となるため、木材の市場流通量が増大してさらに相場が悪化する可能性もある。

これに対して、今回の長期収支見通しでは単価を 6,900 円～7,700 円と設定しており、もし相場が平成 14 年度の水準以下で続くと、想定していた伐採収入が入らないことになる。

（意 見）

上記 a. ～c. の問題点について、下記のとおりさらに見直しを行い、より実態に即した長期事業計画を策定すべきと考える。また、森林の持つ公益的機能も踏まえた上で、資金負担を含めた今後の県としての対応を検討することが望ましい。

a. 県借入金の未払利息

確かに、県借入金を無利子化すれば林業公社の資金不足額は大幅に圧縮されるが、それは結局県民の負担によって成り立つものである。また、仮に伐採収入が計画よりも多額であったとしても、その分の利益はすべて林業公社に帰属することになる。

今後、県借入金の無利子化を検討するにあたっては、分収率の変更等による増収策を併せて検討しておくことが必要であり、実施に際しては情報を広く公開し、県民の理解を得る必要がある。

b. 長伐期施業の実施による事業期間の延長

長期事業計画における収支見通しについては、伐採が終わる時期（最短で平成 101 年）までの試算を行い、その期間中の資金計画を施業転換資金の償還を含めたところで立案しておくべきと考える。

また、他県とも協力して、長伐期施業への転換にかかわらずに現行の高利率を低減させるための働きかけをしていくことも、方策の 1 つとして考えられる。

c. 木材単価の設定

平成 14 年までの木材単価の推移を見ると、今後木材単価が上昇するとは考えにくいと、木材単価が変動した場合に林業公社に与える影響についても検討しておくことが必要である。

また、林業公社では土地所有者との話し合いにより分収率を引き上げる努力を続けているものの、平成 12 年 10 月現在では、分収契約のほとんどは 60 対 40 であるが、土地所有者に対する林地の保護管理報酬（5%）が生じるため、実質的分収率の全体平均は 55 対 45 となっており、伐採収入のうち 45% が土地所有者に渡ることになる。資金不足を抑えるためには、さらに分収率を引き上げる努力が必要である。

下表は、仮に単価が前提条件（6,900～7,700 円）と比べて変動した場合及び分収率の全体平均を 70 対 30 に引き上げた場合に、資金不足がどのように変化するかを試算したものである。これより、木材単価が 20% 下落すると資金不足が 210 億円から 287 億円に膨らむことや、分収率を 70 対 30 に引き上げれば資金不足は約 100 億円圧縮されることなどが分かる。

（単位：百万円）

増減率	木材単価 (間伐除く、m ³ 当たり(円))	分収率 55 対 45 (現状)		分収率 70 対 30 に引き上げ	
		伐採収入 - 分収交付金	資金不足額	伐採収入 - 分収交付金	資金不足額
+30%	8,970～10,010	50,531	△ 9,352	64,312	4,429
+20%	8,280～9,240	46,644	△ 13,239	59,365	△ 518
+10%	7,590～8,470	42,757	△ 17,126	54,418	△ 5,465
0%	6,900～7,700	38,870	△ 21,013	49,471	△ 10,412
△10%	6,210～6,930	34,983	△ 24,900	44,524	△ 15,359
△20%	5,520～6,160	31,096	△ 28,787	39,577	△ 20,306
△30%	4,830～5,390	27,209	△ 32,674	34,630	△ 25,253

(注) 増減率及び分収率を除いた数値は、検討会報告書の前提条件によっている。

(2) 分収林勘定の評価額

平成 14 年度末現在の分収林勘定の簿価は 33,980 百万円であり、その内訳は次のとおりとなっている。

(単位：百万円)

	金 額
直 接 事 業 費	28,926
間接事業費（人件費等）	2,634
支 払 利 息	16,110
小 計	47,671
△ 補 助 金 受 領 額	△ 13,341
△ 解 除 に よ る 減	△ 348
分収林勘定残高	33,980

このように、簿価はこれまでの事業費や支払利息を積み上げて算定されており、時価のように財産価値、処分価値を表わしたものではない。

(意 見)

分収林勘定を時価評価することは、超長期のために数十年後の処分価格を見積ることや分収率の変更により林業公社の収入が変化することなどを考慮する必要があるが、財産価値の観点から分収林勘定を評価してみることも、事業の実態や今後のあり方を判断するうえで有用であると考えます。

ここでは、評価にあたって次の 2 通りを検討してみた。

a. 検討会報告書で使用された時価（平成 12 年度末現在）をベースとする

b. a の時価から 20%減の価額（平成 14 年度の時価に近くなる）をベースとする

それぞれ評価額は次のとおりとなった。なお、評価額は将来想定される伐採収入から土地所有者に支払う分収交付金や造林事業費、販売経費等を控除して算定しており、これらの控除額は検討会報告書の数値に基づいている。

(単位：百万円)

	評価額	簿価との差額
a. のケース	29,042	△ 4,938
b. のケース	21,268	△ 12,712

この計算結果は、あくまでも仮定条件を置いたうえでの試算に過ぎないが、平成 14 年度の時価に近い価額で評価すると、評価額は簿価を 100 億円以上も下回ることになる。

簿価は、事業費や支払利息を積み上げていくことで今後も増加していくために、評価額との差額も増大する可能性があり、計算を精緻化したうえで、参考情報として県民に開示していくことが望まれる。

(3) 罹災引当金

罹災引当金（平成 14 年度末残高 47,785 千円）は、植林期間が 10 年以上経った林について保険をかけていないため、山火事等による損失に備えて引き当てているものである。しかし、将来高い確率で発生し、かつ金額が合理的に見込めるものとは言い難く、会計上の引当金の計上要件を満たしていない。

(改善策)

会計上の引当金の要件を満たさないいわゆる利益留保性の引当金のため、負債ではなく、正味財産である積立金勘定に振り替えるべきである。

(4) 業務委託料算定にあたっての消費税等の扱いについて

県は林業公社との間で「山形県森林研究研修センター林木育種場業務委託契約書」を締結し、森林研究研修センター林木育種場の管理運営業務を委託しており、委託料は 23,595 千円、消費税等 1,179 千円、合計 24,774 千円である。

県で作成した「委託作業一覧表」によれば、委託料（23,595 千円）の算定にあたり一部の項目については消費税等の金額（85 千円）が加算されている。しかしながら、この金額は消費税等の課税事業者である林業公社にとっては仕入税額控除が可能であり、過大であったものと考えられる。

(改善策)

消費税等の課税事業者に対する委託料の算定に際しては、各項目の算出については消費税等を加算することは不要であり、全体につき 5%の消費税等の額を算出することで足りる。

以 上